

平成 26 年第 3 回定例会

# 麻 績 村 議 会 会 議 録

平成 26 年 9 月 4 日 開会

平成 26 年 9 月 11 日 閉会

麻 績 村 議 会

## 平成26年第3回麻績村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

### 第 1 号 (9月4日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	5
○開会及び開議の宣告	6
○議事日程の説明	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	7
○村長挨拶	7
○諸般の報告	8
○請願、陳情、要請等の委員会付託	9
○議案第1号～議案第15号までの一括上程、提案理由の説明	9
○認定第1号～認定第9号の一括上程	14
○決算書会計管理者説明	14
○平成25年度決算審査意見書報告	25
○散会の宣告	28

### 第 2 号 (9月10日)

○議事日程	29
○出席議員	29
○欠席議員	29
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	29
○事務局職員出席者	29

○開議の宣告	30
○議事日程の説明	30
○一般質問	30
塚原利彦君	30
坂口和子君	48
峰田昶君	66
小山福績君	83
塚原義昭君	93
○委員長報告	103
○散会の宣告	107

### 第 3 号 (9月11日)

○議事日程	109
○出席議員	111
○欠席議員	111
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	111
○事務局職員出席者	111
○開議の宣告	112
○議事日程の説明	112
○認定第1号の質疑、討論、採決	112
○認定第2号の質疑、討論、採決	116
○認定第3号の質疑、討論、採決	117
○認定第4号の質疑、討論、採決	118
○認定第5号の質疑、討論、採決	118
○認定第6号の質疑、討論、採決	119
○認定第7号の質疑、討論、採決	120
○認定第8号の質疑、討論、採決	120
○認定第9号の質疑、討論、採決	121
○議案第1号の質疑、討論、採決	121
○議案第2号の質疑、討論、採決	122

○議案第 3 号の質疑、討論、採決	1 2 2
○議案第 4 号の質疑、討論、採決	1 2 4
○議案第 5 号の質疑、討論、採決	1 2 5
○議案第 6 号の質疑、討論、採決	1 2 5
○議案第 7 号の質疑、討論、採決	1 2 6
○議案第 8 号の質疑、討論、採決	1 2 9
○議案第 9 号の質疑、討論、採決	1 2 9
○議案第 1 0 号の質疑、討論、採決	1 3 0
○議案第 1 1 号の質疑、討論、採決	1 3 1
○議案第 1 2 号の質疑、討論、採決	1 3 1
○議案第 1 3 号の質疑、討論、採決	1 3 2
○議案第 1 4 号の質疑、討論、採決	1 3 2
○議案第 1 5 号の質疑、討論、採決	1 3 3
○同意第 1 号～同意第 4 号の一括上程、提案理由の説明	1 3 4
○同意第 1 号の質疑、採決	1 3 5
○同意第 2 号の質疑、採決	1 3 6
○同意第 3 号の質疑、採決	1 3 7
○同意第 4 号の質疑、採決	1 3 7
○発議第 1 号の上程、説明、採決	1 3 8
○発議第 2 号の上程、質疑、討論、採決	1 3 9
○発議第 3 号の上程、質疑、討論、採決	1 4 0
○発議第 4 号の上程、質疑、討論、採決	1 4 1
○発議第 5 号の上程、質疑、討論、採決	1 4 1
○発議第 6 号の上程、質疑、討論、採決	1 4 2
○閉会中の継続審査の申し出について	1 4 2
○副村長挨拶	1 4 3
○村長挨拶	1 4 3
○閉会の宣告	1 4 4
○署名議員	1 4 7

○ 招 集 告 示

麻績村告示第39号

平成26年第3回麻績村議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年8月25日

麻績村長 高野 忠 房

1 日 時 平成26年9月4日（木） 午後1時30分

2 場 所 麻績村役場 議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（7名）

1番 小山福績君  
4番 宮下仁雄君  
6番 峰田昶君  
8番 尾岸健史君

3番 塚原利彦君  
5番 塚原義昭君  
7番 坂口和子君

不応招議員（なし）

平成26年第3回麻績村議会定例会（第1日）

議事日程（第1号）

平成26年9月4日（木）午後1時30分開会

開会（開議）の宣告

議事日程の説明

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 村長挨拶

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 請願・陳情等の委員会付託について

日程第 6 議案第1号から議案第15号まで一括上程

議案第 1号 麻績村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について

議案第 2号 麻績村社会福祉法人の助成の手続きに関する条例の制定について

議案第 3号 麻績村営バス設置条例の一部を改正する条例について

議案第 4号 麻績村消防団の設置に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 5号 聖高原別荘地地上権に関わる訴訟の提起について

議案第 6号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

議案第 7号 平成26年度麻績村一般会計補正予算（第4号）

議案第 8号 平成26年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第 9号 平成26年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第1号）

議案第10号 平成26年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算（第1号）

議案第11号 平成26年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第12号 平成26年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第13号 平成26年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第14号 平成26年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第15号 平成26年度麻績村観光事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 7 認定第 1 号から認定第 9 号まで一括上程

認定第 1 号 平成 25 年度麻績村一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2 号 平成 25 年度麻績村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3 号 平成 25 年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4 号 平成 25 年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5 号 平成 25 年度麻績村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6 号 平成 25 年度麻績村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7 号 平成 25 年度麻績村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8 号 平成 25 年度麻績村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 9 号 平成 25 年度麻績村観光事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 決算書会計管理者説明

日程第 9 決算審査意見書報告

---

出席議員（7名）

1 番 小 山 福 績 君

3 番 塚 原 利 彦 君

4 番 宮 下 仁 雄 君

5 番 塚 原 義 昭 君

6 番 峰 田 昶 君

7 番 坂 口 和 子 君

8 番 尾 岸 健 史 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

村 長 高 野 忠 房 君

副 村 長 市 川 浩 史 君

教 育 長	塚 原 勝 幸 君	村づくり推進 課 長	宮 下 利 秀 君
総 務 課 長	柳 原 俊 文 君	振 興 課 長	飯 森 力 君
住 民 課 長	峰 田 江 津 子 君	観 光 課 長	宮 下 和 樹 君
教 育 次 長	森 山 正 一 君	監 査 委 員	花 岡 興 男 君

**事務局職員出席者**

議会事務局長	臼 井 孝 夫	書 記	岩 淵 美 奈
--------	---------	-----	---------

開会 午後 1時30分

◎開会及び開議の宣告

○議長（尾岸健史君） 皆さん、こんにちは。

定刻となりました。

ただいまの出席議員7名全員です。定足数に達していますので、平成26年第3回麻績村議会定例会第1日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、報道機関より議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可します

---

◎議事日程の説明

○議長（尾岸健史君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、今期定例会の会期中の日程につきましては、さきの議会運営委員会において審議予定表のとおり決定しておりますので、報告いたします。

事務局長より、議案、配付資料等の確認及び今期定例会の日程と本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

[事務局長説明]

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（尾岸健史君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、麻績村議会会議規則第119条の規定により、1番、小山福績議員、5番、塚原義昭議員を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（尾岸健史君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

7月29日開催の議会運営委員会において、本日9月4日から9月11日までの8日間と決定しております。

お諮りします。

今期定例会の会期を9月4日から9月11日までの8日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日9月4日から9月11日までの8日間と決定いたしました。

---

### ◎村長挨拶

○議長（尾岸健史君） 日程第3、村長挨拶。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに平成26年第3回麻績村議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位には何かとご多用の中、全員のご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

ことしは全国各地で春の異常気象、夏の台風と豪雨による大きな被害が発生しました。

県内では南木曾町における土石流災害、また、先般、広島県での大規模な土石流災害では多くの犠牲者が出ました。被災された皆様にお見舞いを申し上げるとともに、お亡くなりになられた方には心からご冥福をお祈り申し上げます。そして、一日も早い復旧を願うものがあります。

麻績村におきましては、聖高原で去る8月16日、記録的な豪雨に見舞われ、復旧間もない観光施設の一部に被害が生じたほか、村内数カ所で農地畦畔の崩落や道路のり面の崩落などがありました。大事には至らず、例年並みの豊作の秋を迎えようとしておりますこと、大変

うれしく思っております。

さて、国においては、安倍政権の経済対策アベノミクスにより日本経済に明るさが見えてまいりましたし、2020年東京オリンピックに向けてさらなる景気浮揚の期待が高まっております。

さらに、昨日成立した第2次安倍改造内閣では、地方創生に向けた「まち・ひと・しごと創生本部」を新たに設置して、地方を元気にしようというローカルアベノミクスを大きな柱に据えています。

しかし、TPP問題、消費税増税、東日本大震災の復興、領土問題、新エネルギー対策など多くの課題が山積しておりますし、地方経済はいまだ厳しい分野が多いというのが現実であります。地方の真の創生が早期に進展していくことを願うものであります。

こうした中、平成26年度上半期が過ぎようとしておりますが、麻績村におきましては新規事業を含めおおむね順調に推移しております。

特に、若者定住住宅を含む若者定住策、子育て支援事業の推進、歴史的遺産・遺構・文化財の保全、生活道路整備、防災対策など目に見える進展ができておりますこと、議員各位を初め、村民皆様のご理解、ご協力によるものと深く感謝を申し上げます。

今後も、限りある財源の中で、村民のお声を大切に受けとめながら、今、何を優先すべきか、メリハリのある村政運営をしていきたいと考えておりますので、議員各位には引き続き格段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

今定例会では、平成25年度決算認定を初め、条例の改正、制定、平成26年度一般会計及び特別会計の補正予算、人事同意の案件を提出させていただきます。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましたの挨拶とさせていただきます。

---

### ◎諸般の報告

○議長（尾岸健史君） 日程第4、諸般の報告を行います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告について、既に配付してあるとおり、村長より報告がありました。

次に、議員派遣結果報告についても、印刷してお手元に配付してあるとおりです。

そのほか、報告がありましたら行ってください。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） ないようですので、議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

---

#### ◎請願、陳情、要請等の委員会付託

○議長（尾岸健史君） 日程第5、請願、陳情、要請等の委員会付託を行います。

第26-10号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情、第26-11号 「「手話言語法」制定を求める意見書」の提出を求める請願書、以上2件については社会文教委員会に、第26-12号 集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める請願、第26-13号 農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める意見書の採択と政府への働き掛けについて、以上2件については総務経済委員会に。それぞれの委員会に付託いたしますので、委員会で審議をお願いいたします。

---

#### ◎議案第1号～議案第15号の一括上程、提案理由の説明

○議長（尾岸健史君） 日程第6、議案第1号から議案第15号まで条例制定、改正、その他議案6件及び平成26年度各会計の補正予算議案9件を一括上程いたします。

議案名の朗読は省略いたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

高野村長。

[村長 高野忠房君 登壇]

○村長（高野忠房君） それでは提案理由の説明を申し上げます。

本定例会に提出いたしました議案15件につきまして提案理由でございます。

まず初めに、議案第1号 麻績村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本条例第3条「支給対象者」の要件に引用している「母子及び寡婦福祉法」の表題が、10

月1日から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と改められ、同時に父子家庭の定義が加わったため、当該部分を改正するものであります。

次に、議案第2号 麻績村社会福祉法人の助成の手続きに関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

社会福祉法人に対する補助金交付や貸し付けを行う場合、社会福祉法第58条第1項により地方公共団体では条例で手続を定める必要があるため、このたび当該手続に関する条例を定めるものであります。

次に、議案第3号 麻績村営バス設置条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

平成23年10月より大幅に運行形態を変更し、従来のバス路線以外の地区を細かく回る地域循環型路線の運行を開始してから3年が経過しようとしています。こうした中で、現行のルート変更と停留所の新設など利用者様のご要望にお応えするため、条例を改正するものであります。

次に、議案第4号 麻績村消防団の設置に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

現在、麻績村消防団の設置に関する条例の根拠法令は消防組織法第9条としていますが、同法第18条第1項にするのが適切であると考え、このたび条例改正をするものであります。

次に、議案第5号 聖高原別荘地地上権に関わる訴訟の提起についての提案理由を申し上げます。

聖高原別荘地、地上権設定契約の期間満了者に対しまして、鋭意契約更新手続を進めておりますが、一部におきまして契約更新に応じない事案が発生しております。また、長期にわたり地代を滞納されている者もあります。これらの相手方に地上権設定契約期間満了による登記抹消及び契約に基づく権利解除を法的行為により行うため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第6号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についての提案理由を申し上げます。

佐久市、軽井沢町、立科町及び御代田町を組織市町とする新たな一部事務組合「佐久市・北佐久郡環境施設組合」が平成26年10月1日で加入するため、地方自治法第252条の7第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第7号 平成26年度麻績村一般会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げ

ます。

平成26年度も半年近く経過し、事務事業も順調に進展しております。事務事業を執行していく上で必要となりました事項につきまして、予算補正を行うものであります。

補正内容の主な点について申し上げます。

まず、歳入について申し上げます。

地方交付税（特別交付税）では地域おこし協力隊員分等の増額分を、国庫支出金では障害者総合支援給付費等国庫負担金増額分、社会保障・税番号制度システム導入整備に係る増額分、臨時福祉給付金事業補助金増額分などを。県支出金では2月の大雪による被害施設への補助金事業名変更による組み替え、松林健全化事業補助金増額分を、また、新たに森林づくり推進支援事業委託金を。繰入金では介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計から前年度事業実績に伴う精算繰入金を。繰越金では前年度の決算確定に伴う増額分を。諸収入では中部電力よりの送電線支障木伐採補償料ほかを。村債では臨時財政対策債の増額分を、それぞれ補正計上いたしました。

次に、歳出について主なものを申し上げます。

総務費では総務管理費の一般管理費において、税番号制導入に係る中間サーバー整備負担金分を。財産管理費においては公共用地との境界の測量委託費及び庁舎南側土どめ修繕工事請負費分を。企画費において地域おこし協力隊新規隊員増加に伴う報償費を初め、必要経費の不足分及び協力隊活動拠点施設借り上げ料を。バス等運行事業費ではバス停留所の修繕費、冬期間の臨時運行に係る運行委託料不足分を。戸籍住民基本台帳事務費ではコピー機使用料不足分を。税務総務費では口座番号マスク化対応委託料不足分を。選挙費ではさきに行われた県知事選挙による機器点検委託料不足分を。民生費では社会福祉総務費で地域包括支援センターの臨時職員賃金不足分を。社会福祉費では臨時福祉給付金支給関連経費不足分及び麻績村社会福祉協議会への補助金を。国民健康保険費では国民健康保険特別会計繰出金（出産育児一時金分）不足分を。老人福祉費で後期高齢者医療特別会計繰出金の不足分を。福祉センター費では施設機器修繕費ほかを。心身障害者福祉費で制度改正に伴うシステム改修費及び前年度精算による国庫負担金返還金を。衛生費では保健衛生総務費で高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種に伴う諸経費、水痘ワクチン接種医師委託分を。農林水産業費では農業振興費で鳥獣被害防止総合対策事業費不足額を。農地費で大沼池調査設計委託料ほかを。林業費の林業振興費で森林づくり振興支援金事業委託料、アカマツ枯損木伐倒駆除委託不足分を。商工費では別荘管理費で別荘地内支障木伐採委託料不足分を。公園管理費でS L修繕費機械借

り上げ料不足分及び村単工事不用分を。土木費では土木総務費で県単道路改築工事負担金不足分、水道事業特別会計繰出金及び下水道事業特別会計繰出金の不用分を。道路維持費で村道等維持補修工事費不足分を。道路新設改良費で測量調査設計業務委託不足分を。支障物件解体工事費不足分を。河川費で治水砂防協会犀川支部負担金不足分を。住宅建設事業費で若者定住促進住宅建設設計業務委託料不足分、造成工事不足分、建設工事不足分を計上しました。なお、この事業については、建築に関する事業費において第3表のとおり継続費を組んで3カ年事業としております。

次に、消防費では消防施設費で各区の消防施設整備補助申請に対応するための不足分及び防犯灯整備補助申請に対応するための不足分を。教育費では小学校管理費の学校管理費で施設修繕費不足分を。社会教育総務費で交流センターエレベーターバッテリー交換等修繕費不足分を。諸支出金では今後の財政支出に備えたそれぞれの基金の積み立てを行いました。

予備費では今後における各種事業の執行に伴う財源確保のため一般財源の残額を予備費に計上いたしました。

補正額は1億2,570万円の増額で、歳入歳出総額は25億4,300万円となります。

次に、議案第8号 平成26年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、国民健康保険税算定による減、療養給付費国庫負担金の増、調整交付金の増、前期高齢者交付金の減、一般会計より出産育児一時金分繰入金が増、繰越金確定による増をそれぞれ補正計上いたしました。

歳出では、保険給付費で療養給付費の不足分、高額療養費の不足分、出産育児一時金の不足分、後期高齢者支援金の不足分、介護納付金の不足分をそれぞれ補正計上。また、前年度実績による償還金の増額補正を行い、差額分を予備費で調整いたしました。

補正額は2,170万円の増額であります。

次に、議案第9号 平成26年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

繰越金の確定により、繰越額を予備費に計上するものであります。

補正総額は12万3,000円の増額であります。

次に、議案第10号 平成26年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

繰越金の確定により、繰越額を予備費に計上するものです。

補正額は9万4,000円の増額であります。

議案第11号 平成26年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、公共下水道事業の財源組み替えにより国庫支出金を追加し、過疎対策事業債を減額しました。また、繰越金の確定等により一般会計繰入金を減額しました。

歳出では、一般管理費の修繕費、浄化槽維持管理費のくみ取り手数料不足分を計上し、差額分を予備費に計上しました。

補正額は130万円の増額であります。

議案第12号 平成26年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、公営住宅の水道加入負担金増、繰越金の確定等により一般会計繰入金を減額しました。また、地方債は過疎対策事業債の一部を簡易水道事業債へ変更しました。

歳出では、維持管理費の修繕費不足分、電話料不足分を計上しました。

補正額は140万円の増額であります。

次に、議案第13号 平成26年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、前年度事業精算確定による支払基金交付金増額分及び確定した繰越金を計上いたしました。

歳出では、前年度事業確定による国庫返還金、支払基金交付金返還金を計上し、前年度事業費確定による一般会計への精算繰出金を計上、差額分を予備費に計上しました。

補正額は1,682万円の増額であります。

次に、議案第14号 平成26年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、一般会計繰入金の事務費繰入増額分、繰越金の確定により繰越額の増額分を計上しました。

歳出では、総務管理費で印刷製本費の不足分及び人間ドック補助不足分を、広域連合負担金不足額を補正計上、諸支出金として前年度事業確定による一般会計への精算繰出金を補正計上しました。

補正額は50万円の増額であります。

最後であります、議案第15号 平成26年度麻績村観光事業特別会計補正予算（第1号）

の提案理由を申し上げます。

繰越金額の確定により、繰越額を予備費に計上するものです。

補正額は78万9,000円の増額であります。

以上、15議案、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

本日は上程のみとし、審議、採決については9月11日に予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認め、本日は上程のみと決定しました。

---

#### ◎認定第1号～認定第9号の一括上程

○議長（尾岸健史君） 日程第7、認定第1号から認定第9号まで、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定議案9件を一括上程いたします。

認定議案名の朗読は省略いたします。

本日は上程のみとし、9月5日及び9月8日に各会計の決算状況について担当課より説明を受け、認定については9月11日に審議、採決を予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認め、本日は上程のみと決定いたしました。

---

#### ◎決算書会計管理者説明

○議長（尾岸健史君） 日程第8、決算書会計管理者の説明を議題といたします。

本日は会計管理者から、一般会計及び特別会計について一括して説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認め、平成25年度決算について会計管理者の説明を求めま

す。

柳原会計管理者。

○会計管理者兼総務課長（柳原俊文） それでは、会計管理者であります私のほうから、平成25年度麻績村一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の概要についてご説明させていただきたいと思っております。

すみません、座って説明させていただきます。

説明につきましては、一般会計決算書、特別会計決算書並びに一般会計及び各特別会計別表の資料に基づいて行います。なお、主な項目についてのみ説明させていただきますので、ご了承ください。

それでは、まず、認定第1号 一般会計歳入歳出決算書について申し上げます。ごらんいただきたいと思っております。

まず、1ページ目をごらんください。

歳入でございます。

款1村税、調定額2億4,940万4,669円に対し、収入済額2億4,363万9,213円で、収納率97.7%でございます。昨年度と比べ0.7%の増でございます。なお、不納欠損額につきましては固定資産税で6万1,100円、その他軽自動車税で8,000円でございます。不納欠損額合計で6万9,100円ということになっております。収入未済額につきましては、いわゆる滞納額でございますけれども、569万6,356円ということで、前年度より78万3,529円減額となりました。

次に、款2地方譲与税、款3利子割交付金、款4配当割交付金については、それぞれ数値をごらんいただきたいと思っております。説明は省略させていただきたいと思っております。

次に、款5株式譲渡所得割交付金でございます。収入額125万円、これにつきましては、前年度対比115万6,000円の大幅増ということになっております。株式譲渡所得割交付金につきましては、若干説明させていただきたいと思っておりますが、租税特別措置法第37の11の4、譲渡所得金額の100分の5の税率ということになっております。また、各市町村においては、算定法から過去3年間の県民税の割合平均の税の6割分を市町村へということになっておりまして、その分が各市町村に配当されてくるということになります。

続きまして、款6地方消費税交付金、それから款7自動車取得税交付金、款8地方特例交付金につきましては、それぞれ数値をごらんください。説明につきましては省略させていただきたいと思っております。

次に、款9地方交付税につきまして申し上げます。14億2,535万8,000円でございます。前年度より2,448万9,000円の増でございます。内訳につきまして、普通交付税12億5,291万5,000円、特別交付税1億7,244万3,000円でございます。

続きまして、款10交通安全対策特別交付金につきましてはごらんのとおりでございます。

款11分担金及び負担金でございます。収入額は2,673万743円、前年対比567万6,653円の減でございます。減額の主たる要因につきましては、一部組合等へ派遣しておりました職員の減員分ということでございます。

続きまして、2ページをごらんください。

使用料及び手数料でございます。収入額2,444万5,257円、前年度対比202万7,529円の増額というふうになっております。主な要因につきましては、公営住宅使用料、住宅数の増加による使用料の増、ごみ証紙手数料の増、住民課におきます証明手数料の増というのが主なものでございます。

続きまして、款13国庫支出金でございますが、調定額1億2,860万1,147円で、収入済額は9,813万1,479円となっております。前年度対比4,473万1,160円の減額です。また、収入未済額3,047万円につきましては繰越事業となっております、この繰越事業の内容につきましては村道改良事業の繰越分ということでございます。

続きまして、款14県支出金でございますが、調定額1億5,097万8,294円、収入済額1億4,697万8,294円で、収入未済額は400万円、これにつきましては農林水産業費の団体営農業農村整備事業の繰越分の400万円というふうになっております。

続きまして、款15財産収入でございますが、調定額5,308万7,670円に対し、収入済額2,167万1,885円で、収納率40.8%でございます。不納欠損額は347万9,440円で別荘貸付収入の分を不納欠損としてございます。収入未済額でございますけれども2,793万6,345円で、前年度より15万6,375円増加しておるということでございます。

続きまして、款16寄附金でございます。3,867万3,769円ということで、前年度対比3,686万3,038円の増額ということでございます。25年度につきましては、財団法人聖高原開発公社寄附行為の第36条に基づく寄附分があり大幅に増加してございます。また、ふるさと納税の寄附金につきましては約220万円ほどとなっております。なお、ふるさと納税につきましては年々増加しておる傾向ということでございます。

続きまして、款17繰入金でございます。繰入金額は1億8,066万5,417円でございます。内容は基金及び特別会計からの繰入金ということになっております。

続きまして、繰越金でございますが、9,067万7,649円でございます。昨年度より249万2,166円の減額ということでございます。

次に、款19諸収入。収入額につきましては4,440万9,938円でございます。前年度対比365万9,337円の減額というふうになっております。

次、ページの最後でございますが、款20村債でございます。1億4,380万円に対しまして、収入額1億3,200万円ということございまして、収入未済額1,180万円に対しましては村道改良事業分の繰越事業分ということになっております。なお、村債につきましては前年度に比べますと減額ということになっております。

歳入合計にいたしましては25億6,264万9,644円というふうになってございます。前年度対比8,616万8,643円の減額でございます。なお、収入未済のうち4,627万円につきましては繰越事業分となっております。

次に、歳出について申し上げます。

3ページをごらんください。

全体を通して、欄の右から3番目の翌年度繰越額というところに出てございますとおり、合計いたしまして5,893万2,000円の繰越額というふうになってございます。詳細につきましては、農林水産業費の団体営農業農村整備事業、それから土木費の村道改良事業、消防費のハザードマップ作成業務委託料事業の繰越分ということでございます。

款別に申し上げます。

まず、議会費でございますが、4,411万5,445円の支出ということでございます。昨年と比べまして267万9,920円の減額ということになっております。

続きまして、款2総務費でございますが、3億3,626万7,856円の支出額でございます。前年度より8,683万8,433円の大幅な減額ということでございます。本年度につきましては前年度ありましたような旧麻績小学校北校舎耐震改修事業等の大きな事業がございませんので減額ということでございます。主な事業につきましては、庁舎維持経費、それから、業務用の電算システム等の管理委託料などのソフト事業、さらに集落再熟実施モデル地区事業、村づくり支援事業として地域おこし協力隊経費、緑のふるさと協力隊経費、空き家活用若者定住住宅整備事業補助、小さな産業づくり支援などソフト事業の実施、村営バスの運行においての必要経費、参議院議員通常選挙、それから村議会議員の一般選挙費等の各選挙費でございます。

次、款3民生費でございますけれども、4億5,661万4,616円でございます。前年度と比

べまして3,740万6,530円の減額でございます。こちらにも前年度ありましたグループホーム建設による補助というような大きな事業が本年度はなくなったということで減額となりました。主な歳出額でございますが、福祉医療費、国民健康保険特別会計への繰出金、長野県後期高齢者広域連合負担金、養護老人ホーム措置費、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計への繰出金、障害者自立支援事業によるサービス費、福祉企業センター運営費、児童手当等でございます。

続きまして、款4衛生費でございます。7,013万423円ということになっております。前年度と比べ330万118円の減額ということでございます。主な事業につきましては予防接種事業、健康診断関係経費及び各一部事務組合の負担金でございます。特に筑北衛生施設組合につきましては、母子事業が組合事業から筑北村との共同事業に移ったため約100万円の減額ということになったほか、一部事務組合それぞれの利用料等からの実績により減額となっております。また、それ以外の事業につきましては、予防接種事業では当初予定いたしておりました子宮頸がん予防接種事業につきましては、国の方針等により接種は控えたため、結局、任意の接種者はございませんでした。

款5農林水産業費についてでございます。歳出額は1億7,874万3,657円、前年度と比べ3,219万652円の増額というふうになっております。主な事業につきましては、カタクリ群生地の獣害防止柵設置工事、農産物加工施設の機器購入費、中山間地域農業直接支払交付金事業、鳥獣害被害防止対策事業、県営ため池整備事業負担金や県営かんがい排水事業負担金、有害鳥獣対策費、松林健全化推進事業など補助金の活用する中、事業実施を図ってまいりました。また、地籍調査事業につきましても本格化してきております。今回、農地費につきましては、水路整備調査設計委託料が翌年度繰越事業として400万円繰り越されておるということでございます。

款6商工費については、歳出額1億5,058万2,031円の支出額となっており、前年度より750万8,372円の増額となっております。この内容につきましては、街路灯設置工事費、それから機器購入費の新規事業があった関係で前年度より増額となっております。商工費の関連事業では、観光施設の一部指定管理制度を導入いたしまして、専門知識を有する民間事業者への活用を図るとともに、法人改革により、財団法人聖高原開発公社解散に伴い、聖高原リゾート株式会社への出資金、それから、スカイライダーののり面崩落修復工事、観光特別会計への繰出金、商工事業全般にわたる経費、観光行政全般、それから、別荘地管理、信濃観月苑、公園管理費等が歳出事業の主なものとなっております。

款7 土木費でございますが、3億8,015万7,059円の歳出額で、前年度比5,917万1,210円の減額というふうになっております。本年度につきましては、村道改良事業費の中の一部5,410万円が繰越事業で翌年度実施となっておるため、歳出済額が減額となっておるのが主な原因かと思えます。主な事業につきましては、住宅費で若者向け村営住宅建設が2棟ございました。及び、また若者定住促進住宅造成の関係の用地の測量設計費、それから土地開発基金への繰出金、道路維持費では道路等の維持の修繕工事費等でございます。また、村道の除雪費等の支出が多くなってございます。

款8 消防費につきましては8,619万1,136円の支出額で、前年度より170万976円の減額でございました。歳出の大きいところにつきましては、松本広域連合の関係の消防費の負担金、それから、高速道救急支弁金の関係でございます。また、必要の高い備品等の整備にも努めてまいりました。さらに、今回につきましては、ハザードマップ作成委託につきましては繰越事業ということになってございます。

続きまして、款9 教育費でございますが、1億7,456万7,050円の支出額で、前年度より449万2,402円の増額となりました。本年度につきましては、子育ての一貫性を図るための保育園を教育委員会に主管を移して約1年が経過し、その関係の整備を行った関係の経費、麻績学舎の整備工事、それから、歴史的遺産・遺構の保存、歴史の道ふれあい遊歩道整備、麻績神明宮の改修工事の支援、福満寺文化財修復支援などソフト事業の充実に努めております。

次のページをごらんいただきたいと思えます。

ページ、4ページになります。

公債費でございます。公債費につきましては、2億5,878万6,555円の支出額で、前年度より1,714万9,451円の増額となっております。

款11諸支出金につきましては、3億1,791万3,000円の支出額、この款につきましては、基金積み立てが主となっております。前年度と比べますと3,441万1,000円ほどの増額ということになります。

款12予備費での歳出はございませんでした。

款13災害復旧費につきましては259万3,500円の支出額でございます。これにつきましては、台風18号による農地災害復旧工事というふうになっております。

以上、歳入歳出について主な事項を申し上げましたが、5ページ、実質収支に関する調書をごらんください。

こちらのほうは千円単位でございますけれども、細かく申し上げますと、歳入合計25億6,264万9,644円、歳出合計24億5,966万2,328円、差引額1億298万7,316円でございます。その調書の4番目に書いております翌年度へ繰り越しすべき財源としまして、繰越明許費繰越額1,266万2,000円というのがございますけれども、その関係で、実質収支額につきましては9,032万5,000円ということになってございます。

以上、一般会計歳入歳出決算の概略の説明をさせていただきました。

次に、特別会計について申し上げます。

次の認定第2号についてごらんいただきたいと思えます。

平成25年度麻績村国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましてでございますけれども、歳入について、まず、ページ、1ページをごらんください。

まず、国民健康保険税でございますけれども、調定額6,878万4,759円に対し、収入済額5,864万7,672円でございます。調定のうち不納欠損額が6万3,500円ということでございます。収入未済額につきましては1,007万3,587円で、前年度より2万5,172円の減額ということになっております。収納率につきましては85.26%で、前年度よりやや低下ということになりまして、マイナス0.22%ということになりました。

続きまして、使用料及び手数料につきましては省略させていただきたいと思えます。

次、款3国庫支出金は8,436万7,392円で、前年度が6,191万6,272円でございますので、2,245万1,120円の増額となっております。

県支出金、款4でございます。県支出金は1,757万3,270円、前年度が1,301万1,464円でございますので、456万1,806円の増額というふうになっております。

次、款5療養給付費交付金は2,097万1,000で、前年度が3,326万9,881円でございますので、1,229万8,881円の減額となっております。

款6前期高齢者交付金でございますけれども、こちらのほう1億52万7,573円で、前年度が1億2,592万3,034円ございましたが、2,539万5,461円の減額というふうになっております。

款7共同事業交付金は4,409万5,039円で、前年度が3,937万9,314円でありました。よって、471万5,725円の増額となっております。

款9繰入金は4,156万689円、前年度が1,896万3,894円でありましたが、これにつきましては2,259万6,795円の増額ということでございます。これにつきましては基金繰入金1,666万5,000円のほか、一般会計よりその他繰り入れということで600万円を繰り入れしたこと

により大幅な増額となっております。なお、基金につきましては、25年度取り崩したため、基金につきましてはわずか2,000円の基金残高というふうになっております。

次、款10繰越金でございますが、2,568万5,315円でございます。前年度が1,950万2,619円でございますので、618万2,696円の増額となっております。

次に、2ページをごらんください。

総務費につきましては省略させていただきたいと思っております。

款2保険給付費でございます。これにつきましては、合計いたしまして2億4,777万5,493円で、前年度より1,060万714円の増額というふうになっております。

款3後期高齢者支援金につきましては3,945万7,628円で、前年度より12万9,956円の増額です。

款4、款5につきましてはそれぞれ数字をごらんいただき、ご説明のほうは省略させていただきたいと思っております。

次、款6介護納付金につきましては1,757万3,923円で、前年度より121万3,648円の増額というふうになっております。

次、款7共同事業拠出金でございます。3,374万3,095円で、前年度より286万7,873円の減額でございます。

続きまして、款8につきましてでございます。保健事業費につきましては383万3,596円ということになっております。

次、公債費はございませんでした。

次、款10諸支出金は677万198円で、前年度より832万2,813円の減額。前年度は基金への積立金でしたが、今年度はございませんでした。

歳入合計3億9,350万7,371円、歳出合計3億5,043万232円、差引額4,307万7,139円でございます。

続きまして、認定第3号 聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計歳入歳出決算につきまして申し上げます。

歳入でございますが、まず、1ページでございますが、財産収入4万8,010円。本年度1区画の地上権設定がございまして、これに伴う収入でございます。

款2繰越金75万8,089円、款3諸収入230円ということで、歳入合計80万6,329円でございます。

歳出でございますが、ページ、2ページになります。

商工費が8万4,000円でございます。

歳入歳出の差引金額につきましては72万2,329円で、この分が翌年度繰越金というふうになります。

続いて、認定第4号 麻績村住宅団地分譲事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

こちらのほう1ページをごらんいただきたいと思います。

分譲販売実績につきましては1区画ございまして、款2にございます財産売払収入のよう  
に683万550円ということでございました。

また、次、ページ、2ページをごらんいただきたいと思います。1の事業費ということ  
でございますけれども、この関係につきまして、水道事業特別会計に水道施設の負担金8万  
5,000円及び土地開発基金への1区画販売収入ということで683万550円を繰り出しとい  
うことで支出してございます。

歳入合計1,605万7,485円、歳出合計691万5,550円、差引額914万1,935円ということ  
になってございます。

続きまして、認定第5号 麻績村下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げたい  
と思います。

まず、1ページ目の歳入でございますけれども、款1 分担金及び負担金につきましては  
237万8,735円ということになっております。これにつきましては、平成25年度において公  
営住宅2棟分の新設に伴う加入負担金も含まれてございます。

款2 使用料及び手数料につきましては4,438万5,150円、使用料収入につきましては、ほ  
ぼ前年並みというふうになっております。なお、収入未済額は48万3,680円ということ  
でございます。

款3 国庫補助金630万円になっております。

款4 繰入金1億1,187万円の繰入金でございました。一般会計からの繰入金となりますが、  
昨年度より367万8,000円の増額というふうになってございます。

続きまして、款5 繰越金でございますが、279万3,868円になります。

それから、款6 諸収入1,041万6,154円ということになってございます。

次に、款7 村債630万円となっております。

合計いたしまして1億8,444万3,907円ということでございます。

続きまして、2ページ、歳出でございますが、款1 経営管理費でございますが、5,992万

927円というふうになっております。前年と比べ754万4,522円の増額でございますが、主に修繕費及び委託料の増額というふうになっております。

款2建設改良費は1,225万3,500円ということでございますが、主として国道403号交通安全事業に伴うマンホールポンプ移設工事等を実施した関係でございます。

款3公債費は1億709万6,919円でございます。前年度より687万4,959円の減額ということでございます。返済の見通しにつきましては平成21年度がピークであり、平成22年度以降からは減額傾向というふうになってございます。

歳入歳出でございますけれども、歳入1億8,444万3,907円、歳出1億7,927万1,346円、差引額が517万2,569円となっております。

続きまして、認定第6号 麻績村水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

まず、1ページ目の歳入でございますけれども、款1分担金及び負担金につきましては454万5,000円でございます。前年度と比べ14万5,000円の減額となっております。

次、款2使用料及び手数料につきましては6,893万6,924円でございます。使用料収入につきましては21万3,343円の増額となっております。収入未済額は139万7,320円でございます。前年度より3万2,416円の増ということでございます。

款3国庫補助金は補助事業費1,129万8,000円であり、前年度より64万円の増額となっております。

款4繰入金でございますが、8,188万2,000円であり、一般会計からの繰り入れ、昨年度に比較いたしまして918万2,000円の減額となっております。

款5繰越金は707万7,878円でございます。

款6諸収入は112万7,008円になってございます。

次、款7村債につきましては、簡水債、過疎債合わせ2,000万円でございます。事業実施に伴い過疎債、簡水債の借り入れを行ったということでございます。

続きまして、ページ、2ページになりますが、歳出でございます。

款1経営管理費は3,871万9,219円でございます。前年と比べ2万5,989円の減額ということでございます。

款2建設事業費でございます。4,522万5,000円ということで、前年度対比644万3,505円の増額となりました。主なものにつきましては、聖地区の簡易水道事業の設計業務及び管の布設がえ工事等でございます。また、国道の関係、改良工事に伴う消火栓移設工事につきましてもこの建設事業費の中に含まれてございます。

款3 公債費につきましては、1億151万209円でございます、前年度より償還額が1,734万1,863円の減額となっております。

歳入合計が1億8,986万6,810円、歳出合計が1億8,545万4,428円でございます、差引額441万2,382円でございます。

足早で申しわけございません。

続いて、麻績村介護保険特別会計の歳入歳出決算認定、認定第7号に行きたいと思っております。ページ、1ページをごらんいただきたいと思っております。

保険料5,997万1,230円の収入済額になっております。昨年度より82万95円の増ということでございます。なお、収入未済額につきましては4万9,520円でございます。

続きまして、使用料及び手数料につきましては省略させていただきます。

款3 国庫支出金でございますが、1億1,588万5,657円というふうになっております。なお、繰越明許費分で72万1,000円繰越明許となっております。

それから、款4 支払基金交付金は1億1,912万3,551円。

それから、款5 県支出金は6,083万8,865円。

款7 繰入金は6,844万9,000円でございます。うち基金の繰入金が590万円でございます。したがって、基金の繰入残高につきましては、現在4万4,013円ということになってございます。

続きまして、款8 繰越金が1,394万4,667円。

それから、諸収入につきましては省略させていただきたいと思っております。

続きまして、款10の村債でございますけれども、1,500万円。今回財源不足の予想があったため、初めて長野県介護保険財政安定化基金より借り入れを1,500万円行いました。今回、初めてこれが掲載されるものでございます。

続きまして、2ページ、総務費ですが、款1、536万1,239円ということでございます。このうち翌年度繰越額で72万1,000円ということでございますけれども、介護報酬改正に伴いますシステム改修業務委託ということで繰越事業になってございます。

款2 保険給付費でございますが、4億804万1,488円ということでございます。前年度と比べ3,469万円ほどの増額ということでございます。各種サービス費についてはサービス内容について増減はございますけれども、年々給付費は増額傾向にございます。主な増額につきましては地域密着型介護サービス給付費が3,273万円の増、それから、介護予防サービス給付費につきましても1,359万4,000円の増というふうになってございます。

款3でございます。地域支援事業費でございますが、1,480万3,731円でございます。

それから、款5でございますが諸支出金492万5,589円でございます。

歳入合計4億5,322万5,585円、歳出合計4億3,313万2,047円、差引額2,009万3,538円でございます。

次に、認定第8号にまいりたいと思います。

後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

この会計につきましては、75歳以上の後期高齢者の医療給付を行うに当たり、広域連合への納付金を処理する会計ということでご理解いただきたいと思います。これにつきましては歳入歳出について詳細は申し上げませんが、歳入合計が3,989万8,446円、歳出につきましては3,911万3,693円で、差引額38万4,753円というふうになっております。

最後でございます。認定第9号 観光事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

歳入については、繰入金といたしまして2,950万円。

款2の繰越金といたしまして1,014万7,193円。

款3諸収入といたしまして108万9,314円で、歳入合計は4,073万6,882円でございます。

昨年度につきましては、聖高原開発公社精算繰入金というものがございまして、今年度につきましては大幅減額となっております。また、観光施設については、指定管理者制度を導入したため事業収入につきましてはなしということでございます。

次、歳出、ページ、2ページでございますけれども、観光事業費の関係が主たるものでございます。こちらの3,930万9,869円の歳出でございます。昨年度につきましては直営事業費がございましたが、こちらも大幅な減額となっております。また、事業費中には指定管理料の2,139万円が含まれてございます。

歳入合計4,073万6,882円、歳出合計3,939万1,506円、歳入歳出の差引額が134万5,376円となっております。

以上、一般会計、特別会計の決算の概要説明でございました。ありがとうございました。

○議長（尾岸健史君） 平成25年度一般会計及び特別会計の決算について、会計管理者からの説明が終わりました。

○議長（尾岸健史君） 日程第9、平成25年度決算審査意見書報告を議題といたします。

決算審査について監査委員の意見を求めます。

花岡代表監査委員。

○代表監査委員（花岡興男君） それでは、私のほうから25年度の決算監査の結果について申し上げます。

25年度の決算監査は7月15日から実施し、その結果につきましては意見書のとおりであります。概略申し上げます。

なお、座ったままで申し上げますのでよろしくお願いいたします。

まず、各会計とも計数及び関係書類につきましては、誤りがなく適正と認めました。なお、財産及び物品についても適正に管理され、台帳もほぼ整備され、また各機器についても適正に管理され、正確であることを認めました。

それでは、一般会計について申し上げます。

歳入は前年度の3.3%減、歳出も3.9%の減となっております。単年度収支は574万8,000円の黒字、実質単年度収支においても5,704万5,000円の黒字となっております。財政力を判断する財政力指数は、前年度より0.001ポイント下がり0.178となり、このところ財政力が弱くなりつつあります。財政の弾力性を判断する経常収支比率は、前年度より1.6ポイント上がって81.3%となり、硬直化しつつあると判断するが、公債費率1.7、実質公債費比率9.0という、いずれも指標を大きく下回り、また基金の積み立て状況等を含め総合的に見て、引き続き健全財政を維持しているものと考えられます。

次に、未収金であります。村税569万6,000円、別荘貸付収入2,793万6,000円とともに大きな金額となっている。この徴収に努力していることは認められますが、一層の努力を望むところでございます。

次に、国民健康保険特別会計について申し上げます。

歳入は前年度より1,946万8,000円、歳出は207万7,000円、それぞれ増となっております。

単年度収支は1,739万2,000円の黒字、実質単年度収支は72万9,000円の黒字となっております。保険税収入は5,864万8,000円で、前年度比5.5%の減となり、収納率は85.3%と非常に低い状況でございます。

歳出は保険給付費が主たるもので、前年度より4.5%増の2億4,777万5,000円となりました。なお、保険税の滞納額は1,007万4,000円となっていることから、この解消に一層努力していただきたいと思っております。支払準備基金は全額取り崩されたため、運営には非常に厳し

いものがあると思われまので、適正な基金積み立てを行う必要があろうかと思われま。

次に、聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計について申し上げます。

取り扱い件数は、転売物件1件のみでございます。

総区画数の半分近い914区画が村持ち分となっていることから、この取り扱いについて検討する必要があろうかと思われま。

次に、住宅団地分譲事業特別会計について申し上げます。

販売区画1区画と村営住宅に2区画を使用したため、残り1区画となりました。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。

歳入の主たるものは、使用料及び手数料で歳入比24.1%の4,438万5,000円、一般会計からの繰入金59.7%の1億1,187万円であります。

歳出では公債費が59.7%の1億709万7,000円となっております。

終末処理施設の農集排2カ所の1日当たりの平均稼働率は52.3%、公共下水の稼働率は35.0%と、いずれも非常に低い稼働率となっております。

次に、水道事業特別会計について申し上げます。

歳入の主たるものは、使用料及び手数料が全体の36.3%、一般会計からの繰り入れが43.1%を占めております。

歳出では、公債費が前年度より1,734万2,000円の減となりましたが、54.7%を占めております。建設事業では聖地区の管の布設がえ等が実施されております。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。

介護認定者が年々増加しており、それに伴い歳入歳出ともに年々増加してきております。基金にあつては取り崩しをなされゼロに近い状況となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

歳入は保険料と一般会計からの繰入金の主たるもので、歳出は広域連合への納付が主たるものでございます。

次に、観光事業特別会計について申し上げます。

歳入の72.2%は一般会計からの繰入金であります。歳出は観光施設の指定管理料2,139万円が主たるものでございます。

次に、高等学校生徒奨学基金について申し上げます。

この基金につきましては新たな貸し付けがなく、正確に処理されていることを認めました。

次に、土地開発基金について申し上げます。

新たに面積240平米を160万円で取得し、天王住宅団地では2区画を村営住宅に、1区画を個人に譲渡した決算となっております。

以上であります。本意見書では細部については省略してありますので、よろしく願いをいたします。

なお、実質公債費比率等、基準を下回っておりますけれども、今後とも健全な財政運営に配慮していただくことをお願い申し上げまして、簡単でございますが報告といたします。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 監査委員からの決算審査意見書の報告が終わりました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（尾岸健史君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

平成26年第3回定例会9月議会第1日目を散会といたします。

なお、この後、13時から全員協議会にて条例制定、改正、その他議案及び補正予算等の提出議案について提出者より説明がありますので、委員会室にご移動願います。また全員協議会終了後、各委員会において、付託案件の審議をお願いいたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時47分

平成26年第3回麻績村議会定例会（第2日）

議事日程（第2号）

平成26年9月10日（水）午前9時開議

開議の宣告

議事日程の説明

日程第 1 一般質問

日程第 2 委員長報告

---

出席議員（7名）

1番 小山福績君

3番 塚原利彦君

4番 宮下仁雄君

5番 塚原義昭君

6番 峰田昶君

7番 坂口和子君

8番 尾岸健史君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

村長 高野忠房君

副村長 市川浩史君

教育長 塚原勝幸君

村づくり推進課長 宮下利秀君

総務課長 柳原俊文君

振興課長 飯森力君

住民課長 峰田江津子君

観光課長 宮下和樹君

教育次長 森山正一君

監査委員 花岡興男君

事務局職員出席者

議会事務局長 臼井孝夫

書記 岩淵美奈

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（尾岸健史君） おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、7名全員です。定足数に達していますので、平成26年第3回麻績村議会定例会第2日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、報道関係者より撮影並びに議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可します。

---

◎議事日程の説明

○議長（尾岸健史君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

事務局長より、本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

[事務局長説明]

---

◎一般質問

○議長（尾岸健史君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告者は5名です。

質問の順序は、既に配付してあります一般質問通告事項のとおりです。

順番に発言を許可いたします。

---

◇ 塚原利彦君

○議長（尾岸健史君） 3番、塚原利彦議員の一般質問を許可します。

3番、塚原議員。

[3番 塚原利彦君 登壇]

○3番（塚原利彦君） 3番、塚原利彦です。

さきに通告いたしました件についてお聞きをいたします。

1点目は介護保険の制度改正に伴う村政の対応について、2点目は目指す村政の方向と農業による村の活性化の見通しについてです。それぞれ自席にて質問要旨ごとに一問一答で行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、お願ひいたします。

初めに、介護保険の制度改正に伴う村政の対応についてお伺ひします。

本年6月18日、医療介護に係るさまざまな法改正を一本化した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」、大変長い名前ですが、これが可決成立いたしました。これによって、介護保険制度は大きく制度が変えられています。特徴的な予防給付の見直しを初めとして、改正内容は利用者や自治体、また施設運営の事業者等にも厳しいものになっていると思います。

特に、重大なのは予防給付の見直しで、要支援者に対する訪問介護、通所介護のデイサービスを介護保険の対象外にし、予防給付の事業を市町村に行わせるというもので、これについては全国の自治体や議会でも実施に向けての課題の指摘や不安の声が上がっています。

そこでお聞きしたいのは、このたびの、この略して医療介護総合確保推進法、これにより介護保険についての制度がどのように変わるのか、村の行う事業がどんなふうになるのか、その点をまずお伺ひしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） おはようございます。

一問一答ということでございますので、自席にて答弁をさせていただきたいと思ひます。

まず最初のご質問でございます介護保険の制度改正に伴う村政の対応についてということについてお答えをさせていただきたいと思っております。

持続可能な社会保障制度の確立を図るため、社会保障と税の一体改革に基づき、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保推進のため、本年6月、地域医療介護総合確保推進法が成立いたしました。

お尋ねの介護保険法関係では、地域包括システムの構築と費用負担の公平化に向けての改正が予定されておるわけであります。改正内容の詳細は今後示されていくと思いますが、麻績村といたしましては、今年度に平成27年度からの第6期介護保険事業計画を策定していく予定としております。こうしたことから、利用者の方々に安心していただける計画策定を行っていききたいと、現在のところこう考えております。

なお、このたびの制度改正の法等に関する詳細につきましては住民課長からお答えを申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは、私のほうから今の村長の答弁に基づきまして、細部についてのご説明を申し上げます。

先ほど塚原議員のほうからのお話のとおり、今回介護保険法関係では大きな5点の改正が予定されています。

1点目が、在宅医療介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせ、全国一律の保険事業でありましたうちから予防給付のうちの訪問介護、通所介護を地域支援事業、いわゆる介護保険財源で市町村が主体的に取り組む事業でございますけれども、そちらに移行し、拡充の予定です。

2番目としましては、低所得者の保険料軽減の拡充。

3番目といたしましては、一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割に引き上げる。

4番目といたしまして、特別養護老人ホームについて、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化、いわゆる要介護3以上に限定するというような考え方です。

5番目としましては、低所得の施設利用者の食費、居住費を補填する補足給付の要件に資産などを追加するといったような5点がございます。

麻績村で特に課題となるのは、先ほど塚原議員のほうからお話のあったとおり、介護予防給付事業の地域支援事業の移行です。介護予防給付事業につきましては、認定で要支援1、2とされた方へのサービスで、非常に重点的なものとしましてはデイサービス、それからあとホームヘルプ、デイケアなどのサービスがございます。今回の改正では、これらの幾つかの事業があるわけですが、この中からデイサービスとホームヘルプの2事業が、予防給付事業から市町村の地域支援事業に平成29年度末までの移行期間を利用しながら移行するというものです。

国からこれもガイドライン、まだ案です。案が示されてはおりますが、このガイドライン

案の中では、市町村の実情に応じた多様な支援の取り組みが可能とされていますが、まだ具体的な内容については未定の部分が多いです。特に、麻績村のような小規模な村では、地域でこれらの支援を担う施設とか人的資源が非常に限られているのが問題であるというふうに思っています。国からの制度改正のための説明会もこの8月末からようやく始まったところでした。最終的な指針についての説明は来年1月以降というふうに聞いております。でありますので、本年度、もっと具体的に言いますと、平成27年度当初からのこの実施自体がまず非常に厳しいというふうに申し上げたほうがよろしいかというふうに思っています。

ですので、移行期間の中でなるべく多く情報を集め、その間にこちらのほうでいい状態になるべく早く方向を決めたいというふうには思っておりますが、とにかく今年につきましては、平成27年度からの第6期介護保険事業計画策定の年ですので、策定委員会で新制度への移行等を検討の上、先ほど村長のほうからの話もありましたが、利用者の方々に安心していただけるような計画策定を行いたいと思っております。

現在これに伴います全体の利用状態の資料等の策定を行っている段階ですので、現在につきましてはそのような考えであるということをお知らせさせていただきます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 今、お話をいただきましたけれども、私も詳しいことというのはインターネットその他出ている資料等で見てはいるわけですが、麻績村では具体的な内容については国の指針というか、そういうものが概略でしか出ていないという中で、平成29年までに実施をしていくと、具体的にしていくということなんですけれども、そうしますと、来年度、平成27年からは現在の状態で何か変わる部分というのは、どんな部分があるのでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 平成27年からにつきましては、現在の支援事業、今の予防給付の関係での変わる部分は移行期間ですのでございません。平成27年度当初は現在も、先ほど申し上げたような事情で現在のところ変える予定はございません。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 私も政府案といえますか、法律の内容等は詳しくはわからないもので

すから、インターネット等に出ている課題だとか問題ということについて見たものですから、今お聞きすると、ちょっと私のほうでお聞きしようと思うようなことについては詳しくわからないというようなことがあるかと思うんですけども、村民の方は、いろいろそういった情報等を新聞等でごらんになった方は何かと心配があるかと思うんですけども、もしわかればなんですけれども、国の方針では、今市町村が行っている地域支援事業を編成をし直して、新たな総合事業というようなことで、その介護予防事業を組み込んで行っていくようなことを示されているということなんですけれども、現在要支援1、2の方、この方にとっては今と比べて何がどう変わっていくのか。それからその利用料金だとかそういったもの。特に私のほうでも余り素人な中で細かいことはわからないんですが、例えば今要支援1、2というふうになっている方にとっては、今度介護保険からそれが外されるわけですから、村の事業になるわけですから、今認定を受けていても、例えばデイサービスには行けなくなるのかとか、それから訪問介護とそのデイサービスだけの利用者というのは、要支援者から非該当になってしまうのかどうかとか、そんなようなことがわからない部分ですけども、そういうところはわかりますでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 実は、大変ご心配されている内容としてはわかるわけですが、今の地域支援事業というものそのものは、現在でも今の介護保険制度の上からございます。例えば、現在うちのほうが社会福祉協議会のほうに依頼して介護予防教室を行っているわけですが、これも広く地域支援事業として現在行っているものです。ただ、その形態自体が、今の保険事業というのは全国一律のサービスなわけですが、これが市町村事業に変わるということは、市町村ごとに差を設けることが可能であるというふうにお考えいただければありがたいかと思えます。

ただ、私どものほうで今一番難航しているのは、まだ国のほうから利用形態が示されていない。例えば、現在介護保険というのは、いわゆるレセプトといいまして、診療報酬明細がお医者さんと同じように上げられて、それを審査して、そこから払うというやり方をしています。一方、今の地域支援事業のほうにつきましては、うちのほうで例えば事業者、社会福祉協議会のところへ委託料でお支払いをしているということがございます。ですので、その形態がわからないものについて、どのように利用者の方々に説明をしていけばいいのかとか、実際どのように移行するのかということは、今の段階では少しこの考えについてまとめていくのは厳しいものがあるというふうに思っています。

ただ、いずれにしても、現在ある事業、必要とされている事業を、先ほど村長のほうからも申しあげましたように、介護保険を受給している方に対して、例えば今の支援から外すとか、事業をやらないとか、そういったことはございません。ですので、これにつきましては、いわゆる具体的な部分というものがまだ国から示されておりませんので、国がどのようなシステムを構築したいと考えているのか、そこのところが一番の今後麻績村としてはポイントであろうと思っています。

また、先ほど申しあげましたように、今度の介護保険の考え方では、いわゆる指定業者以外の業者の参入が認められております。例えば、利用施設なども今のデイサービスとか、今そういうところにつきましても、決められたところ以外のところでも利用できるということで、逆に言うと、一般から見ると幅広い参入は可能なものであるというふうに思っています。ただ、麻績村のような地域的な資源の少ないところで、それがどこまで活用できるのかということは大変疑問であるというふうには思っています。

そんなところで、今現在の段階ではそのような状態でございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 今お話しいただきましたように、国からの具体的な方針等について、私としては先行していろいろ書かれているものとかを見ていろいろ疑問を持つものですから、現場の皆さんは大変かと思うんですけども、今ちょっとおっしゃられた関連で、この新たな総合事業というものが市町村で任されるというようなことになるらしいんですが、その制度改正によって、これから携わる人もボランティアとかNPOとか、そういう方たちも携わることができるようになるということなんですけれども、麻績村でもそういうふうになるかどうかというのは、今住民課長もおっしゃられたんですけども、そういったこういう場所がこういうところですから、なかなかどうなるかというのはわからないということがあるかと思うんですけども、専門職でなくても訪問介護とか、それからこれまでと同じような水準の対応をしてもらえるのかどうか。例えば詳しくわかりませんが、認知症の初期判断とか、そんなようなものをボランティアの方とかNPOの方なりが対応ができるのかどうかというようなこともちょっと心配になるところなんですけども、どうなんでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 今のお話ですが、逆に言いますと、全てをボランティアとか新制度に乗りかえるという意味ではございません。ですので、当然必要な方には専門職がかかわるしかございませんし、ですので、ボランティアをお願いをするとかということは当然今

後非常に大事な部分だと思いますし、例えば、今の指定された施設以外のところを使うということも、これもまた必要なことだというふうには思っています。

これがまた大変有効な部分も、例えば今のリハビリ関係の事業につきましては、今大変麻績村でもデイケアに通っている方が多ございますが、これにつきましては、将来的な部分について大変有効な部分だと思います。ここら辺につきましては、いわゆる一般からの参入等につきましても大変歓迎すべきところではございますが、いわゆる専門職がかかわらねばならない。先ほどおっしゃられましたような認知症といったような特殊な、特殊なというか非常にその方に対して向かい合うことについて、特殊なテクニックが必要な場合については、当然専門職のかかわり合いを基本とさせていただくつもりでおります。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） わかりました。

それともう一つ、私もこういった情報等を読んできた中での質問になるんですけども、改正内容としてこういうこともあるようなんですが、介護認定の申請があったときに、その市町村の判断でその人をその認定に持っていくか、あるいはその新しい地域支援事業の対象者というふうにするのかということについても、市町村の判断で直接振り分けができるようなことが可能になるというようなことが書いてあったんですが、そういうこともあるんでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） すみません。ちょっと私の答弁がずれていたら大変申しわけないと思うんですが、介護認定の認定の制度と今のサービスのいわゆる認定とは全く別物です。ですので、介護認定につきましては市町村の恣意で、例えば本来認定しなければいけない方を認定しないということはありません。サービスにつきましては、またこれはまた別物で、今の地域支援事業というのもやはり制度の中で行うものですので、これもまた、例えば市町村のほうで個人的にこの方はこの、最もふさわしいサービスをお勧めすることはケアマネジャーのほうからあるとは当然思っておりますが、市町村の勝手にこのサービスを使え、このサービスを使うなというようなことはございません。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） わかりました。どうも心配をするようなこととか、そちらが先行して

しまっているものですからお聞きをしたんですが、そういうことがないようにといたしますか、市町村の判断で総合事業のほうに、あなたはこちらのほうがいいんじゃないんですか、ということを決めるというかそういうことはないということは、そういうふうにしていただけるというふうに思いますけれども、その辺ちょっと疑問だったものですからお聞きをしました。

それから、先ほどの課長のほうの説明の中で、特養の入居になる人の今度基準が変わって、現在要介護1、2の方も待機者ではなくなって、特例があるらしいんですけども、待機者ではなくなるということで、入所の検討委員会というのがあるんですが、そういった判断が今度1、2の人については、この人はどうなのかということで入所の検討委員会で相当今度判断が今までより多くなるというような感じもするんですけども。

それから、あと2つほどありました一定所得以上の方の利用者負担が、今まで介護保険は1割だったんですけども、今度は2割というものが導入されるということと、それから補足給付が資産等を勘案して行われるというようなことで、ちょっとその実情というかそういうのはわからないと思いますので、概略ということであれですが、大勢結構いらっしゃるとかそういったことはわかりますか。そういった部分についてお願いします。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは、ご心配の2つの点について。

1つはまず所得の関係で、負担割合がふえるということについてですが、これは一応夫婦単位で国のほうでは検討されているようです。今現在のところ、夫婦で年金が一定額以上の方とかというのが対象のようですが、今報道等で見ると、その年金の収入について低いのではないかといったような声もありますが、私どものほうから見ますと、年金の収入としては十分に高い年金をもらっているという方が対象であるというふうに思っています。ですので、現在のところ、いわゆる一般の勤労している方々の所得と、いわゆる年金の収入というのは非常に大きな隔たりがありまして、年金で現在示されている額だけの年金を受け取っている方は、現役時代に非常にある程度高給をもらっていらした方であるというふうに思っておりますので、それほどの心配は私どものほうではしておりません。

それと、もう1点の、いわゆる施設入所の関係ですが、これにつきましては、現在麻績村で要介護2以下で施設入所をしている方の人数というのは8名です。この方々はこのままもちろん移行期間ですのでできますが、やはり圧倒的に要介護度3以上の方の需要が多いのが事実です。ですので、今後どちらかというとな要介護2以前の方というのはそこまで需要としては3以上の方ほど多くはないというのが1点、それからもう1つ、今回改正されるのは介

護保険だけではございません。いわゆる医療保険、医療制度が非常に大きく変わります。従来の医療制度というのは、どちらかという高度緊急医療、つまり急性期の短期間の医療について、どちらかというどの病院についても非常に中心として実施してまいりましたが、今回の医療制度の改革につきましては、いわゆる長期療養型の医療機関についても非常に配慮をされるというふうに私どものほうでも聞いております。そうしますと、医療関係、それからあと在宅医療関係、介護のほうがうまくかみ合ってまいりますと、もう少し違った結果が出てまいるような気がしております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） わかりました。そんなに大勢ではないということなのですが、該当者はいるということにはなるんですが、ちょっと今そんな部分についてはお聞きしたことはわかりましたが、次に、この制度の改正に伴って、行政側にとっての問題点とか課題、先ほど何点かおっしゃられましたけれども、これもいろいろ出ているニュースといいますかそういったもの、インターネット等によって私が見たものですから、具体化がまだされていない部分もあるんですけれども、行政にとっての問題点というようなことでいけば、財政の関係とかがあると思うんですが、国の方針によりますと、新事業といいますか、新しい地域支援事業ということなんですかね、訪問や通所の予防サービスの報酬の単価ということですかね、これは今現在行っている額といいますか、それより低くなるように市町村が決めるようになるというようなことが書かれていたんですが、そういうことがあるのでしょうか。

それで、そうするとそれを受け入れる施設といいますか、福祉施設の運営とかそういったものも厳しくなってくるのではないかなというようなこともちょっと書かれている部分があったんですが、そういった点はどうでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 先ほど申しあげましたように、そこも大変心配なところではあるわけですが、利用形態がまだ示されていないというのがやはり一番の問題でして、現在介護保険につきましては、先ほども申しあげましたように全国一律の金額が決まっています、診療報酬明細、いわゆるレセプトで請求を上げていきます。この部分がまだ全く決まっておられません。ですので、場合によってはこちらのほうで施設との委託契約になる部分があるのかなというふうに思っています。

ただ、現在先ほども申しあげましたように、地域保健事業がやっていないわけではなく、

ノウハウがないわけではありませんので、現在のところ、現実に今うちのほうが委託しているところは社会福祉協議会のほうに委託しているわけですが、そこらのところとの現在の状況を見ますと、そんなにひどいことにはならないというふうに思っています。現に、国庫の負担金、それから県費の負担金はもう既に出すことが定まっておりますので、具体的なその今の基準につきましても、国から一定の線は示されるものというふうに思っております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） そうしますと、ほかにも行政にとっての問題というのがあるかと思うんですが、これ大変何か難しいといえますか難解なことで、私にもわからないんですけども、国の方針ということで、すぐということではないんですが、将来に向かってということらしいんですけども、その利用者一人一人にかかる費用の総額、それを管理しなければならないと、各自治体がね。それからあと、新たな支援事業ですかね、その総額と予防給付を合わせた額の伸び率、これが後期高齢者の数の伸び率以下に抑えるようにというようなそういう方針で、今後財政的なことでも国は言ってくるということなんですが、ちょっと難しいあれなんですが、この辺も余り詳しくはまだわからないということでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） はい、おっしゃるとおりです。まだ具体的な内容については今後、今現在私どもが知り得ている限りでは、最終的な説明は年明けになるというふうに聞いております。国のほうも、この制度の改革を急いでいるということもあるのか、なかなか情報がまとまってこない。また情報がまとまっても二転三転するという、これが一番私どもにとっては今困っているわけなんですが、いう部分もありまして、まだ確定的なところが出ていないというのが実情です。

ですが、どちらにしましても、介護保険につきましても、最終的には現在の段階では村が保険者でありますので、村が責任を持って一人一人どのような介護保険の給付がされているのか、それから1人当たりどのくらいかかるのかということの管理をするのは当然のことであるというふうに考えております。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） わかりました。

あとそのほかに、私らが考えることとしては、今後人手不足、そういった事業に携わる関係で人手不足というようなこともあるのかどうか。それから、先ほどちょっと言われました

けれども、自治体間でサービスや地域支援事業、そういったことについてやる事業の内容がそれぞれ市町村ごとに違うというようなことで、サービスに差が出てくるのではないかなというようなことがちょっと考えられるわけですが、例えば人手不足とか、それからサービスに差が出るとか、そういったことも今後の状況を見てということでしょうか。わからないということでしょうかね。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 人手につきましては、確かに麻績村のような小規模な自治体では当然、二通り考えがあるんですが、専門家のレベルとその今のボランティアの部分、確かにそのボランティア部分みたいなものにつきましては、やはりなかなか難しい部分であろうというふうに思っています。ただ、人手不足、今のただ必要なものにつきましてはどうしても用意しなければならないものですので、不足をさせてはならないものであるというふうに逆に思っております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） はい、わかりました。介護保険の制度改正についてお聞きをしてみましたけれども、私はその平成29年度までに制度を移行していくというようなことがあったことは余り詳しく見ていなかったものですから、来年の平成27年度当初から、ある程度具体化されるのかなという部分があったもので、ちょっとお聞きしたいことを細かく考えていたんですが、実際にまだこれからそのプランを細かく計画していくということをお聞きしましたので、ぜひそういった点では、村としても大変でしょうけれども、予防に消極的にならないように、そして状態の悪化者をふやさないように、そのためにも利用者負担が大きくなりたくないよう、行政の努力を強くお願いしたいと思います。

それから、続きまして、次にお伺いしたいのは、質問の2番目になりますけれども、目指す村政の方向と農業による村の活性化の見通しということについてです。

本年3月の定例議会時に、私は企業誘致について質問いたしましたけれども、その際、最後に村長は、今は企業誘致よりもまず村の農業をどうするかを考えているという答弁をされました。ちょうどその議会と同時期に、麻績村における今後の農業、農地のあり方についてという「人・農地プラン」の策定に当たってが発表されました。

内容を読んでみまして、問題点の分析と課題への対策や方向性がまとめられていますけれども、人口流出とか過疎問題を抱える多くの町や村では、農業政策面では同じような政策や

内容が打ち出されるというふうに使われます。そして、その具体的に進める個別の政策とか計画については、これから煮詰めていくということのようではすけれども、お聞きしたいのは、麻績村が農業を再生させ、それで活路を見出すについての具体的な、少し踏み込んだ構想とかプラン、こういったものについてどういうふうにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） それでは、私のほうから答えさせていただきます。

目指す村政の方向と農業による村の活性化の見通しについてということでございます。

農業の活性化に向けては、長い間多くの施策が実施されてまいったわけでありまして。村内全域での補助、農道、用排水路などの基盤整備、また、ため池整備事業、そしてまた畜産施設整備、さらには果樹、キノコなどの栽培助成、さらに米作転作支援、そして荒廃地解消事業、さらには有害鳥獣対策など幅広い分野に多くの施策が実施されてきたわけでありまして。しかし、今日の農業が活性化しているとは言いがたいというのが現実であると、そういうように思っているわけでありまして。

この要因の大きなもの、要因は幾つかあるわけではございますが、大きなものには人があると思っております。農業先進地、こういった地域を見ますと、農業に携わる人が、人に恵まれていると。そして新たな農業の展開、それから6次産業化、こういったものが行われておるということでございます。

麻績村では、第6次麻績村振興計画におきまして農業振興策、それから麻績村の今後の農業、農地のあり方を示した「人・農地プラン」、そしてさらには農業委員会からの麻績村農業施策に関する建議などなど、多くの農業活性化策の計画があるわけではございます。これらの計画の実現に向けて関係機関ともども努めておるわけではございますが、最終的には、こういったすばらしい計画であるわけではございますが、誰がやるのか、それをやる、それを実施していく農家がないというところに行きついてしまうというのが残念だということ、まさにこのことが現実であるわけでありまして。

こうしたことから、この人をどうしていくのかということ。それから特産品でもあるリンゴに携わる農家の実態はどうなのか。都市部からの農業従事者を誘引できないのか。あるいは地域農業を支援する新たな組織はできないのかなどなど、今現在研究に入っておるわけではあります。まだ具体的な内容をお示しする段階にはなっていないわけではございますが、農業を守る、農業を元気にする、こういったことに全村民が関心を示してほしいと、こう願って

おるわけであります。

農業振興に係る現在の計画、それからリンゴ農家の意向調査等進んでおります。これらの内容について、さらに詳細につきまして、振興課長並びに村づくり推進課長のほうから答えさせていただきます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） それでは、私のほうから補足等をさせていただきます。特に塚原議員さんの部分で1と2、若干一緒になる部分もあろうかと思いますが、よろしくお願いたします。

まず、農業に軸足を置くという村の方針に沿ったプランというようなことですが、これにつきましては、第6次麻績村振興計画第4章の中で7つの施策を立てております。また、その中で麻績村人・農地プロジェクト会議の方々のご協力によります部分で「人・農地プラン」が策定されているところでありますので、今後において施策実施への検討を進めていきたいというふうに考えております。

そんな中で、今後の麻績村の農業を守り、継続していくためにということで、先ほど申し上げました「人・農地プラン」でございますが、昨年11月に策定を進めるに当たりまして、村民の皆さんがどのように考えているかという意見を賜りたく、懇談会を開催したところでございますが、参加者が非常に少なく、農業に対して実際の危機感が余り伝わってこなかった状況もありましたが、そんな中で、平成24年度末にアンケート調査を行っております。そのものをもとにする中で、人・農地プロジェクト会議の皆さんの努力と熱意によりまして、「人・農地プラン」が策定されたところでございます。

麻績村における今後の農業、農地に関する建議ということでございますし、農業委員会さんからも麻績村農業政策に関する建議がなされております。村といたしましても、それぞれの建議を十分尊重し、進めていきたいというふうに考えております。しかしながら、先ほど村長のご答弁にもございましたが、農業を守る中で、最も大きなものに人という人の確保が非常に大変だということでございます。今後、集落営農等の組織化を含め、麻績村の気象条件、また土壌に合った生産体制の確立と、そんな中で新規就農、担い手、そして指導者としての人員確保等について、「人・農地プラン」、また今年度から出てきております農地中間管理機構の農地集積等の活用により進めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いしたいと思います。

なお、現在の農業の柱としております米の作付でございますが、水田を守り、安心して米づくりができるよう、現在用排水路の整備を進めているところであります。この用排水路につきましては、基盤整備後、大半25年から30年を経過する中で、全体的に老朽化による支障が出てきております。現在、村全体的に計画を立てる中で、昨年度から実施をさせていただいている部分でございます。

また、特産の中のリンゴがありますが、こちらにつきましてもやはり後継者等の担い手不足が大変心配されております。これにつきましては、村づくり推進課によりますアンケート調査等をしておりますので、後ほど推進課長のほうからお話があるかと思っております。

あと、遊休荒廃農地対策の関係でございますが、こちらのほうも農地の復旧費に補助、またつくるために何をつくったらいいかということで、種子代の補助、大豆、ソバ、麦等の種子代を補助する中で、何とかこれ以上荒廃農地化が進まないような施策も行っておりますが、そんな中であります、実際には麻績村の農家がほとんどが兼業農家ということでございます。そんな中で、なかなか余分にはやらない。また荒廃農地をやってもやはり採算性が悪いというようなことから進まないのが現状かと思っております。

ただ、村といたしましても、米、リンゴを初めとする麻績村の農産物の消費拡大を図るために、今後各関係機関と連携を密にする中で進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下利秀君） それでは、私のほうから先ほど村長の答弁のほうからありましたリンゴ農家さんへの意向調査の関係について補足をさせていただきたいと思っております。

リンゴ農家の意向調査につきましては、地域外からも人気が高く、特産品であるという、麻績村のおいしいリンゴを今後どのように残していくかというようなことで、調査研究をしたいということで、4月から新たに委嘱させていただきました江森地域づくり支援員さんを中心に行ってきております。4月、5月と庁内での連絡会議、また農協さん、あとリンゴ部会長さん等と話をさせていただきながら、6月、7月にアンケート調査を実施させていただいております。

調査の対象につきましては、リンゴ部会に加入されている方を中心に46軒ございましたけれども、調査に同意いただいた方、29名の方に回答をいただきました。調査方法につきましては、事前に電話で連絡を差し上げまして、直接お宅にお伺いしてお話を聞くという形の調

査方法で実施をさせていただいております。

主な調査結果でございますけれども、麻績村と麻績村農業再生協議会で行われました地域農業のあすを考えるアンケートと同じように、後継者、今後の不安というようなことが多く寄せられてきておるわけでございますが、また今回の調査で出てきた点としましては、農作業の都合上、どうしても自分の都合で防除等をやりたいということで、防除機械等を個人で所有されている方が大変多いということで、設備投資に多額の費用がかかっているというような状況が見えてまいりました。また、今後の栽培計画では、現状維持が60%、縮小が30%、拡大したいという方が10%というような形で結果が出てきておる状況でございます。

そして、有料の果樹園を今後どんなような形で保全をしていったらいいかというようなこととお聞きをする中で、『農業研修生を受け入れてもいいよ』とおっしゃっていただいた方が60%ございました。また『耕作できなくなった果樹園を貸してもいい』という方も90%おられまして、その中には有償でお貸ししてもいいと。またその有償の中には『現物でいただければお貸ししてもいいですよ』という方もおりましたし、『無償でもいいから農地を守ってほしい』という方も30%おられました。

また、このような状況の中で、話し合いが必要と考えている方が53%ございまして、話し合いの場を設けた場合、参加が可能だとしてご回答いただいた方が80%というような回答をいただきまして、当初事務局側で予想していたよりも果樹園の賃貸、話し合いの参加について関心を持たれているというような状況が見えてきたところでございます。

また、調査の課題としまして、やはり直販をしていかないとなかなか収入につないでいけないというようなところ。また有害鳥獣対策と、また組織的な整備が必要ではないかというような課題もいただいております。

この調査結果、8月にまとめまして、8月末に庁内で連絡会議を持ちまして、当初調査結果の報告会を行う予定でございましたけれども、当面調査結果をもとに急いで手を打たなければいけない部分をまず優先をしまして、調査結果については個々に、調査いただいた方に郵送という形にさせていただいて、村でもう少し内容を調査した段階で話し合いというような形で計画をしていきたいというような形で今現在進んでおるところでございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） ちょっと時間も押してまいりましたので、私のほうで次にお伺いしたいことをちょっと聞きたいと思いますが、3月の一般質問で企業誘致についてお聞きをしま

したけれども、これは雇用対策面の政策として必須であるというふうにも思ったのでお聞きしたわけですが、この農業をしっかりとやっていきたいという村長のご答弁でしたけれども、この農業政策を優先するという事の中に、この働き場所というようなことに関しての何かプランというか、そういうものは持っておられるのでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） 答弁、以前申し上げたのは、企業誘致ということに関しまして申し上げたわけでごさいます、今の社会情勢を見る中で、優良企業を誘致してくるということは大変難しい状況にあります。決して手をこまねくわけではございませんが、努力はいたしますが難しいというのが現実であります。

そうした中で、この麻績村というところは、まだ農業というものがあります。こういった農業を再生していくことによって、これに従事することもできていくんです。ですから、企業誘致も大事ですが、地域の農業の振興策、これに手を入れていくことも大事です。まずそういうことにも力を入れてやっていきます、ということで答えさせていただいているわけでごさいます。

農業につきましては、先進地等を見ますと、若い人たちがそこに入って、若い人たちが中心に地域を活性化しているというような例も多数あるわけでごさいます。麻績村といたしましても、いろいろな要因がそろっておるわけでありまして。例えば高速交通網が整備されている、あるいは気象条件もいい、それから地質、気候、いろいろな面で恵まれている、こうした中でひと工夫していけばいろいろな農業は考えられていくのではないかと。そして若い人たちがここにまず住みついていただくことがまず大事ではないかと。そういったことで新たな農業にこれから力を入れていこうではないかということをお申し上げたわけでありまして。

そうしたことから、今先ほど課長が説明申し上げたとおり、まず基盤整備に関するいろいろな条件整備等も重要なことでもありますし、それからため池等、これは防災も絡むわけでごさいます、そういった農業施設の整備、いわゆるこういったことは行政でやらなければいけない、こういったことはきちんとやっていく。それからさらに、農家の育成、これが今一番課題であるわけでありまして。農家の皆さんが自立をしてやっていけるような、こんな体制が何とかできないものかと。これにつきましてはいろいろなところからいろいろな計画を頂戴しておるわけでありまして、ご提案もいただいております。そういったことを一歩一歩これから進めていきたいという段階でごさいますので、そういったことをご理解を

賜りたいと思います。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 私が今ちょっとお聞きをしようとした内容といいますか、それは農業に関連して、例えば6次産業化とかそういったもの、あるいは特産物の開発、その他によって雇用が農業部分である程度期待ができるのかなということだったんですけども、いずれにしても、この雇用の創出というのは事業が確立されなければ、例えば6次産業化とか、そういうことについても確立されなければ働き場所は生まれませんし、個人の営農者の方で他人を雇用するということはこの地域ではないでしょうから、働き場所ということはそのような6次産業と関連して出てくるのかなとは思いますが、今後村営住宅の建設で相当数の若年世帯が入ってくると期待されていますけれども、この人たちは主に村外へ勤めて生計を立てる世帯だというふうに思います。最初から農業で麻績村にやってくる若年世帯というのはそんなにいないのではないかとこのように思います。

村の施策として農業を活性化させることで若者定住を目指して、例えば財政的なことの援助をしたり、設備をつくったり、圃場整備を行ったりというようなことで、財政をつぎ込んだのに途中でやっていけなくなって離農すると、そういったような状況にならないかということが心配されるんですが、そのあたりについてはどうなのでしょう。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 農業に対する投資といいますか、こういったことがいかにかということかと思えますけれども、麻績村につきましては、昔からこの貴重な農地を守らなければいけないということで、長い間農地を守ってきたという歴史があるわけでありまして、そうしたことで麻績村の村の土地ほとんど全てが優良農地は土地改良がされ、整っているというふうに私は感じております。

ただ、これが十分に生かされているかいないかということが課題ではないかなと、こう思っております。こうしたことから、こういった農地がこれからも有効に活用されていく、そしてただいまおっしゃられたような6次産業というようなものが、これからもっと生まれていかないのかということも、これから研究をしていきたいなと思っております。そうしたことから、今、小さな芽ではございますが、こういったものを支援していこうというようなことで、今、村は動き出しておるわけでありまして。

それから、村の加工施設等につきましても、まだ村独自の仕事ということではないわけで

ございますが、ようやく年間雇用の場になってきたということでもあります。あとは地域の物産をどうしていくかという大きな課題があるわけがございますし、それから、ああいった施設を使いながら立派にやっておる、おやきのグループ等、こういったグループもございます。これからもああいったグループがふえていただくようなこと、こういったことも支援していきたいなど、こう思っております。

なお、6次産業化に向けた施策等について、小さな芽でございますが、それらについては村づくり推進課長のほうから少し補足をさせていただきたいと思っております。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下利秀君） 6次産業化の若干補足をさせていただきますけれども、6次産業化につきましては、小さな産業づくり事業というような補助制度をつくらせていただきまして、数団体で、今、事業が継続して進んでおります。

また、新たな商品をつくろうというようなグループも出てきておりますので、補助制度だけでなく、今現在、相談事業というような形でも進めているような状況でございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 時間も迫ってまいりました。

村の農業政策を目指す方向についてお聞きをいたしましたけれども、これは議員の私ということより、多くの村民の皆さんの質問であります。農業への関心や興味が高まって、さまざまな形で就農者がふえれば、農地の荒廃などに一定の歯どめはかかる気はしますけれども、問題はここに住んで、家族を養って生活をしていくという、そういうことが農業によってできるのかどうか、せつかく始めても途中で困難になるのではないかと、そういうふうに心配されている村民の方は多くおります。そのあたりを十分に分析、検討して確実なプランを立てて、農業政策のために財政を動かしてもらいたいというふうに思います。

私としては、村の活性化に向けては、もちろん農業政策は大事ですけれども、それ以外の面にも検討を行っていただきたいということを申し上げまして、これで私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（尾岸健史君） 3番、塚原利彦議員の一般質問が終了しました。

◇ 坂 口 和 子 君

○議長（尾岸健史君） 続いて、7番、坂口和子議員の一般質問を許可します。

7番、坂口議員。

〔7番 坂口和子君 登壇〕

○7番（坂口和子君） 私が本日一般質問のテーマに選びました麻績村の農業振興に関する諸問題は、子供のころから家は農家ではなく、また今日も自家用のナス、キュウリ、トマトなどを3本、4本と植えるだけの全くの非農家育ちの私ごとき者が質問に取り上げるような器ではありませんが、人間の生命維持には欠くことのできない食料問題が麻績村における少子高齢化、農業の後継者不足の中、課題山積問題を今後どのように解決していくのか、素人的に、また一消費者としての考えを申し上げ、行政の考えを伺いたいと思います。

なお、ただいまの一般質問者1番の質問者とダブる点が多々あると思いますけれども、通告に従いまして一問一答方式で自席で行います。よろしくお願いいたします。

それでは、通告第1番目の第6次麻績村振興計画に見る農業振興についてです。

この事項については3つ挙げておりまして、農業振興計画の今後の基本計画10年間と、基本構想5年間の基本的な考えをまずお伺いいたします。

農業振興計画が既につくられて、進捗されていると思いますので、基本計画の大まかなところ、行政の考えを伺いたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） 一問一答ということで、自席で答えさせていただきます。お願いいたします。

まず、最初のご質問でございます。第6次麻績村振興計画に見る農業振興についてということにお答えさせていただきたいと思います。

麻績村農業振興地域の整備見直しでございますが、これにつきましては現在全村域にわたって進めております。真に農地として残さなければならない地域、農地以外の活用により農村の活性化を図るべき地域、こういったことなど、将来の麻績村を考えて見直しを進めておるわけでございます。

現在の進捗状況等につきまして、詳細につきましては振興課長からお答えを申し上げます。そして、「人・農地プラン」の取り組み状況につきましても振興課長からお答えを申し上げ

げます。

そして、6次産業化の推進につきまして村独自の制度、小さな産業づくり補助事業、そしてまた地域おこし協力隊による特産品開発、それから地場産米を使つての酒造などを今進めておるわけでございます。これらの販売につきましても種々の試みを行つておるわけでございますが、まだ規模の小さい段階でございます。今後これらの事業がさらに進展することを願つておるわけでございます。

これらの詳細につきましては村づくり推進課長のほうから答えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） それでは、一問一答ということでございますので、最初の農業振興地域の関係のことをご答弁をさせていただきたいと思つています。

麻績村の農業振興地域につきましては、聖高原から四阿屋山一帯を除くほぼ全域が農業振興地域であるということでありまふ。現在、そんな中でのものを現在の計画を時代に即した部分で見直していくために調査分析等を進めている状況でございます。

また、平成24年12月に、先ほどもちょっと申し上げましたが、「人・農地プラン」をつくるためのアンケートの中で、農業振興地域についても調査をさせていただいております。

そんな中で、農地を守る農業振興地域ということを麻績村の中でどのくらい把握しているか、ということも見させていただいたわけでございますが、なかなか皆さんわからないということで、農業振興地域と知っている方は25%に満たなかつたというような状況でございます。

そんな中で、今後におきましても現状の確認、照合を行う中で図面化をしていく。そして山との境等の部分をどうするかというような現状の部分をしっかり見きわめる中でやっていきたいというふうに思つております。

また、昨年12月、同じく農地台帳等を基本とした経理状況等の調査をいたしました。そんな中でも世代がかわつている中で、自分の農地自体把握していない部分も出てきているというような部分もございませう。今後は引き続き土地の利用の現況、見通し等の情報を取りまとめる中で、県との協議等も進んでいくこととしております。現地踏査等も必要となりますので、もう少し時間がかかるわけでございませうが、できる限り早い時期に農振地域をつくっていきつたいというふうに考えております。今後ともご協力をお願いしたいと思つています。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 今の1番についての10年計画と5年構想についての考えの中で、今の答弁ですよね、振興課長の答弁は。1番目の要旨1について今伺ったところなんですけれども、その中で今振興課長の答弁によりますと、農振地域についてもいろいろ知らない人が25%あるというような答弁で、これについての取り組みをするということが、この農業振興計画の基本計画の中に取り込んでやるという解釈をしてよろしいんですか、1番の要旨についての答弁。それについての調査も県ともやるということですが、今実際に住民の方々でそこらのところが把握できていないからそれを重点的にやるという答弁ですか。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） 申しわけございません。

最初に、一般質問の資料をいただいたときに、麻績村の振興整備計画ということで、内容は農振の関係だということでお聞きしておりましたので、そちらのほうでご答弁をさせていただきましたのでよろしくお願いたします。多分村長の答弁もそれで答弁をさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 私の通告はその通告のとおりなんですけれども、農振地域についてということは一度も言った覚えはありません。通告どおりに従って私も原稿をつくってきまして、自分の考えているところを含めて質問していこうと思っております。

でも、確かに今の課長の中にあつた農振地域、私は先ほどさきに申し上げましたように、非常に農業については疎いものですから、そこらの内容についてを突っ込むだけの自分が能力もありませんし、答弁は答弁としてそのまま受け取らせていただきます。

どちらかという、第6次麻績村振興計画にも私は携わらせていただいたものですから、私はその振興計画の中では福祉面が多かったんですけれども、振興計画を見る中において、農業振興についてもうたわれておりますので、ですからその基本的なところを25年たつてどうなっているかということで、まず大まかな村の方針をとということが要旨の第1問です。よろしいでしょうか。

村長の答弁の中で不足する、追加されるんでしたらお願いたします。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） ちょっと食い違ってしまったような感じがございますが、最初のご質問、第6次麻績村振興計画に見る農業振興ということでございまして、最初のご質問が、今

麻績村で大きくこれから見直さなければいけない麻績村農業振興整備計画、農業振興地域の見直し、このことかと思ひまして、これが今主力で今振興課でもやっておるものですから、このことについて最初にお答えをさせていただいたと。

そしてまた2つ目が「人・農地プラン」の取り組みの状況について、これからお話を補足をさせていただくということでおりましたが……

でございますから、1番の第6次麻績村振興計画に見る農業振興についての最初の1つにつきましては、麻績村農業振興地域の見直し整備、これについてお答えをさせていただいたということでございます。どうぞお願いしたいと思ひます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 結構です。この農業振興計画自身が非常に大きなテーマですので、今農業振興についての見直しという、そういう内容の答弁と解釈させていただきます。

それはそれで私も了解しておりますので、内容についてはまだ探究するだけの私も手持ち資料もありませんし、最初に申し上げましたように大まかなところで結構です。計画が出た後、実際にどのように進捗しているかということをお伺いできればいいと思ひて質問しただけです。

よろしいですか。答弁まだ追加がありますでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） すみません。第6次振興計画の中に、第4章であります中に、現状と課題の中で「人・農地プラン」の作成や農業振興地域整備計画の見直しというふうに載っている部分で捉えたかというふうに考えております。この中の農業振興地域整備計画というのは、先ほど申し上げました農振地域の整備をどのように進めていくかという計画でございますので、よろしくお願ひいたします。

そんな中で、現在の耕地面積につきましては、麻績村におきましては、平成12年から比べるとやはり減ってきているというような部分もござひます。そんな中で、先ほど少し申し上げましたが、これから山際の農地の部分とかそこら辺の部分はどうするかということも踏まえる中、また兼業農家が多い中で、どのような農地集積をしていくかということに非常に大きな課題が残ると思ひます。

そんな中で、これから営農団体等を含める中での検討を進め、できれば農地集積もある程度する中で、先ほど塚原議員さんのほうにもありましたが、そんな中での農業従事者の育成等につなげられればということで計画をしておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 方針については了解できました。

むしろ、具体的に先ほどの塚原議員の答弁に中にも含まれておりますけれども、これから村が計画したものについて具体的にどのようにやっているかということが村民みんなにも、また農業関係者にも逐次了解していただけるように、理解し、また協力していただけるような行政のほうの情報展開をしていただきたいと思いますので、それだけつけ加えさせていただきます。

それでは、続いて、要旨2について伺います。

それが「人・農地プラン」についての取り組み状況はというのが要旨2です。先ほどの答弁にも、1番の塚原議員さんのところにも触れられましたので、答弁が入っておりますけれども、昨年「人・農地プラン」の構成メンバー10名で12回のプロジェクト会議を開いたと聞いております。

それで、麻績村における今後の農業、農地のあり方について検討されたということで、私もこの会議録について見せていただきました。村としての、行政側としての課題の重点事項及び今後の取り組みについて伺います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

振興課長。

○振興課長（飯森 力君） 「人・農地プラン」の取り組み、これからの部分ということでございます。そんな中で、先ほどの3番、塚原議員さんの質問のご答弁と重複する部分がございます。ただ、この平成26年3月に麻績村の今後の農業、農地のあり方についてということで策定をされたものの部分について、今後中山間地域においても維持可能な農業ができるよう、またそれに対しまして、飛び飛びである荒廃地等も引き続き検証、見直しを進めているところでございます。

先ほども申しましたように、農地集積の一つの大きな柱にならないといけないという部分、また集落営農等の関係につきまして、これからの担い手等の関係、また本当に新規就農の関係というようなものも必要かというふうに思っております。

そんな中で、ことしから始まりました農地中間管理機構の活用も一緒にしていかなければならないということでございます。そんな中で、この農地の中間管理機構というのは農地集積が非常に大きな目的でございます。麻績村は中山間地でございます。そんな中で、兼業農家も多いということでございます。そんな中で、どのように集積ができるかというのも一つも課題ですが、集積されても担い手がいなければそれが機能しないというような状況がござ

います。そんな中でそこら辺も含める中で、「人・農地プラン」の建議書の関係も検証する中、また農業委員会からの建議書も検証する中で、しっかり計画を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 先ほど農地プランのメンバーの中には、専業農家、兼業農家、それから非農家という、このメンバーも本当に多岐にわたっての人選がされておまして、私も非常にすごいなと思いました。それからまた内容についても、それぞれの立場から提案されたものが入っておりまして素晴らしいものだということは感じましたけれども、これをどうやってやはり取り組んでいくかと、今も答弁の中にもありましたけれども、今後の課題ということで、なかなかそれに足がついていかないようでは困ります。

この中には、農業委員さんとか、または麻績村の中に農業関係の諮問委員会も幾つかありまして、予算化されておりまして、その農業に関する諮問委員会ではそれぞれの担当が検討されていると思いますので、こういう人たちとの連携、このプランを実行するための具体的な方法としては、そこらの考えはどのようになっておりますでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） 現段階では、今検証をしている部分ということもございまして。今後方針等を定める中で、皆さん方の関係機関、特に農地プランを進める中、中間管理機構を進める中においてもJAさんも非常に重要な位置を占めます。そんな部分も含め、関係機関と連携をする中で進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 具体的な期間とか、それはスケジュールは決まっているのでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） まだ決めてはおりません。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） それでは、質問の要旨2に関しましては、まだ予定が具体的に決まっていないということですので、これ以上は追及できませんし、また私もそれについてなかなか勉強ができておりませんので、質問の内容はそれで終わります。

次に、要旨3のところの、6次産業化の推進についてですけれども、これについても先ほど1番の質問者のところでも答弁されましたし、推進課長からも答弁ありましたけれども、

ダブる部分があると思いますけれども、よろしくお願ひいたします。

現在、村民の方や、それから地域おこし協力隊の方々が研究しながら6次産業に結びつくような加工品、試作品に取り組まれている由に聞いております。その点についてダブる点があってもよろしいですから、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下利秀君） それでは、6次産業化について、私のほうからちょっと補足をさせていただきたいと思いますが、今現在村づくり推進課で行っております助成制度としましては、小さな産業づくり事業というような事業がございまして、その中で麻績ラーメンさん、あと、おやきの会さん、山野草おだまきの会さん等の皆さんが、今もう現在補助金を受けられていろいろな整備をして現在も活動を進めておられます。

おやきの会さんでは、新商品の開発をしたり、今後新たな分野へも研究を進めたいということで、今週ですが、また打ち合わせというような形になっておりますので、補助事業だけではなく、打ち合わせを進めていきたいと。また、新たな農産物でちょっと起業したいというような方もございますので、今現在その関係についても打ち合わせ、研究等を進めているような状況でございます。

また、振興課中心で進めております麻績で栽培した酒米によるお酒の事業推進も振興課中心に行っております。また、新たな農産物を商品化しようということで、これにつきましてはいろいろな県の補助制度等もございまして、各課と連携しながら、相談事業を進めながら実証実験等を入れていければな、というふうに考えております。

地域おこし協力隊でも若干6次産業について行っておりますが、従来ありましたジャムの加工、またジュースの加工というような形で今試作をしております。ジャムにつきましては、今まで大きなジャムでなかなか旅行者がというようなこともありまして、ジャムのサイズ3種類をつくりまして、村内の施設で今現在試験販売したり、イベントですとか村内企業さん等の実証販売をしております、やはり今現在一番の売れ筋は、30グラムくらいのジャムが一番売れ筋で、一人で10個、20個と買っていかれるというような形が出てきておりますので、そんな今年の販売実績を見ながら、平成26年度の加工についてまた若干加工しながら実証実験を進めてまいりたいなど。

ジュースについても瓶をちょっと工夫したりとかして、東京のほうへ持って行って売った場合には、かなり好評で全部売り切れるというような状況もございまして、その辺も続け

ていきたいと。また村外の商店さんと共同企画でパンに使っていただいたりですとか、試供品で提供して、それを味を見ていただくというようなことも進めております。

また、新たな新規農産物ということで、栽培から加工、販売までをしたいということで、低アレルギーの小麦が何とか特産品にならないかなということ、今現在実証実験を進めておりますし、そのほかちょっと違う分野でも拡大を考えているというような状況でございます。

また、市野川地区でも集落再熟事業というようなことで、いろいろな作物の関係で今現在実験が進んでいるというような状況でございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） では、私の認識不足のこともありますので教えていただきたいんですけども、現在そうすると6次産業として、村でいわゆる販売に結びついている種類、今、ジャムとか言われましたけれども、何と何がありますでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下利秀君） 村づくり推進課の協力体事業で今現在試作販売をしているものでございますが、ジャムについては紅玉ジャム、さるなしジャム、山ブドウジャム、これが瓶の大きさが3種類ございます。100%果汁につきましては、リンゴ、山ブドウを今現在試作をしております。あとは麻績ラーメンさんですとか、おやきの会さんが独自にやっていたらっしゃるというような状況でございます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） その6次産業、現在研究されている方はどちらかというと女性が多いかなと思います。実は最近私の得た情報の中に、農林水産省で農業女子プロジェクトというものについて非常に支援をしているということを聞いて、全国の農業女子の育成とか、それからその人たちの活動範囲を広げているというようなことを聞いております。麻績村でも女性の方々がいろいろなアイデアを出して研究したいと思ったり、またその販売についても一番身近なところではあさつゆの直売所、またはほかの農協の販売所、それから一部市野川のお仙の茶や等いろいろなところで、それからシェーンガルテンとか、そういうところでも販売ルートは持っておりますけれども、これをもう少し積極的に村外への販路を進めるためには、どのような方策を持っていくか。

県でも進めております東京の銀座ですか、あそこでもやると言っておりますし、それから

実際に麻績村でもいろいろなイベントのところへはおやきの会にしろ、あさつゆさんにしろ、持って行って販売していただいて、非常に消費者の方との距離が近くなったり、それから農作物についてのまた反応もあったりして、それがフィードバックされているとは聞いておりますけれども、人が足りない、人が足りないという中で、もう少し村民の方々が入りやすい状況、または少し話は飛びますけれども、加工所についての使用についてもそうだと思います。村民の方々が6次産業を研究し、一緒に考えていく中のやりやすい状況、環境、行政ではどのように考えていますか。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） 先ほど女性の力という話も出たわけですが、今村内では女性の皆さん、あらゆる場面で力を出していただいております。ということでございます。

さて、そうした皆さんが村の加工施設を、というご質問でございますが、村の加工施設を活用されていろいろな活動をされているという方、今現在も大勢いらっしゃいます。議員ご承知のことと思いますが、例えばリンゴの時期になりますとリンゴジュースでございますとか、それからみそでありますとか、そういったことにつきましても、それぞれあの施設を使ってされております。

それから、まだほかにはあまり瓶詰とかというような活用はされていないわけですが、ご相談いただければ使える形は可能でございます。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） そうすると、村民の方々が自由という解釈でよろしいんですか。どこか振興課なら振興課、どこかへ行政のほうへ使用について申し込めば、あそこの加工所の施設を使ってという解釈ですか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） お答えします。

現在、あの施設につきましては指定管理で出しております。そういったことで、振興課と相談していただければ活用できる道はございます。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） そうすると、ある程度個人的にも考えたものがありましたら、それに

ついて、あそこで仲間ですとすることが出来ますか。今指定管理になっておりますけれども、利用方法については。その声があるものですから、村民の方から。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） 個人の方でもしっかりした団体を作っていただいて、作ってというか、仲間を、グループを作っていただいて、今指定管理というお話を村長のほうからしましたが、そんな関係で向こうに事務所がありますので、そこへどういうことで使いたいということでお申し込みいただければ。ただ、ほかにもダブっていると使えない部分がありますので、日程調整等をしていただければ十分できようかと思えます。

ただし、ある程度の負担が出ることだけのご承知を願いたいということです。そんな使用料ということで、デカくとるということではなくて、実費に係る分、若干かかる、そういう制限があるかと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 時間がなくなりますので、質問の次に移らせていただきます。

麻績村農業公社の設立の計画はということです。

まず、要旨1ですけれども、村長はかねがね麻績村にも公社的というか、私は公社という解釈をしておりますけれども、村長は公社的という解釈だということです。公社的でも結構ですけれども、そういう農業に関する一連の大きな組織がつくられて、その中でやはりもちろんJAさんとも協力しながらやらなくてはいけないことですが、麻績村の農産物の活性化、または耕地の問題等も有効になっていかななくてはいけないと思えますけれども、それについて伺います。

農業公社の設立の計画、村長の考えの中にはどの程度あるか聞きたいと思えます。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） お答えさせていただきます。

農業公社といいますか、私は農業公社のような組織ということをお願いしたんですが、公社という組織がいいのか、あるいはNPOのような形がいいのか、あるいは株式会社がいいのか、麻績村においてはどんな形がいいのかというのはこれからの話ではありますが、いずれにしても、ただいま申し上げてきましたように、麻績村にはいろいろな立派な計画があるわけですが、具体的にそれを進めていこうとすると、どこに突き当たってしまうかという、誰がそれをやるのか、そしてまたそれをやる農家がいないと、こちら辺に、これに突き当たってしまう。それから先ほど村づくり推進課長が第6次産業の本当に小さな芽

生えたところの支援ということをお話し申し上げたわけですが、麻績村も過去においてこういったことをやってまいったわけでありましたが、どうしてもその段階で、それから発展していかないということであるわけです。

ですから、今回の村づくり推進課で行った、地域おこし協力隊の皆さんが先立ちでやってくれたこういったことも、これ以上大きくしていくにはどうするかということも当然必要になってまいりますし、一番最初の塚原議員さんからのご質問にもございましたが、実際働く場として成り立つような農業をこれからどうしていくのか、ということも当然あるわけですが、そういったことを行政だけで関係機関と協力してということではもう限界があるのではないかなど。坂口議員さんからは、農業委員会とかそういったところと連携をとってということですが、農業委員会さんにしても農協さんにしてもやはり限界があると思います。農業委員会でそういったものをしていくということもできないでしょうし、農協さんでそれをやっていくということもできないでしょう。

村の政策として後押しをできるようなことをしていかなければならないということを考えている中で、何らかの組織を立ち上げて、そういった組織がそういった芽生えたものをさらに大きくしていく、そして農家を育成していくと、農家を支援していくということを本格的にやらなければいけないのではないかなど。こんな構想で今いるわけでありましたが、まだ具体的にどんな形で設立という話にはいかないわけですが、現在のところ近隣の公社の内容を学んだり、先進地の実態を把握すると。こんなことを今進めております。

いずれにしても、麻績村も、もうそういった時代に入っていかなければいけないのではないかなど、こう考えているということですが。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 要旨の1でも触れましたけれども、一番近隣で生坂村ですよね。生坂村の農業公社というのは、その目的として農産物の加工や販売、それから農地の有効活用、それから人材育成、高齢者の生きがい対策等の諸問題を解決するというのが、また塩尻市ももちろんそうだと思いますけれども、やはり公社という大きな一つの農業関係の組織の中に、その傘下に、例えば生坂村あたりだったらかあさん家だとか、それから男性が研究しているものだとか、お酒もありましたね、地酒の研究があるとか。

そういう麻績村でも今個々ではいろいろなことが考えられているけれども、それをまとめて、そして一緒に推進するという、そういうバックボーンがしっかりしないとかなかなかうま

くいかないと思います。私今素人考えにおいて。ですので、私は農業公社の設立はもう喫緊の課題としてもうすぐ検討に入って、その関係者はちょっとわかりませんよ、どういう人たちが一番いいのかわかりません。けれども、農業に関する人、または先ほどの人・農地プロジェクトではないですけれども、兼業農家、専業農家、それから消費者、そういう住民もみんな巻き込んで、そして農業に関する専門家も巻き込んで、やはり方策を立てないと。例えば先ほどから村としては6次産業の中でおやきもやっているとか、何々をやっていると、その販路が保証されない、または生産者についても実際にもう高齢化で、あさつゆの販売する農産物についても、もう高齢化で今後つくる、それからあさつゆに提出できる農産物が保証されないという苦勞も聞いております。

ですから、やはり今後麻績村の農業を活性化するためには、もっともっと具体的な村民に見える施策が表に出てこない、ずっとこの農業問題については高齢者で人的力がないとか、それから後継者がいないとかということは、これは今始まったことではないと思います。ずっと継続していることですし、今後もこれを放っておけばもう目の前、3年、5年、アンケートも、私も見せていただきましたけれども、後継者がいないという82%の方がそんなふうにも出ておりますので、これは非常に重要な課題だと思います。

そこら辺の肝入れ、ちょっと伺いたいと思いますけれども。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） やはり農業というのは、村でも大事にしていかなければいけないと思っております。先ほどの3番の塚原議員さんからもこの農業に対する熱意あるご質問をいただいたわけですが、多少塚原議員さんのお考えは、農業といえども投資ということについてはもっとしっかり考えるべきだ、というようなご提言もいただいておりますが、しかし農業については、今までもそうでございますが、相当リスクを覚悟で投資をしていかなければいけないと思っております。

ですから、今回の私が申し上げているような組織を立ち上げるにも相当リスク、それをかければ成功するんですか、と言われては困ると私は思っているんですね。やはり地域の農業を活性化するには相当の投資も必要ですし、それからリスクを覚悟で進めなければいけない。全てが成功するということではございません。

といいますのは、一度生坂村さんというお名前が出たわけですが、生坂村さんのその設立のときから今日までの経緯、議員もご承知だと思いますけれども、向こうと麻績村とは大きな違いがあるわけですね。地盤の違いがまずはあると思います。先ほど具体的なお

名前出たわけでございますが、生坂村さんには、多くの地域を支えていこうという多くの組織が、それぞれの組織で立派に活動している組織がある。そういったものをまとめていくということは今もやっておるわけですが、例えばそれが麻績村で現在あるかということになってきます。立派に活動している村内にグループはたくさんあります。ありますが、その辺の比較ということもありますし、それから先ほどの坂口さんのご提案では、こういった新しい組織はいろいろな各機関等から代表者を出してというようなご提案かと思いますが、やはりそれだけでは私は無理だなと思っております。

といいますのは、今までもそういった各種団体の長というような方が集まってつくった組織でいろいろなことを検討された。その結果がどうであったかということを見ると、やはりこれも人に突き当たってしまうわけでありましたが、やる人をどうして探していくかということであろうかなと、こう思っているんです。やる人を中心とした組織を立ち上げて、それからそういったところを核にして村の農業を支えていくような方向を探るべきであると、そう思っておるわけでありまして。

そういったことを含めて、現在近隣の調査等をさせていただいておるということでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 人については当然現在の麻績村の人口構成では無理だと思います。この間、私たち当地区の5村の議員研修会のところの講演の中でありましたところでも、都会とか全国的にも若い人たちは非常に農業に関心を持っている人は大勢いるということで、そういうところへアタックして、そして、例えば麻績村のはぜかけ米も減っているということも情報として聞いておりますけれども、そのはぜかけ米がなぜ減っているかということ、そのはぜ掛けをするという労力が非常に現状では厳しいということを知っております。

それなら、その労力をどこからどうやって引っ張ってきて、そして活性化させるかということになると思いますけれども、例えば都会の農業の大学系統の学生だとか、それからインターネットでもそうですけれども、先ほどちょっと言いました農水省でも今推進している農業女子プロジェクト等の資料を見たりして、もう少し村外から麻績村へそういう農業に関心のある若者を呼び込むという、そしてただ来てもらうのではなくて、やってもらったらお土産としてはぜかけ米を持っていってもらう。今のふるさと納税もそうですよね。納税の寄附者についてはそのお礼として麻績村のはぜかけ米とかリンゴだとかという、そういう麻績村の特徴を、おいしいものを提供し、そしてそのリピーターをふやしているということだけ

れども、そういうことで、今麻績村にそういうことをやる人がいない、いないというのではなくて、もう少し積極的に進んだ考えはないでしょうか、取り組み方について。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） おっしゃるとおりでありまして、現在そういったことをいろいろな事業を結びつけてやっておるわけですね。都市との交流事業によって農業体験、農業という地域資源を活用しながら都市交流をすとか、そういったことを今進めておるわけでありまして。

そういったことで、一部でございますが、都市の人間だけでこちらの土地を借りて農業をやっておるという方もようやく出てきたというのが実態です。でも、こういったことはまだほんの一部でございます。ですから、こういったことを村内にもっと広げていかなければいけないということで、申し上げているように、これからの農業というのはまず人であると、そう思っておるわけでありまして。

そういったことで、人の確保、それから農地をどうしていくかというこの「人・農地プラン」のまさに麻績バージョンの「人・農地プラン」というものをこれから新たな組織とともに考えていくべきではないか、ということでようやく研究に入っておるということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 1つ提案ですけれども、村長は名古屋のほうにも県人会のところに参加したりですとか、それから関東にもありますかね。そういう県人会のような人のところへも参加していると思っておりますけれども、そういうところで人材を参入させるような知恵、工夫、何かアイデアなんか感じたことはありますか。

それから、もう一つは、麻績村で育った人間が村外へ出てからどうしてフィードバックできないかという、そこらのところももう少し深く考えて、実際に村の若者がどういう考えでこっちへ帰ってこないか、いわゆる農地をどうすればいいかというようなことの検討についても、どこかで進めていかななくてはいけないと思っておりますけれども、そこらはどうですか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） ただいまのご質問はもっともだと思っておりますけれども、麻績村から外へ出られている若い人たちが麻績村に帰るといことと、その皆さんが農業、この地域の農業を振興していく、農業を支えていく人材になるということは別の問題でございます。ですから、麻績村の農業をどうしていくかということの人材をこれからどう確保していくかということが問題だということをおし申し上げているんです。

ですから、麻績村から出ていかれた方を呼び戻して農業をさせるということに限らず、この地域の農業を支えてくれる若い人たちをどう確保していくかということが課題であると、そう思っております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） ちょっと飛ぶかもしれませんが、1つ私の突拍子もない提案を申し上げます。実は農産物、あさつゆもそうですけれども、先ほど言いましたように麻績村の農産物の購入に関して、買うのの一つ、例えば満月スタンプが商工会ではやっておりますけれども、そのような麻績村の農産物を購入した場合にはポイントがつくような、そういうものをつくるか、それから地域通貨を、商工会でやっているのは地域振興券ということで、村からも2割の補填を出してやっておりますけれども、そうではなくて、農業、農産物全てにおいて購入した場合にはポイント制を導入するか、今言った地域通貨、そういう専門の地域通貨を発行するかということ、そういうものがつくられて流用されれば、その地域通貨とかポイントについても、例えば子供たちがお買い物にいったときでも、それについてポイントしてもらえると。そうすると、そのときに、麻績村の例えばあさつゆで売っているものは必ず裏に生産者の名前がありますよね。そうすると、麻績村の誰々さんがつくったものがこんなふうにあるんだなということで、一つ一つ最初は微々たることだと思いますけれども、農産物に対して村民の人たち一人一人に関心を持っていただける手段としてはどうかなという。私はこれは消費者の立場として、購入するほうの立場として考えたことであります。

そんなのもひとつ考えてみたものですから提案し、ではそれを誰が主体でやるかということになりますよね、またね。では、その地域通貨をどこが発行して、どうやって運営していくかとか。それから、ポイント制にしても誰がどうやっていくかということ。当然資金が要ると思いますし、それから、それなりの構想が出てこないといけないと思いますけれども、そこは行政とそれから住民組織のところとか、そういうことについても、これは私の単なる提案ですから、賛同する人がいるかないかもわかりませんが、これは全く未知数のことですけれども、ちょっと提案させていただきました。

時間がないものですから、次の質問の3に移らせていただきます。

先ほどから少し出ておりますけれども、農業委員会から提出された建議書の活用についてです。

要旨の1に挙げました遊休荒廃農地の活用についてですけれども、そこらについてはどのように、前向きに考えている点を教えていただきたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） その前に、ただいまご提案いただきました地域通貨の関係でございますが、実はこの地域通貨という考え方、大変難しいという今の実例がございます。例えば今あさつゆさんという具体的な例を出していただいたんですが、あさつゆさんの商品を見ますと、価格がどちらかというと低価格ですね。何百円とか、あるいは何十円とかということになりますね。一般的に地域通貨というのはおつりが出ないというようなのが一般的です。そうすると、地域通貨券を10円単位で出すのか5円単位で出すのかという問題になります。大変複雑になってくると、恐らくこれを運営するとなると、最終的にはそのあさつゆさんが携わらなければいけない。果たしてそういったところに受け入れられるかどうか。また村民がついてくるか。多くの課題がございます。

いずれにしても、ご提案がございましたが、あさつゆさんとも機会がございましたら話したいなど、こう思っております。

さて、3番目の農業委員から提出されております建議書における遊休荒廃農地の活用、それから有害鳥獣対策等のこの関係でございますが、まず、遊休荒廃農地の活用でございますが、実はこれはできることであれば活用していきたいと、この思いはございます。しかし、これもまたさっきと同じ問題になるんですが、誰がやるかと。ここに至ってしまうんです。

行政が一回その事業費を投入してきれいにするということは可能でしょうけれども、これを継続的につなげていくということは非常に難しいと、こう考えておるわけです。できる限りこれから何らかの方向があるのかどうかということもこの村の大きな課題ですから、検討したいなど思っております。

それから有害鳥獣対策につきましては、今いろいろな政策がございます。これらについて詳細につきまして、振興課長のほうから答えさせていただきます。お願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） それでは、補足をさせていただきます。

まず、農業委員会から提出されました建議の活用という中での遊休荒廃農地の活用について、ということでございます。

これも3番議員さんとダブるわけでございますが、そんな中でご答弁申し上げたいと思います。

遊休荒廃農地の活用としては、現在農地への復旧費に補助を行いながら、種子の購入費用等に対して補助を行っていくということですが、採算性が非常に悪い中で、普及しないのが現状の中で、どのようにしていくかということですが、

ちなみに、平成25年度では個人におきまして、農地復旧、水田をしていただいております。これ35アールほどです。また、地区の有志によりまして、荒廃農地をお花畑というか公園化する中で、12アールほどやっているというような状況で、徐々にではありますが行ってきていただいているという中で、景観植物の関係等もことしもやっていきたいということをお聞きしております。

そんな中で、できる限り荒廃農地を減らすために、いろいろなものを植えていっていただきたいというふうには考えておりますが、これも先ほど申し上げたとおり、今の麻績村の現状では兼業農家が大半を占めているという中で、なかなかそこら辺まで手が回らないということですが、

そんな中でございますので、農地中間管理機構の集積等も考えるわけですが、今ある荒廃化していない農地をいかに守ってふやさないかということも非常に大事な施策になっているのかと思います。今後は両方、先ほど申し上げました農業振興地域の計画の中での見直しも含める中で、農地を守っていくということで進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、鳥獣害対策につきましては、本当に今荒廃農地につながるような大変なところでございます。そんな中で、駆除対策事業を行ったり、個々の農家の方々に補助を出す中で、防除をしていただいているという状況でございます。そんな中につきましても、今後も進めていきたいというふうには考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 1つ先ほどの村長の答弁の中で訂正させていただきたいと思っておりますけれども、あさつゆさんに限ったことではありません、私が言うのは、そのポイントカードというのは。いわゆる麻績村の農産物、先ほど言いましたようにどこでも売っていますよね。何カ所でも売っています。そういう、いずれにしても麻績村の農産物を購入した場合に、スタンプ的なこういうポイントカードみたいなものができれば、そうするとそれを何枚、何点くらい集まれば農産物の中のどれかは自由に持っていてもいいですよというフィードバック的なもの、これは私の単純なる考えですから、いかどうかはまた今後検討されなくてはいいませんが、そういう喚起をするためです。

もう一つ、もう2分しかありませんけれども、その鳥獣のところでも1つ質問いたします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員に申し上げます。

時間が迫っておりますので簡略にお願いします。

○7番（坂口和子君） 3月の一般質問のところでも鳥獣問題の駆除資格者の支援についてのところですが、非常に今更新するのに費用がかかっているという話をしておりました。その点について、予算的にもう少しこの点は支援するとかということがありましたらお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） それにつきましては、一応有害鳥獣の駆除、また防除に対します全体の中で行っております。でございますので、今協議会等にも補助を出してございます。そんな中で、1頭当たりとかいろいろな補助をしているわけでございます。本年度につきましても、新たに補正でお願いしてあります駆除後の処理に対しますところで補助を出したりということで、駆除の全体の中で今考えております。ですが、その資格者に対します部分については、今後もなくさないような状況で是非ともつなげていきたいというふうに考えております。本当に有資格者の皆さんにはご苦勞をかけているということは重々承知でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） もう本当時間ぎりぎりいっぱい、まだ足りないところもありますけれども、また次の機会にということで、私も、もっともっと勉強させていただいて、麻績村の農業に関して村がもっと活発に、それから住民の方に喜ばれる農業が継続されていくようなればいなという要望です。

以上で質問を終わります。

○議長（尾岸健史君） 7番、坂口和子議員の一般質問が終了しました。

ここで休憩をとります。再開は11時ちょうどとします。

ただいまから休憩に入ります。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○議長（尾岸健史君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

---

◇ 峰 田 昶 君

○議長（尾岸健史君） 6番、峰田昶議員の一般質問を許可します。

6番、峰田議員。

〔6番 峰田 昶君 登壇〕

○6番（峰田 昶君） 6番、峰田です。

子供が少なくなりまして、ちょっと縁遠くなったというふうに感じているものですから、村の義務教育について、それから目指す福祉村について、それから長野県のアンテナショップの対応について質問したいと思います。

村の第6次振興計画の住民アンケートで、村の住みよさについて聞いています。「住みやすい」、それから「どちらかという住みやすい」が合わせて59.3%、「どちらかという住みにくい」と「住みにくい」というのが15.3%でした。その対策としまして、若者定住が必要である、若者が少ないというのが大きな問題で、その重要な個別対策として、住宅関係が23.4%でしたし、それから教育環境の充実が17.2%ありました。

そんな中で、保育園、小・中学校の施設や教育内容について、「不満」、「やや不満」が9.2%ありました。今後重要なこの「不満」、「やや不満」を対応するために、対策として75.8%が「何かの対応をしていただきたい」というのがありました。教育環境の充実、教育というのは長岡藩の米百俵ではありませんけれども、教育は百年の大計なんですね。そこで食べてしまえば終わるというわけではなくて、百年の大計と言われていています。ですから大変だと思えますけれども、ぜひそんな意味でお願いしたいと思えますし、また教育は家庭、学校、地域社会三者が一体となって進めなければならないと思っています。

そんな意味で、村民共通の話題として、基礎知識は分担して共有の立場に立てるほうがいいと思ひましてお聞きするわけでございまして、若者定住対策は住居の関係は着々と進んでいますので、教育環境の充実についてお聞きいたします。

続いて、目指す福祉村についてです。

福祉社会という言葉もありますけれども、幸せである、幸福であると感じられる村にするには、第6次振興計画で支え合い、見守り合い、健やかに暮らせる村づくりということでも

って対応しています。そこで、困ったときにやはりかゆいところに手が届くではありませんけれども、困ったときに誰に相談して対応してそのことを聞いていただくかということをお聞きしたいと思います。

質問事項につきましては通告してある内容でございますので、自席で後の細部質問をさせていただきますのでよろしくお願いたします。

では、お願いたします。

麻績村の義務教育についてお聞きいたします。

一般的にどんなふうにご考えておられるか。次に、小学校、中学校の現在の教育方針なり、いろいろ踏まえて、教育レベルが麻績村としてどのようなふうにご感じられているか。さきに、25日に学力テストの結果が発表されました。小学校6年生と中学3年生だと思いますけれども、その辺も含めてお願したいと思いますのと同時に、体力について伸ばすものと、あわせて徳育についてもお願したいと思います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） 一問一答ということによろしいですか。はい、わかりました。それでは自席のほうで答えさせていただきたいと思います。

ただいま議員からアンケート、適切な分析をされておられて、私も驚きました。やはり若者定住には住宅、それから教育、子育て、これが大きな柱ということで、村もこれに力を入れておるということでございます。

さて、最初のご質問でございますが、麻績村の義務教育についてということでございますが、小・中学校の教育内容につきましては、現場の先生方のご尽力により素晴らしい成果をおさめておるということに、まずもって深く感謝を申し上げさせていただきます。

小学校におきましては基礎学力と体力の向上、このことをすること、そして社会性やたくましい心が培われること、こうしたことに重点を置いていただいております。また、中学校では学力の向上の上にさらに豊かな人間性、そして生きる力、こういったものが養われるよう努めていただいております。

こうしたことから、小・中学校とも現在多くの成果があらわれております。特に、筑北中学校におきましては、さきの全国学力学習状況調査におきましては、非常に優秀な結果になっておるということで、県下でもトップクラスと聞いておるわけでございます。今後も次代を担う子供たちが立派に成長するよう努めてまいりたいと、こう考えておるわけございま

す。

また、筑北村さんとの学校統合問題につきましては現在暗礁に乗り上げておるということでございますが、いずれ将来は地域の子供たちは一つにというときが必ず来ると、そう思っております。両校の学校教育につきましては、今後とも連携をとって進めることが大事であると、こう考えております。

教育委員会の考え方など、そのほか詳細につきましては教育長からお答えをさせていただきます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（塚原勝幸君） それでは、補足をさせていただきたいと思います。

小・中学校の義務教育でございますけれども、小・中学校の教育環境につきましては、日々充実して児童・生徒が学力向上が図れるように、また登校することや仲間と学ぶことが楽しく思える楽しい学校づくりを目指して、先生方一丸となって今取り組んでいただいているところでございます。

特に、小学校におきましては、子供たち全員の基礎学力の向上をするように、個に応じた多様な指導が図れるように、担任の先生にあわせてT Tの先生を村費でお願いして授業を行っております。また、特別支援を要する児童たちにおいては、児童一人一人の実情を把握し、児童の生きる力や自立する力が養えるような個々に合わせた指導体制を図っているというのが実情でございます。

また、中学校におきましては、生徒一人一人の学力に力がつくように、少人数学習や習熟度に応じた学習の取り組み、またボランティアの先生方による放課後学習の実施や夏休みに学校で落ちついて勉強ができるように、教室解放というような形の中で実施をしております。また、夏休み中については先生方も交代で来て学習指導もいただいております、大きく学力の向上につながるような対策をとらせていただいているというのが実情でございます。

そんな中で、先ほど麻績村でもそういった中で、学力のそういった調査の関係はどうかというような形でございますけれども、小学校の全国学力調査等におきましては、長野県平均より若干全体的には下回っているというような状況でございます。そういった調査結果の内容を検証しながら学力向上に向けて学校が一体となって取り組み、伸びる授業を一層伸ばす、わかる授業を展開させ、児童たちの学習意欲を高めていきたいと今考えているところでございます。

いずれにしても、小学校教育におきましては、やはり体力、気力、そして創造力を高め、心豊かでたくましい子供たちの育成が重要ではないかというようなことでございますので、そういった部分でたくましい子供育成について小学校のほうは取り組んでいるというところでございます。

また、中学校のほうの学力調査の結果でございますけれども、少人数学習の習熟度学習、放課後学習、夏休み学習等によりまして、国語A Bあるわけでございます、数学A Bあるわけでございますけれども、いずれも県平均より6ポイントから10ポイント高いというような状況で、全体的には学力の底上げが行われたのではないかというような形の中で、学力向上に向けた先生方の取り組みの成果が大きく出ているのではないかなと思っているところでございます。

なお、特にいつも新聞とか報道関係の中においては、全国学力調査の1位はどこかというようなことをいつも発表されるわけでございますけれども、いつも秋田とか福井というような形でございます。ことしは福井県がトップということ、2位に秋田県というような形、県平均のトップのほうは1、2位というふうな福井、秋田というようなことでございますけれども、筑北中学校の子供たちの平均点につきましては、その全国1位の福井も抜いた平均点になっているということでございますので、なおすれば、長野県下でも多分5本の指に入っているのではないかというような形で、今回の全国学力調査についてはすばらしい成果を出しているというような形でございます。

いずれにしても、それだけ多くの地域の方々、あるいはボランティアの方々に携わっていただく中で、個の生徒一人一人が自覚を持って勉強に取り組んだということが成果にあられたかなと思っておるところでございます。

それから、ご質問にありました食育の関係でございますけれども、特に食育につきましては、地元の食材の活用というような形の中で対応ということもございまして、またそういった食に対する勉強というような形の中ににおいては、小学校においては近隣の畑を借りたりというような形の中で、やはり自分でそういった食材を生産して、やはりそういう食の安全性とか、また食の重要性とか、そういうものについて学びながら食をしているというような形でございます。

そんなような形で、今はキャリア教育というようなこともございます。やはり経験というもの社会に出て大きな糧になるということもございまして、そういった意味では食についても子供たちにみずから学ばせてというような学力向上に向けた部分で対応を図っている

ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 非常にいい結果が出ているというお話をお聞きしたんですけれども、先ほど言いましたとおり、教育というのは単なる単発的なものではなくて、実質的にそのものが身について、その子供に対してきちんとバックボーンになるだけのそういうものが必要かと思ひますので、これに喜ぶだけではなしに、是非続けていただくようなこともお願ひしたいと思ふんですけれども。食育については、日本食が文化遺産になったんですけれども、ハンバーグやいろいろなものが日本食のものだというふう理解している子供がおったり、いろいろのようですね。ですから地域の野菜を食べたりいろいろすればいいんですけれども、ぜひきちんとしたその辺の部分もできればお願ひしたいかななんて思ひますし、中学については、福井よりもすごいということは、すごいなというふう思ひます。

以前はゆとり教育でしたけれども、世界の教育レベルに比べて日本が落ちてきているということから、部活、それから朝練がこの長野県ではなくなりましたけれども、そんなことからゆとり教育ではなくて基本的な知識、体力に重点が置かれていると思ひますので、ぜひさらに今のところいろいろな面でもってこの辺ができていないんだとか、現況でこの部分についてはもうちょっとやりたいというような部分があれば、やはり同じ共通の場にこの地域社会も、それからきょうは大勢の方が聞きに来ていらっしゃると思ひますので、ぜひそんな意味も踏まえて、あればお聞きしたいと思ひます。

お願ひします。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（塚原勝幸君） 今言われたとおり、地域のそういった皆さん方のご協力によって地域で今子供を支えていかなければ、また地域で子供を育てていかなければということが強く言われております。

今、峰田議員さんの言われたとおり、学校の教育はある一時期のゆとり教育から今においては学力中心というような形に切りかわってきているということで、子供たちも大変忙しい勉強をしております。昔には総合の時間というようなことでいろいろな時間がございました。遠足もあつたりとか、野山へ研究に行くとか、いろいろあつたわけでございますけれども、現状の中においてはもう遠足すらないというような状況で、やはり子供たちのそういった地域のよさを知っていただく、また地域の歴史・文化を知っていただく、そんなような勉

強がないというような形でございます。

特に私どものほうにおきましては、今おみっこ元気くらぶというような形で、そういった不足分の体力向上、あるいは地域の歴史・文化を学ぶ学習、あるいは地域のそういった活力、地域の皆さん方とともにコミュニケーションを図る活動というような形の中に於いて、今特におみっこ元気くらぶの活動の1年間においては、やはり筑北三山への遠足、それから1泊2日のキャンプ、また山での秘密基地づくり、あるいは川でのいかだづくり等々の自然体験、それから神明社等重要文化財施設をめぐるオリエンテーションというような形で、そういった文化財施設を知っていただく。また、体験活動として、一年を通じて地域の皆さん方にご指導いただきながら、麦の生産等々というような形で、やはり体験活動の中、子供たち相互のコミュニケーション能力が養われ、麻績村の自然や文化を知ってもらうとともに、体力の向上が図られればというようなことで活動を推進しているところでございます。

今後においては、いろいろと学校も信州型コミュニティスクールというような形の中においては、それぞれの学校が取り組みを始めているというようなことでございますので、地域の方とにかく学校にかかわっていただいて、地域の方とともども学校をあわせて、行政もあわせる中で、全体が一体となって子供たちを育てていくというような、今学習方法に変わってきているというような部分もございまして、今後はますます地域の皆さん方に参加していただく学校というような形で、門の開かれた学校というような形の中で推進をしていければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） やはり三本の矢ではないですけれども、3つがしっかりとスクラム組んで教育すること、それから若者定住の中で、30年代のことだったようでございますけれども、学校の成績がよければそこへ移住したなんていう時期もあったんですね。ですから、本当の意味で学校教育がどうなっているかというのは若者定住にも大きな問題だと思いますので、是非お願ひしたいと思いますし、鉄は熱いうちに打てではありませんけれども、教えるには早ければ早いほど、覚えるには早ければ早いほどいいわけでございますし、また覚えた知識は若ければ若いほど使う期間が長いわけでございます。

そんな意味で、本当ことわざのというか、馬を水辺に連れて行くことはできるけれども、飲ませるのはどうしたらいいかという部分ですね。そのためには地域もですが、家庭もですが、先生も大変ですね。先生について世界的に見たときに、先進国は大体20人前後が一学級。それで、1週間の労働時間が20時間弱。日本は57時間を超えているというようなことで、先

生が大変なんですけれども、これについて、先ほど村費でお願いして軽減するような努力をしているんだというお話をいただきましたけれども、その辺についてはいかがですか。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（塚原勝幸君） 小学校教育のほうにつきましては、やはり1年生から6年生、強いて言えば保育園から上がってきてすぐ学校のほうで勉強というような形の中においては、なかなか全体的に落ちついてというような部分も、全体の中ではそがれる部分もあるというような形の中、それから中には段階を、学年を上げることによってやはりわからなくて進んでいってしまう子供もいるというような部分におきましては、やはり学校の担任の先生プラスそれをフォローする先生、TTでございますけれども、そういった先生方を入れて学力の向上を図っていく。それからある意味では特別支援を要する子供たち等々の対応というような部分につきましても、やはりその子供たち、義務教育課程はいいわけでございますけれども、義務教育を終わって今度社会に出たときには自分で自立していかなければならないという、また家族の皆さん方がしっかりと支えていかなければならないということがございますので、そういった部分では、そういう特別支援を要する子供たちについては、やはり自立する力、あるいは生きる力等々のそういった部分でケア的な教育を実施をしているというようなことで、やはりそういう形で先生方を入れていると。

今言われたとおり、学校の先生方大変激務でございます。朝から一応授業をやって、授業が終わった時点で次の日のそういった学校のカリキュラムを全部そろえて次の日に臨むというふうなことでございますので、時期的に比喻すれば11時、12時まで学校の電気がついているというような状況でございます。

それから、中学校のほうもそういった形で地域が育てる子供たちというような形になれば、やはり先生をやられた経験者等々のボランティアの皆さん方をお願いしたり、いろいろな形の中でそういう放課後学習、あるいは特に今後高校へと進学していくということになれば、高校の先生方を呼んで、こういう取り組みがいいのではないかとか、高校へ行ったらこういうことをやらなければいけないよというような、そういう認識を子供たちに改めてもらうというような形の中で、そういった講座も開いたりというようなことで、やはり地域の皆さん方に支えられながら学力向上に努められればというようなことでございます。

今後地域の皆さん方にはいろいろな面でご協力をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） ぜひお願いしたいと思いますのと同時に、先生が非常に自信がないというか、先生のアンケートですけれども、先生としての責任を自信を持って全うできるという、先進国では世界ではそういう先生が86%というんですね。日本では18%しかいない。ということは、いかに追われて、本当にそういう部分で自信を持って指導していないかというふうな部分を感じるんですけれども、これは統計数字ですから、そのときの一過性かもしれませんが、そんなことないよという先生がいてくれればなおいいことですので、そんな意味でぜひ先生への働きかけもお願いしたいと思います。

あわせて、子供たちの自立度なんですけれども、自分で勉強する、いろいろするというのが、大体先進国では40%ぐらいあるんですけれども、アメリカが46.1%、韓国は36.5%、日本は7.1%しか自立して自分だけで勉強していないよというか、いろいろな努力をしていないよという結果なんですね。家庭、学校、地域でこういう人たちにいかに、先ほどの水ではありませんけれども、いかに教育が大事で、私も大きくなってからあのときにもうちょっと勉強しておけばというふうに感じたんですけれども、もう既に遅いんですけれども、そういう部分も踏まえて、ぜひ自立するような形をお願いしたいと思います。

続いてですが、ICT教育、インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー教育、パソコンを今回小学校でお買いになったと思うんですけれども、タブレットを含めた教育を2020年までに日本もやるというような動きになっていますね。

あわせて、韓国ではもう既にちょっと余りにも行き過ぎてしまって、私もそうですけれども、カーナビで道路を運転していますと覚えませんが、パソコンをすぐに使ってしまうと字も覚えませんが文章も書けませんので、そのようなものを踏まえてこのパソコンの活用方法とICT教育についてお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（塚原勝幸君） ただいま一番問題なのは、先生方に自信がないというような形で、日本は自信度は7.1%というような低い数字でというようなことですので、やはりこれはお国柄の体質というような部分があるかと思います。やはりそれぞれ先生に対する国民の尊重度という部分がちょっと絡んでまいりますので、そこらを深くは言えないわけですので、やはり先生方の指導に対して教わるご家庭の皆さんが尊ぶという気持ちが重要ではないかなと思っていますのでございます。

また、言われたとおり、やはり子供たちの自立を自分で勉強するとかそういう自立等々についてが低いという部分についても、やはり家庭学習をやらない子供たち、家庭学習の時間

の少ないという部分が指摘されているとような部分でございます。今やはり学習においては学校、地域、そして家庭が大変重要な部分を占めるというようなことでございますので、そういった部分については日々学校のほうで保護者会等の中で共有を図りながら、課題を共有しながら進めているというような形でございます。

また、パソコン等のITの関係でございますけれども、小学校、中学校ともに、今年度パソコン教室のパソコン等については入れかえというような形の中でさせていただきました。

いずれにしましても、パソコン等ITの機械につきましては、実際的に日々進化しているというような形で、その進化についていけるような子供たちというようなことになりますと、どうしても大体5年で入れかえというような実情が言われてございます。今年度、小・中学校ともにちょっと長めに7、8年使ったわけでございますけれども、入れさせていただいて、小学校等につきましてはタブレット等を数台というような形の中で入れさせていただいているというようなことでございます。

今の子供たち、ただその学習意欲の方へそういうパソコンで進んでいけばいいんですけれども、違った方向へ今インターネットとかあるいはゲーム機とか、そういった方向へ進んでいる子供も多いというような形でございますので、そういった部分について今後いろいろと学校等の指導の中で、やはり勉強に目を向けられる、また、こういった進化する機械について行かれる、また、そういったものを活用できる子供たちの育成に努めていきたいと。

それと、あと先生につきましては、やはりこういった進化するパソコンを使ったり、いろいろと今度はITの研究、それから勉強というような形になろうかと思っておりますので、そういったもの、先生方も勉強していただいて、やはりそういう機械を活用する中で勉強ができるような形で、実施をしていければありがたいかなと思っておりますので、今後学校等へもそういった部分につきましてはお願いをしていこうと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） ぜひ前向きにお願いしたいと思います。

続いて、筑北村の15歳までの義務教育の一貫教育の充実ということで、報道やいろいろあります。これと比べて、麻績村の教育は今こんな部分がこうなっていて足りないんだ、もっと端的に言いますと、現実に教育方法なり憲法が変わって教育方法も変わりまして、教科書検定がありますし、特別に差があるとは私は思っていないんですけれども、何かそういう部分があるのかどうかお聞きします。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（塚原勝幸君） 学校教育における授業におかれましては、学習指導要領に基づいて一年を通じて基本的な部分の取り組みについてはどの学校も大体同じだと考えております。市町村の子供に対する考え方につきましては、それぞれの学校の先生方の授業に対する取り組み方によって学校によって特色ある取り組みが行われておるといような部分でございます。子供たちの伸びる力を一層伸ばすとともに、よさと可能性を引き出す特徴ある授業については、将来にわたって生きる力を、充実する力を養っていくと考えているわけでございます。それぞれ学校の特徴ある取り組みについては、校長会やあるいは職員の研修会等々の中でそれぞれ先生方相互の話し合いの中で、あの学校はこういうことをやっているな、こっこの学校はこういうことをやっているなということの情報は伝達されていると思われるところでございます。

特に、この北部につきましては、麻績村、筑北村、生坂村、北部の教育委員会等では常にそういう学習会、あるいは授業参観、あるいは先生方の研修会等々定期的に行っているというような形においては、それぞれの学校のよさについて、やはり先生方も認識しているのではないかと考えておるところでございます。

そういった形の中で、いろいろこの学校についてはここがいいんだ、この学校についてはここがいいんだという部分、それぞれ自負している部分はあるわけでございますけれども、筑北中学校といたしましても学力向上に向けたそういう取り組みについては、やはりほかの学校には負けない部分があるのではないかなと思っておりますし、小学校についてもそうだと思います。やはり先生方がやはり自分の身を削りながらそういった放課後の対応とか、また放課後の勉強とか、そういうものを見る中で、子供とともに進んでいると。

なおかつ、今ともすれば学校の不登校というような部分がいろいろ言われてございますけれども、やはりそういう不登校の子供たちが出ないように、またいじめ問題が出ないようにというような形の中で、子供たちがにこやかに一日の勉強ができるような環境づくりという部分にも力を入れて、子供たちの全体的な学力を押し上げているというような取り組みをさせていただいてございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） やはり、きちんと地域なりにその教えるということに対して理解してきっちり指導すれば、子供たちは非常に柔軟ですから、その姿勢は背中から見ているかと思っておりますので、親と同じ考えで地域社会もやっていただければ、それなりにいい子供たちが育

って、結果として麻績村がずっと将来ともそれなりに発展をしていくのではないかと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

子供たちには、さっきもちょっと言いましたけれども、自由な時間というか、自由な発想、想像する時間をつくったり、自由に使える時間をつくる、そのためには、ちょっと物理的に難しいところもあるかもしれませんが、やはり住居と教育の場というのは近ければ近いほどいいですね。そのためには、余り無理をしてそれをどうにかするという事はどうかというふうに思いますと同時に、ぜひ有効に使っていただくために、バスやいろいろの関係についてもそれなりに気を使っていると思いますけれども、その辺の努力もお願いしたいと思います。

それから、学力テストの結果の中の報告の中で、スマホの利用時間の問題がありました。スマホ、ある程度の時間よりもたくさん使っている子供は余りできない、はっきり言ってね。となると、子供たちときちんと話をして、家庭で親子できちんと話し合いながらそのルールを決めてやればこの問題はどうかできるというふうにも解説がありましたし。それと、いじめノックアウト宣言なんていう言葉もありまして、各学校でやっているかと思いますが、いじめと競争する、この辺が非常に難しいところがあるんですね。切磋琢磨していろいろと競争して、それで褒めてやって、子供たちに動機づけるという必要があるわけですが、褒めるについてはやはり競争する部分がちょっとあると思うんです。ですから、いじめになってはいけませんけれども、その辺を冷静に判断しながら、ある程度競争も取り入れながらやっていただければ、切磋琢磨してより伸びていくかと思しますので、よろしくお願いいたします。

以上で1番の質問は終わりたいと思います。

2番ですが、支え合い、見守り合い、健やかに暮らせる村づくりについてお聞きいたします。

村民が困ったらどこに相談するか。独居老人とかいろいろについては制度的にありますし、それからいろいろな制度があると思いますけれども、困ったらまずどこに相談したらいいかお聞きします。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） お答えをさせていただきますが、目指す福祉村について、細かく3つあるわけですが、関連をしてしまうんですが、まず私のほうからは3つ一緒に答えさせていただきますので、お願いします。

困ったことの解消、これが行政に課せられた重要な使命であるということでもあります。行政が年々複雑になっていくのも、この困ったことが多種多様化しているということからでもあるわけなんです。村にできること、国・県等をお願いしてできること、いわゆる困ったことにつきましては、何でもご遠慮なく役場にご相談いただきたいと、こう思っております。役場の中ではそれぞれ交通整理をして、それなりの対応をしていただくということになるろうかと思えます。

次の村内で孤立して頑張っておられる方ということにつきましては、村内においてお一人で頑張っておられる方、大勢いらっしゃると思います。こういった方々へ行政からどんな手を差し伸べているかという件でございますが、実はこのことは今大変難しいことであるわけです。といいますのは、今は個人情報の保護でありますとかプライバシー保護、こういった観点から大変難しいことと、こう考えております。

頑張り切れない、あるいは困ったというご相談ですね、これも最初のご相談の窓口ということではありますが、それなりに対応させていただきますので、何でもご相談をしていただきたいと、こう思っております。

まず、ここまで答えさせていただきます。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 心配事相談とか人権相談とか行政相談はあります。いつも開かれているわけでもございませんし、それとあわせて、実は麻績村にも端的に言って、そういう網から外れるというか、リタイヤしてその後自由にしておられる方とか、それから若くて元気な方がある程度おられるんですね。その人たち、身近な人は、近所の人は名前も知っていたりいろいろ知っていますけれども、結構おられるのではないかと思うんです。

については、なぜこんなふう聞くかという、せつかくですから、この人たちを活用してもらいたい。活用するためには情報を集めて、何かのとき、先ほど言った農業ではありませんけれども、何でもできる人たちがいる。そういう人たちですから、何かのときにこの人たちに相談するようなこと、逆に村が働きかけるくらいの、そういう動きをしたらどうかな。困ったという言い方をしましたけれども、実際にはそうでなしに、体を持って余すぐらいの暇や、そういうときもある人もいるのではないかと思うんです。ですから、制度化されている老人クラブとかそういうところへ入る前の人たち、そういう人たちを有効活用することができないかというのも踏まえて、2番目の一人で頑張っている人へのアプローチはという

ことを考えました。

ですから、何か村としてこんなことがやりたいというときにはそういう人をいろいろ使ったらどうか、言葉としては余りよくありませんけれども、使ったらどうかというふうを考えるわけでございますけれども、その辺はいかがですか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは、私のほうから少し具体的な話について。

最初に、村長のほうから申しあげましたように、今議員からもお話がありましたように、麻績村ではさまざまな課題を抱える方のために相談の窓口を用意しております。ただ、やはり相談窓口がわからないというような場合も当然あるかと思っておりますので、このために最初の窓口としては、麻績村役場を身近な相談窓口として捉えていただくのが一番よいかと思っております。

今役場は皆様方御存じのように総合窓口制をとっておりますので、ご来庁いただければ課題対応できる担当課へおつなぎいたしますし、またその担当課のほうで麻績村役場のみで解決ができない内容であれば、専門機関や専門相談窓口をご紹介差し上げるような状態でございます。また、電話でご相談いただく場合でもご来庁時と同じような対応をとらせていただいております。

続きまして、議員さんのおっしゃっておられる孤立して頑張っている人へのアプローチ、大変申しわけありません。最初にご質問いただいたときに、どちらかという福祉関係かなというふうに思ったもので、そのほうのお答えになってしまうかもしれませんが、特にこちらのほうで実際日常的につながりを持っている独居高齢者等については、もうそういうシステムができていることはご承知おきだというふうに解釈させていただきまして、65歳以下の一般の独居者についての簡単な考え方を申し上げたいと思っております。

これらの方々の中で、現在の麻績村の制度の中で、おうちでリタイヤをして何かをやりたいというお気持ちのある方、これについては一応のつながりが今村づくり推進課等の働きかけによって一定の効果はあるものと思っております。ですので、いろいろなところで、今小さな産業づくりではありませんが、いろいろなところで手を挙げたり、NPO的なものを立ち上げたり、さまざまな活動をしていただいている、そこら辺についてはある程度の拾い上げはできているのではないかというふうに思っております。

問題は、65歳以下の一般の独居者の中でどこにも属さない方というのは確かに大変な問題ではあると思っております。ただ、大変問題ではあるが、アプローチの仕方も大変難しいとい

うふうに思っています。憲法にも保障されておりますとおり、行政からのアプローチをするというのは非常に微妙な問題がございまして、本人から必要に応じて何かに参加をしたいとか、こんなことをしたいとか、仕事もしてみたいとかというのはご相談をいただくのが最良であると思っております。

現在、住民課のほうで拾い上げの関係ですけれども、例えば臨時福祉給付金などを全村的に行うときに、そういう中でわかってくるもの。それからあともう一つは、民生委員さんのほうが地区担当制を持っておりますので、その中から上がってくるもの。それからあと、実はもう一つ地区担当制を持っておりますのが保健師でございます。保健師が3人で全村の中を3地区に分けておりまして、保健師のほうから上がってくるものとありますので、その中で、こちらのほうからアプローチをしたほうがいいかなと思われるものについては、細心の注意を払ってアプローチをするように心がけております。

ただ、この部分については大変課題の多い部分で、やはり第一義的には地域コミュニティの問題でありまして、地域の中で、なるべくならば、うまく隣近所さんが連携をして、必要に応じて村へつなげていただく、または地域の中へ連れ出していただくというようなことができるのが一番最良ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 一番最初のほうは総合窓口制度ということでございますので、ぜひ村が余計身近な問題になって、何でも困ったときには相談できる、そんな形を、ぜひこの趣旨をお願いしたいと思いますし、ワンストップサービスという言葉がありますけれども、ぜひ振り分けたりいろいろ踏まえて、きちんと本当の痛いところ、かゆいところ、そこに手が届くようなサービスをお願いしたいと思います、困ったときのほうは。

次に、孤立している人につきましては、住民課長の説明のとおりで、私も最初はその人たちの福祉をどのように考えようかなと思っていたけれども、福祉よりまだ前に、その人たちをもう逆に使ってしまったらどうかというほうが、より建設的かなと思ひまして質問しました。村づくり推進課のほうでその辺を把握しながら活用して、活躍していただくようなことを現在も行っているということでございますけれども、ぜひそれも、より充実した形でお願いしたいと思いますし、現実に村づくり推進課のほうで何か具体的に、こんな人はこんなふうな働きを、個体名は結構ですけれども、こんなことがありましたというようなことがあればお聞きしたいんですけれども。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下利秀君） 若干お話をさせていただきたいと思いますが、一人で頑張っておられる方に直接こちらからアプローチというようなことは、ちょっと今のところしてはおりませんが、今現在村内でいろいろな活動をされている団体の皆さんがございます。そのような方に一覧表をつくってちょっとホームページ上でアップをしたり、毎年村の行事の予定表を配ったりというような形をとりながら、できるだけ多くの方に村の団体に入ってもらえればな、というような活動はさせていただいておるところでございます。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 行政サービスのことで、ピンポイントでその人だけ特別に厚くするとか、冷たくするということはできないということは十分わかっていますので、ぜひできる人たちがおりますので、そこを活用させていただきたいと思います。

続いて、私も以前にいろいろ頼まれて、そのうちに頼まれたところに手伝いに行ったりいろいろしますと、大体麻績村にはどちらかというと恥の文化があるせいではないかと思えますけれども、そのやった代償としてお幾らですかというふうに聞かれました。そんな面を踏まえて、ボランティアですからいりませんと言いますと、大体お茶飲んでいけとか、それから近くにある菓子を渡すとか、果物を渡すとか、何らかの形でそこで処理をしたいという考え方があるかと思ひましてお聞きするんです。

ちょこっとボランティアですね、これくらいのことをやるとこのくらいというような、ちょこっとボランティアについてどんな形になっているかお聞きします。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） では、まず私のほうから答えさせていただきたいと思います。

有償ボランティアの創設の件でございますが、現時点では多くの課題があるのではないかなど、こう考えております。現在、多くの部門で大勢の方々、ボランティアさんとして無償で活動をしていただいております。これは教育面から、いろいろな面からこういうことをやっていたらいいおわけでございます。それぞれ、また地域でも助け合いという観点からボランティアが定着をしているということもございます。

そして、そういった中で、少額でも支払うことによって気兼ねがなくなるという考えであります。実はその少額を支払うこともできないという人も現実にはいらっしゃるのではないかなど、こう思っておるわけでありまして。また、NPO法人、シルバー人材センター

も既にこうした面の活動も現在されておる部分もございます。

こうした有償ボランティアの必要性、もし今後出てくるときもあるのではないかなど、そう考えているわけですが、ご提示いただきましたちょっと有償ボランティアと、これは本当にいい言葉だと思うんですね。こういったものが必要になる段階がございましたら、これは村独自ではなくて社会福祉協議会とも一緒に研究を進めてみたいなど、こう思っております。

こういったことをございまして、現時点ではちょっと難しいのかなど、こう考えております。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 実際には、先進地もありますので、できれば使い分けしてもいいかと思えますし、それからボランティアでいて、この部分はこうですよという説明をしながらいけばもっと簡単になるかと思えますので、頼まれたときに応える方法も一つかと思えますけれども、ぜひ気持ちよくボランティアへ行って、気持ちよく帰ってきたほうがいいかと思えますので、そんな意味で提案しましたので、こういう事象が発生したときにはぜひ参考にさせていただければありがたいと思えます。

続いて最後ですが、長野県のアンテナショップ「銀座NAGANO」についてです。

前の質問者の中でもありましたけれども、「しあわせ信州シェアスペース」についてお聞きします。

出品依頼とか要望とか、いろいろ長野県から麻績村への働きかけはいろいろあったかどうかお聞きします。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） それでは、私のほうから答えさせていただきます。

長野県が都内銀座に計画しております信州首都圏総合活動拠点「しあわせ信州シェアスペース」という、この件であろうかと思えますが、長野県、県内市町村、それから県内企業が連携をして活動のできる拠点づくり、そしてまた信州ファンを都心でふやそうと、そんな目的で活用されるということで、近々オープンということでございます。

中身は、信州健康な暮らしを体験するリブスペース、それからまたキッチン等イベントスペース、それから観光PR、それから移住交流就職相談と、いわゆる長野県への人材を確保する、そんなスペース、それから共同利用オフィス、こんなことで構成されるということ

になっております。

ご質問の麻績村の特産品の出店の件ということでございますが、実は現時点では大変難しいことだと考えております。これは、大変限られたスペースの中に長野県を代表する特産品を並べていくということでございますからご想像いただけるかと存じますが、県内には優秀な企業が手がけるすばらしいものがたくさんあります。そういったものの中のごく一部だということになろうかなと、こう現在思っておるわけでありませう。

銀座のここのスペースはこういったことでございますが、麻績村では早くこうした特産品が、こういったところに並べられる特産品が出てほしいなど、こういったことを狙っておるわけでございますが、現在麻績村では首都圏等、これは関西、関東含めてでございますが、開催するいろいろなイベントに出店するなどして地道な活動をしております。特に、この麻績村といいますと、麻績のおやきと、こんなようなものも使わせていただきながら麻績村の宣伝をしているということでございます。今後もこういった地道な活動を続けていきたいと、こう考えております。

これらの詳細につきましては、観光課長から補足させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 観光課長。

○観光課長（宮下和樹君） 若干村長の補足をさせていただきます。

特産の販売をするスペース、それからキッチン付きのイベントスペースがあるわけですが、この物産を販売するものにつきましても、県の観光協会が仕入れから販売を行うというような状況になっておまして、出品される品物については県の観光協会が選定会議において選定をするというようなことになっております。ですので、本当にその地域の特徴が出たような、そんな商品でないと使っていただくのは非常に難しいのかなというふうに考えております。

また、キッチン付きのいわゆるイベント、その場所でイベントを開いてやっていくというものにつきましても、信州のブランド力向上に寄与する内容であるかと、いわゆるただ美味しいとかいうだけの問題ではとても使っていただく状況ではありません。例えば麻績村の文化とか、あるいは例ですよ。文化とか伝承されているようなイベントをくみしながら、その計画を立てて、そのものを販売、そこでキッチンスペースを使って食をさせながら販売するというような計画段階までつくって上げていかないと、これは採用されにくい状況になっております。ですので、単純に今までどこでもやっておるような、ただそこでつくって、さ

あ美味しいですよ、美味しいですよと言っても、これは決して使っていただけません。いろいろな場面をやっていないといけないものになっております。

ただ、ハードルが高いからといって決してそれに乗っからないという問題ではありませんけれども、今現段階では、麻績村の中では採用されていくのは非常にハードルが高いかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 一番最初の若者定住も踏まえて、麻績村出身者を大切に、地元に戻ってきていただきたい。そのためには麻績村の情報を、それから元気だよというのを見せる必要があるものですから、ぜひそういう意味で何らかの形で努力をお願いしたいと思えますし、館報にもありましたけれども、さきの成人式、麻績村が好きで住みたいという人がアンケートで6割ですね、今年の成人式のアンケートで6割。大変6割を超えていて大勢なんです。そんなことで、是非その人たちをつなぎとめるためにも有効活用をお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（尾岸健史君） 6番、峰田昶議員の一般質問が終了しました。

ここで、昼食時間のため、休憩をとります。

再開は、午後1時からといたします。

ただいまから休憩に入ります。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（尾岸健史君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

◇ 小 山 福 績 君

○議長（尾岸健史君） 1番、小山福績議員の一般質問を許可します。

1番、小山福績議員。

〔1番 小山福績君 登壇〕

○1番（小山福績君） 1番、小山福績。

事前に通告いたしました2件について質問させていただきます。

初めに、麻績村の小学校、中学校の今後について。

要旨1としまして、筑北村との協議が行き詰っている現在から、将来的に麻績村として目指す方向はあるのかお聞きします。

本年6月24日付市民タイムスにより、小・中統合2村の協議決裂と発表されました。この紙面により、平成23年8月4日、第1回両村検討会議から平成25年8月9日の両村会議をもって2年間にわたった両村検討会議が終わりという形になりました。

これを受けて、麻績村でも6月26日、村と議会の意見交換が行われ、議員から、麻績村独自の教育のあり方を検討すべきという意見が多く出ました。麻績村では、人口減少、少子化対策にも力を入れていますが、将来的に児童・生徒が激減してきたときに、複式学級にするのか、小・中一貫教育のような形にするのか、早い段階で方向性を出す必要があると考えます。

先月、8月25日、村長から教育委員会に対し、今後の麻績村としての教育のあり方について諮問されました。教育委員会からの答申を確認した上でなければ答弁も難しいと思われませんが、村長としてのお考えをお聞きしたい。

要旨2としまして、坂井地区との小・中学校統合の策はあるのかお聞きします。

麻績村坂井村学校組合立筑北中学校が誕生して約60年の伝統と歴史があり、平成18年に校名が現在の麻績村筑北村学校組合立筑北中学校に変更されています。特に坂井地区とは小学校に限らず古くから交流があり、学校統合は麻績村と一緒にやっていくのがベターであると考えます。

筑北村の関川村長は、坂井地区も含め、村単独の統合計画を優先させるとしています。子供たちの気持ちを第一に考え、教育環境をよりよいものにし、伝統と歴史のある筑北中学校が数年後に組合立を取りやめるようなことのないように、麻績村として最大限の努力をしていく必要があると考えます。

次に、森林整備についてお聞きします。

要旨1としまして、森林整備の現状と課題は。

平成26年7月14日、信州山の日が制定されました。趣旨として、県民共通の財産であり、貴重な資源である山に感謝するとともに、山を守り、育てながら生かしていく機運の醸成の

機会とするとされています。このように、県も森林づくりに力を入れています。

麻績村は総面積34.38平方キロメートル、うち70%が山林原野です。振興課に聞いたところ、県主体の森林整備事業は、国道403沿いの市野川地区が平成20年度から6年間行われ、本年度は野口地区で5ヘクタールが予定されています。村主体の事業としては、聖地区の間伐を同じく平成20年から7年計画で行っているとのこと。このように、事業計画があつて、森林整備を行っているところを除く人家、耕作地、道路に隣接している個人所有の山林の整備を行う必要があると考えます。

1例を挙げますと、上井堀地区では村から補助金を交付していただき、村道山寺坊平線を維持管理していますが、年々道路のり面から立木がせり出し、通行の支障になっているところが多くなっています。村内には同様のところが数多くあると思われます。条例を制定して、村が主体となって各地区で整備が進められるような取り組みが必要と思います。

要旨2としまして、林業に興味のある地域おこし協力隊員の募集の考えがあるかお聞きします。

現在活動している協力隊員もさまざまな分野で活躍されていますが、林業の担い手となるような隊員を募集して、里山整備を行っていく計画は立てられないか。村内には林業に関するノウハウを持っている方がおります。森林整備、林業で麻績村に定住してもらえるような施策が必要と考えます。

以上2件について、村長のお考えをお聞きします。

再質問は自席にて行います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） それでは、小山議員さんのご質問に答えさせていきたいと思ひます。

まず最初に、麻績村の小・中学校の今後についてということでございます。

麻績、筑北両村の学校統合につきましては、教育委員会からの上申書に沿って今日まで進めてきたわけでございますが、筑北村さんから今日までの検討経過など全て白紙に戻し、筑北村は一つの方針で、学校も筑北村だけで進めたいとの旨の申し入れがあつたわけでございます。経緯につきましては小山議員さんのおっしゃられたとおりでございます。

筑北村さんでは、この方針を住民に説明をされたということございまして、一部地域では異論はあるものの、この方針に沿って進めたいというようなことを聞いておるわけござ

います。

私としては、長い間の検討経緯や申し合わせ事項が長の交代によって方向が変わったということは大変残念な思いであるわけでございます。両村の学校統合の検討に加わっていただいた議員さんにおかれましても同じ思いではないかなと、こう推察申し上げるわけでございます。

しかし、こうした教育問題のねじれが今日まで築いてきた両村の友好関係が冷え込むことのないように努めてまいりたいと、こう考えておるわけであります。麻績村は今後も広い心を持って、筑北地域全体の発展を考えて進めなければなりませんし、特に教育につきましても、将来の地域全体の教育を支える環境づくりと教育内容のさらなる充実を目指していくべきだと、こう考えておるわけであります。

今日までの上申書に沿った学校統合の検討をしてみいましたし、また麻績村と筑北村坂井地区とのつながりにつきましても、議員さんがおっしゃったとおり昔から強いものがございます。これは旧日向村、旧麻績村、旧坂井村、この時代から強いつながりが出来ておるわけでございますし、両地域の学校統合を望む声、これも両地域から強いものがあるわけでございますから、今後もこの実現性の可能性があるのかないのか、この辺を探ることも必要でございますし、また筑北村さんは既に筑北村独自でゼロ歳児から15歳まで一貫教育の推進ということで具体的に動き出しているということから、麻績村でも独自の研究検討に着手していくことも必要だと、こう考えておるわけでございます。

こうしたことから、去る8月25日、臨時麻績村教育委員会を開催していただきまして、その席で今後の学校教育のあり方の研究、検討をお願い申し上げました。お願いを申し上げた事項でございますが、繰り返しますが、麻績村と筑北村坂井地区の学校統合の可能性を検討していただくこと。それから麻績村の今後の教育のあり方を研究、これらが主でございます。これらの2点について研究してほしいということをお願いしたわけでございます。

今後は、村の教育委員からの研究検討結果、それからさらには筑北村さんの動向を見ながら方向づけをしていきたいと、こう考えておるわけでございます。

2つ目のご質問でございます。

森林整備についてでございます。

国・県では多くの方が山岳、山林に関心を寄せて親しみ、そしてみんなの共有財産として守り、育てていこうという山の日が創設されたということで、関連事業も幾つか推進をされておるということでございます。

当村では、森林を守り育てる多くの事業を実施しておるわけですが、その全ての事業が除間伐、あるいは松くい虫対策、あるいは治山事業等、いわゆる守る面のみの事業が多くなっているということで、木材生産に直結する事業ではないというのが実態であるわけであります。

これは、長引く木材家具の低迷に加えまして、森林所有者個々の所有面積が大変小さく、それから樹種の集合化等が今日までされてこなかったなど、木材生産のための植林事業も計画的に行われてこなかったというところから、生産効率が悪い、こんなことも原因ではないのかなというふうに思っておるわけですが。こうしたことが林業の木材生産とか、いわゆるこういった振興に結びついてこなかった大きな原因なのかなと、こう思っておるわけであります。

こうした中で、森林整備を進めるために地域おこし協力隊の活用をというご提案であるわけですが、全国を見ますと、林業振興のために地域おこし協力隊を活用しておる自治体はあります。そして、その地域の林業の振興に、そして彼らとその林業振興を支える人材として定住をしていると。そんなようなことも定住をしていくことを狙っていると。そんなこともお聞きしておるわけですが。

しかし、麻績村につきましては、林業として成り立つ森林がどれだけあるのか。いわゆる木材生産とか、いわゆる林業として成り立つ森林がどれだけあるのか。それから、森林の所有者が将来に向けた負担、いわゆる投資ですね。いわゆるこれをどのくらい考えておられるのか。それから多くの未経験者を受け入れて育成できる林業従事者、現在林業に携わっている、いわゆる未経験者を受け入れてやっていかれる人がいるのかどうか等々考えますと、現時点では地域おこし協力隊員をこの部門に投入していくということは難しいのではないかなと、こう思っておるわけであります。特に、林業指導者としてお迎えをしてということはあるかと思いますが、いわゆる指導者として受け入れても、地域にそれだけの森林、いわゆる林業振興につながるような森林が少ないというのが現実であるわけですが。

森林整備の現状と詳細につきまして、振興課長のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） それでは、私のほうから森林整備に関します部分で補足を申し上げます。

まず、森林整備につきましたの現状でございますが、今村で取り入れている事業をちょっとご説明を申し上げたいと思います。

そんな中で、まず、みんなで支える里山整備事業ということで、これ県の事業を取り入れております。こちらのほうはある程度面積が小さくてもまとまればできますよというものでございます。平成20年度から6年間今までやってきているわけでございます。面積的には64.16ヘクタールというように大きな面積ができてきております。また、これにつきましたも平成26年度には野口地区で更新伐ということで5ヘクタールほど予定しております。この更新伐ということになりますと、全て伐採して次の木を待つというような形になろうかと思っております。そんな中で進めていくということでございます。

また、次に村有林の整備事業ということで、こちらのほうは補助をいただく中、また起債等を利用する中で切らせていただいている部分で、平成20年度からの6年間でも122ヘクタールということでございます。こちらにつきましたは、この間、現状でいきますと聖地区から坊平地区のほうへ含めて今整備をしているところでございます。平成26年度におきまして、聖地区で約10から15ヘクタールくらいできればということで予定して、今測量等設計に入っている状況でございます。

その他として、山を守るという中では、治山関係があろうかと思っております。治山関係でも森林整備を実施しております。調整伐等を行う中でやっておりますが、こちらのほうは平成23年から平成25年、3年間で17.26ヘクタールということで実施をさせていただいております。こちらのほうも治山ということで、山を守る中でやっていきたいということでございます。また、平成26年度も一応今のところ上町区でできればということで若干の予定をしているところでございます。

次に、課題の関係でございますが、森林整備につきましたは、とりあえず今までどおり県事業を取り入れる中で進めていきたいというふうに考えておりますが、先ほど村長の答弁の中にもございましたが、個々の森林の面積が非常に小さいという部分でございます。そこら辺のところ、どういうふうに集約していくかということが一つの課題になってこようかと思っております。集約できれば整備も進むと。ただし、これにつきましたは約20年間はなかなか手がつけられないような状況もありますので、そこら辺もなかなか集約につながらない部分だというふうに考えております。

また、そんな中で、今現在騒がれているのが、この山林の中でも麻績村は松の多いほうでございます。松くい虫が非常に多く出てきているということがございます。そんな中で、松

林の保全が緊急課題かというふうに考えております。県の方針としては、被害が大きくなると、もう皆伐して、樹種転換に向けた動きが出てきております。もう伐倒燻蒸してももう間に合わないよという部分については、もう皆伐ということで樹種転換をしていくという方向が出てきております。ただ、麻績村の場合はまだ皆伐まではいかなくて、何とか伐倒燻蒸処理でやっていこうということで、先日も県のほうに要望を差し上げた部分もございす。そんな中でやっております。そんな中で、皆伐、樹種転換もとりあえずはこれからは視野に入れたことも考えていかなければいけないのかなというふうに考えております。

また、もう一つ、みんな地域、みんなで森林を守ろうということで、企業等の関係で社会貢献活動を支援し、山林の活性化につなげる事業もございす。これ麻績村も手を挙げております。場所的には市野川地区等を挙げているわけですが、まだ麻績村には打診がない状況でございす。そこら辺もこれからも県のほうと調整をしながら、ぜひとも企業等で、ボランティアで山林を守る環境を整えていくというようなことができればというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございす。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 1番、小山です。

学校統合の件ですが、村長の先ほどの答弁にもありましたことは十分理解できますが、実際、筑北村さんのほうで筑北中学から、いつということはまだ決まっていないとは思いますが、坂井小から来ているお子様たちを聖南中学へ連れて行くような形になった場合に、そのときに麻績村としてどうしていくかということをお聞きしたいわけですが、教育委員会からの答申も確認できていないので何とも言えないと思いますが、村長個人の意見としてはどのような形が望ましいか、ご答弁をお願いしたい。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 本当にまだ具体的な考えを述べるということができないということをまずおわび申し上げさせていただきますが、私も先ほど申し上げましたように、麻績村と旧坂井地域とは長い歴史もございすし、筑北中学校をつくったときの歴史等を見てまいりますと、やはり一緒にやっていくべきがよろしいのではないかなというふうに、いまだに私はそう思っておるわけでありす。そういったことに当面は努力をしていきたいと、こう考えておるわけがございすので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 坂井地区の保護者の皆さん、もうこれ以上長引くのだったらもう麻績村ともだめかな、というような意見もぼちぼち出始めている部分もあるようなことをちょっと耳に入れてしますので、できるだけ早い時期にとっても、急にどうなるものではないということは私自身もわかっておりますが、坂井村のほうからアポがあった場合には、村長も十分親身になってお話を聞いてやっていただくような形をとっていただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

では、森林整備の件ですが、この地域おこし協力隊のメンバーの中に、竹村直己さんが企業関連里山整備というのを担当しているというふうに書かれていますが、どのようなことをやっているのか説明いただきたい。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下利秀君） それでは、私のほうからご説明をさせていただきます。

今、竹村隊員が森林整備の関係、若干手をつけ始めました。というのは、聖高原のすずらん湖の上の水芭蕉園が、ちょうどイノシシ等の有害鳥獣で荒らされてしまったというところと、その周辺の里山を企業と連携して整備できないかというようなことで、先日東京のほうの企業の社長さんもお見えになって、1回会議をしたというようなことも出ております。これから具体的にできるかどうか、また再度検討して進めていきたいというような、今そんな状況でございます。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 継続的にやっていかれるというような認識でよろしいですか。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下利秀君） 実際その企業さんとずっと行くかというのはまだこれからの協議になりますけれども、その新聞報道によって、村外からももしそういうことをやるのであればぜひ協力したいというような申し出がありますので、できれば継続できるような形で進んでいければなということで、これから調整段階になってくるかと思えます。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 結局、この森林整備に何か関われるメンバーの方を、一人がリーダーシップをとるような形で五、六人のチームが組めるようになれば、この村のとりあえずこの邪魔になる道路際に立っているような木を処理していくとか、そういうことで村のほうから補助金なりを出してやっていかれるような形態がとれればと思いますが、そのような計画は無理ですかね。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） 私のほうからは、道路等の支障木に関する部分のところで若干お話をしたいと思います。

道路の支障木等については、先ほど小山議員さんがおっしゃったとおり、上井堀地区では通称自衛隊道路等の関係で、非常に整備をしていただいております。村の補助金、若干ではございますが補助をする中でやっていただいているという部分でございます。

なかなかこの部分ができないという部分もございます。特に、除雪体制に非常に影響が出る部分が多いということで認識はしてございます。地区等をお願いする中でやっていく、また地主さん等にもそれなりの管理をお願いするというところでございますが、ここら辺のところは非常に道路のところが多いということは把握をしておりますので、今後道路整備の中でどのようにしていくかということも、今視野に入れて考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下利秀君） 私のほうから、地域おこし協力隊の関係でちょっとご答弁させていただきたいと思います。

今現在、道路に支障となります竹林整備を実施しております状況でございますが、ただ、木とかなるとかなり熟練した作業が必要になってくると。危険な作業があるというようなこともございますし、できれば住民の方と一緒にやるような形。麻績村の地域おこし協力隊としては、労力として捉えられるのではなくて、地域の方と一緒に活動をしていきたいというような当初の目的がありますので、できればそんなような団体ができて、多少お金が入るような形になればありがたいかなというふうには考えております。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 振興課長が今申されたように、自分があそこの坊平線の整備にかかわってもう六、七年くらいになると思いますが、初め二、三センチだった木が今はもう10センチ近くになってきまして、のり面に出ているものでだんだん傾斜してきまして、悪循環というかだんだん道路のほうへかぶってきてまして、もうひどいところへ行けばトンネルに近いような状態になっているところもあります。そうすると、今度冬になって雪が降っても解けない。今度掃こうと思えば凍ってきてうまく掃けないというような悪循環になりますので、すっきり日が入るような状態に整備していくには、やはり村のほうでその地権者なりに交渉して、切らせてもらってもいいかという了解をとっていただければ、区のほうでも今現在薬

師会でほとんどこの作業に当たっているわけですが、そちらのほうに許可をとったよという報告だけいただければ、できるところから徐々に、倒れないうちに処理していきたいというような気持ちもありますので、その辺のところもまた計画が立てられるような状態に、地権者とも交渉をしていただきたいと思います。

金山線、振興課長御存じの、今度水路をやる金山線も同様なような状態になっていまして、あそこは係長が交渉してくれて許可は確か下りているので、ことしあたりもう切ろうと思ったんですが、水路整備がおくれた関係でまだ未だに手つかずになっていますが、そちらが終わり次第、区のほうで若い衆にちょっと来てもらって、とりあえずトラックの屋根に当たるような木だけでも処理してしまいたいと思いますので、またその辺のところもよろしく願いしたいと思います。

それともう一点、この信州の森林づくりアクションプランというのを聞いたわけですが、これの内容みたいなのがありましたらご説明願いたい。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） これ森林づくり県民活用事業の中で使われている言葉だというふうにちょっと理解はしているんですが、細かいことはちょっとないわけですが、そんな中で、森林づくりアクションプランの中では、平成32年度までに75万立米の木材等を安定的に計画かつ継続的に出荷できる体制の整備を進めるというようなことになっております。これにつきましては、信州のF・POWERプロジェクトの稼働に向けた中での供給体制の整備が必要であるというような中からきているものというふうに理解をしております。

このためには、やはり里山を活用した地域づくりから森林管理、木材の出荷利用等にわたり経営感覚を持ちながら総合的な視野でできることがいいのかなという人材を育成するような事業も一緒に入っておりますので、今後はこら辺につなげればいいのかというふうに考えております。

なお、F・POWERプロジェクトにつきましては、松くい虫の関係の間伐材等も対象とってきております。そんな中でも活用ができるのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） それでは、この今のやつは、麻績村ではとりあえず利用されていないということわかりました。

それでは、学校の問題のことにつきましては、くれぐれも坂井村の皆さん、子供が悲しむ

ことのないように、ぜひ麻績村として努力をしていただきたいということを申し上げまして、私の質問は終わりとします。

ありがとうございました。

○議長（尾岸健史君） 1番、小山福績議員の一般質問が終了しました。

---

#### ◇ 塚原義昭君

○議長（尾岸健史君） 5番、塚原義昭議員の一般質問を許可します。

5番、塚原議員。

〔5番 塚原義昭君 登壇〕

○5番（塚原義昭君） 5番、塚原義昭でございます。

通告に基づきまして、2点の質問をいたします。

1点目でございますが、老朽危険空き家対策につきまして行います。

今、全国的な問題となっておりますが、最近ではメディアでも盛んに扱い、社会問題となっております。核家族化が進んでいる中、住宅件数はふえ続けています。反面、少子化、高齢化等、人口減少となり、結果世帯数は減少し、とともに空き家はふえる一方となっております。空き家率も当県を見ますと19.8%、19万戸、5件に1戸は空き家となっておりますということで、全国2位との総務省からの先般の報道もありましたが、この中には賃貸なり売却用なり、2次住宅の別荘等が含まれたものとなっております。

当村の実態はどうでしょうか。あわせて、倒壊等危険と思われる住宅件数につきましては何件くらいあるでしょうか。ここに至るまでの背景にはいろいろ要素もあるわけですが、今後空き家が老朽化し、危険な空き家となり、このものがふえてくるのは必然的だと思いますが、高齢化率等を考えると空き家がふえてくることに対する歯どめは困難と考えますので、村としても対策を行っている空き家の活用にも力を入れ、活用の定着が図れば、空き家管理の重要な手段となるわけですが、既に老朽化が激しいもの、そして、やがて来る老朽危険住宅になるまでの関係者への必要な措置を講じるよう、指導、勧告も重要な行政施策となるのではないかと思います。

危険住宅になると、地域でも行政としても防災、防犯、火災上問題となるわけで、とりわけ防災の対策が必要になってくると思いますので、どのように捉えているのでしょうか。今申

し上げましたが、行政のかかわりの必要性はと考えるわけですが、現実には柱のぐあいにより倒壊の危険性のあるもの、屋根のトタン等建築材料の飛散等も考えられ、村民の生命、身体、財産を保護する観点から、行政が積極的に関与しなければならない環境になっていると思いますので、緊急な課題だと思いますが、村としての考え方の答弁をお願いいたします。

2点目でございます。

地域別懇談会での意見、要望等並びに回答内容について、村民への広報について行います。

例年行っております地区別懇談会も8月で終了したようでございますが、大変お疲れさまでした。懇談会における質問、意見、要望等は、いわゆる村民の行政への率直なものであり、村づくりを担うものになるものと考えます。内容は、村民と行政が共通認識を持ち、課題に向き合い、一体となって検討、解決を図ることが重要であると考えます。それには多岐にわたった意見、要望等があったと推測するわけですが、行政の取り組み状況、そして考え方、今後の方針等が示され、また多くの村民が何を考えているか、これら地区別懇談会の内容を報告することにより、村民の意識の向上、行政への参加が促進され、村民の進展に寄与するものにつながるのではないかと考えます。また、村政と村民の緊張感を持った関係が築かれ、元気な村づくりにつながればと考えるわけです。

地域行政懇談会の要点の報告の必要性を問うわけですが、答弁をお願いします。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 塚原議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、老朽危険家屋対策についてということでございます。

核家族化や人口の減少などによりまして空き家がふえ、多くの社会問題が発生しているということは承知をしております。老朽化した家屋が倒壊し、周囲に被害を及ぼすという例も承知しておるわけでありまして。こうしたことから、空き家等の適正管理に関する条例等を制定して行政の責務、そして所有者等の責務、そしてさらには住民等の協力、これらを条例で明確にしている自治体がふえてきておるわけでありまして。

麻績村では現在のところ大きな問題は発生しておりませんが、今後同様の条例を制定して、住民の安心・安全を確保していかなければいけないということは考えておるわけでございます。現在麻績村におきましては、逆にこの空き家を活用させていただくということに現在のところ力をいれさせていただいておるわけでありまして。そうしたことから、後ほど村づくり

推進課長のほうから補足をさせますが、空き家の情報を提供し、この情報によって村内に移られたという方もございますし、これが定住人口の増にもつながっておるわけでございます、今のところ空き家は逆に活用させていただきたいと、こんなスタンスでいるわけでございます。

また、この空き家対策といいますか、この危険家屋に対する対応、いわゆる条例化等につきましては、振興課長のほうから答えさせていただきます。

2つ目のご質問でございます。

地域行政懇談会についてということで、塚原議員さんの趣旨は、内容を広く積極的に公表せよということでございますが、これについての答弁をさせていただきます。

地域行政懇談会につきましては、各地区の区長さん方のご協力をいただきまして、毎年実施をさせていただいております。この懇談会の目的につきましては、村の当該年度の主要施策などのご理解をいただくとともに、地域の皆様と膝を交えていろいろなお話をさせていただくというところに一番の狙いを持っておるわけであります。そして、行政と村民が身近になること、より多くの皆様に村政をご理解いただくということを主眼に置いておるわけでございます。

お話の内容は、議員もご承知のとおり、村への要請的な事項、それから地域内の悩みや課題、それから行政や関係機関への提案的な事項、さらには個人的な事項等々さまざまであるわけであります。

この内容につきましては、全て記録をさせていただいた上で交通整理をして、村として対処すべきことは各担当課で処理をさせていただきますし、また他の機関へおつなぎをすべきことはそれぞれの機関へつなげておりますし、そしてまた、村長として政策として盛り込んでいかなければいけないこと、こういったことはその対応をしないと、こう考えておるわけであります。

これらの懇談会の内容を広く村民へ広報をとということでございますが、実は私が村長就任以来、公約の一つとして始めたこの懇談会であります。私はこの狙いは多くの村民に気軽に何でも気兼ねなく話していただこうと。そして、そうした声も村政に反映したいという狙いであります。そういったことで、実はその内容については積極的に公表すべきものではないと考えておるわけであります。

ただ、全ての内容は記録をしておりますし、関係職員は目を通すことしておりますし、決して非公開文書扱いをしているわけではありません。広報等で積極的に公表していくとい

うことになりまして、懇談会でのご発言等は限られたものになってしまうのではないかと。自由な発言が損なわれるのではないかと。そんなことが危惧されておりますので、私は何でもお話しくださいということでやっておるわけでございます。何とぞ懇談会の趣旨をご理解いただくようお願いしたいと、こう思っております。

それぞれの記録はまとめてございますので、ごらんいただくことは拒んではおりませんので、ごらんいただきたいわけでございますが、積極的な広報については現在控えておるということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 柳原総務課長。

○総務課長（柳原俊文君） それでは、こちらのほうから危険建物、空き家の関係につきまして補足説明をさせていただきたいと思っております。

現在他の市町村につきましては、先ほど村長が申し上げましたとおり、空き家等の適正管理に関する条例というものを制定して、行政の責務、所有者等の責務、それから住民等の協力について条例で定めている自治体もございます。

この近隣で申し上げますと、筑北村が条例化しておるということでございます。筑北村の条例の中で、老朽化して危険であるというふうに思われる状況というものにつきましては、老朽化もしくは積雪、台風等の自然災害により建物その他工作物が倒壊し、または当該建物その他工作物に用いられた建築資材等が飛散し、もしくは剥落することにより、人の生命もしくは身体、または財産に害を及ぼすおそれのある状態であるということでございます。

こちらのほうの管理不全につきましては、筑北村におきましては、民事による事態解決を図るということを前提に条文に入れておりますけれども、現在、筑北村の実態におきましては、条例制定後、助言が1件、指導が3件でございます。うち3件につきましては、所有者が取り壊しを行っておるということでございます。うち未実施の1件につきましては、所有者から寄附の申し出があったということでございます。ただ、村としましては寄附について条文上、別に定める条件を満たした場合に限り受諾するというようになっておりますけれども、現在、受諾し村の所有にするかどうかを検討中であるというふうに聞いております。

私ども、村におきましては、老朽危険空き家につきまして、現在ちょっと聖高原のほうの別荘地以外は私ちょっと把握してございませませんが、現在のところ国道に面したところで2件ほど、国道と県道に面したところで2件ほど空き家がありまして、それぞれ持ち主のほうに連絡をつけてございます。

危険の場合、例えば強風等が吹きまして屋根のトタンが剥げて、交通の支障をきたすというような場合が1件ありましたが、その場合につきましては、持ち主の方にご連絡申しあげまして、地元の業者により撤去、または補強工事を行っておるということで、管理のほうはその所有者の責任においてお願いしますということでお願いしておるところでございます。

私どもとしても、先ほど村長が申しあげましたとおり、この条例制定をしていくような形で管理をしていくべきかどうかというのを、今後の検討課題とさせていただければと思います。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 村内の実態がまだはっきり把握されていないというふうに私は今の報告の中では受けとめまして、ですから、2件以上にあるのではないかと私は見ているわけで、現実、調査したならば全村、例えば区を通じてそういう危険住宅がないかどうか調査をしたかどうかということになると、今の答弁の中ではしていないと、このように受けとめたわけですが、その予定はありませんか。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（柳原俊文君） 今のところ、国・県道に支障を及ぼすような危険な建物というものの、それから近隣に危険を及ぼすような建物というのは、災害があった場合とかですけれども、振興課または総務課、消防等で全部周辺を回っておりますので、今のところそういう報告はないということ把握しております。したがって、今のところ調査するという予定はございません。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 現実には、そのような住宅が見受けられるわけですし、地域住民からも声が上がっているというのが実態でございまして、一回全村の実態を把握したほうがいいのではないかと、このように思うわけで、国道等は目につくわけで、誰しものが危険住宅だということ把握できるわけですが、村道があるわけですね。村道を通る人も村民でございまして、もしトタン等が剥げて、危険を及ぼすことも十分あり得るわけですので、実態を把握しながら、それで被害に、危険に遭わないような状況に持っていくというのが村としても重要ではないかと、このように思いますので、この質問を上げたわけでございまして、空き家の有効活用につきましては先ほど村長から答弁がありまして、十分早期に空き家の活用が図られれば危険住宅にはならないと、このようには思うわけでございますが、現実かなり老朽化

が進んだ住宅が何件もあるわけでございますし、実態、しっかりした調査もないということでございますから、そういう面では前段の空き家についての活用とともに、危険住宅というものに対しての重要性をもう少し捉えていただいたほうがいだろうと、このように思っております。

空き家の所有者が、当然空き家になった場合、または管理がされないという場面におきましては、当然先ほどお話がありましたとおり、所有者の責任というものは重いというふうに思っておりますし、売却なり賃貸なり解体なり、何らかの処置をしていただくのが一般的な筋だとは思いますが、それが進まない理由として、解体費用の問題があったり、または固定資産税の問題があったり、相続の問題があったり、いろいろ場面の中で放置されながら老朽化になってくると。こんな状況でございますし、それが進みますと環境的にもよくないわけでございますし、将来住みやすい村づくりという面でも支障が出てくるわけでございます。

したがって、現状の取り組みはわかりましたけれども、今後条例等を制定いただきまして、ぜひ麻績村のそういう住宅が少しでも解消されることを望むわけございまして、若干調査しますと、全国で約2割近い行政が条例を制定しておるということで、かなりの市でも条例を制定しています。したがって、行政数では2割でございますけれども、世帯数からすると物すごい率になってくだろうと、このように考えるわけで、私は早急にこの条例については制定していく努力をしていただきたいと、このように思うわけございまして、そのことによって村民の安全な安心な生活環境というものが保たれるのではないかと、このように思います。

それで、先月新聞でも報道されておりました。ある市の報道でございますけれども、これは国道だか県道だかそこら辺はわかりませんが、いわゆる倒壊の危険性のある住宅があって、その所有者が県外であると。そこへその市の部長が出向いて行ってじきじきに解決してきたと、こんな報道が載っておりました。

したがって、それほど重要な問題ではないかというふうに私は捉えておるわけございまして、やはりその住民に危険を与えるようなものがあるということは、その所有者の責任とともに行政としての対策が重要ではないかというふうに思いますので、ぜひそこら辺、条例の制定につきましては余り期間をおかないように、早目に制定を考えていただければと思います。そこら辺のスケジュール的なものはどうでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 塚原議員さんの趣旨は十分理解するわけでございますが、条例の制定と危険家屋の調査ということは、これはちょっと別の問題であると思うんですね。条例の制定については、これは必要な時期はもう来ているということでございますから、この研究はしていかなければいけないと思っておりますが、危険家屋の調査と申しますか、実はこの基準というものが大変難しいというのが現実であるわけです。というのは、所有者にしてみれば危険ではない。周りから見れば、近所の方から見れば危険だと。行政的には一般の形で見ると三角だというようなことがあるわけです。

ですから、この調査ということについては今のところやるともやらないとも、このことは今答えるわけにはちょっとまいらないわけでございますが、いずれにしましても、今こういった時代でございますから、条例についての制定については今後研究を進めていきたいと、こう考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） そういうことで、ぜひお願ひしたいと思ひますが、条例を制定することによって、その中に調査というような項目も入りまして、それが危険かどうか、危険住宅かどうかということはなかなか難しいですけれども、一般的に見て問題があるというような住宅は何件ぐらいあるか、今後対策が必要な件数が何件ぐらいあるかということはわかってくるだろうと、このように思ひますので、ぜひご努力をお願ひしたいと、このように思ひしております。

それから、2点目の行政懇談会の報告に対してでございますけれども、村長の答弁の意向は一応理解はいたしましたけれども、実は今の行政というものを捉えた場合、先ほども、前段の一般質問の中でも情報をできるだけ出してもらいたいというようなことも中になんかなりあったというふうに私は理解していますが、国はやはり法制化して、情報公開をどんどんしています。自治体は条例をつくって情報を流すと。または条例のない自治体はそれに準じて情報を流していると。私はこのように理解をしておるわけでございます。

情報公開というものは、やはり公正で開かれた行政の実現を図るところだというふうに思ひます。したがって、そのことによって住民の理解をどう得るか、信頼をどう行政が得るかということでございますので、私は積極的に村が今考えていること、取り組んでいる内容、それを積極的に流していただければ、村民の村に対する理解、または協力も違ってくるのではないかと。こんな考え方を持っておるわけでございまして、あくまでも村長も言っていましたとおり、身近な行政でなければいけないというところは同じ考え方でございます

ので、全員がそこへ参加しておるわけではないわけでございまして、後ほどちょっと聞きたいと思いますが、参加率は統計的なものはあるかどうかはちょっとあれですが、そこら辺も含めて、多くの村民に伝えるという意味ではどの程度果たされているかというところをまず聞きたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（柳原俊文君） 地域懇談会につきましては、本年度におきましては、4月21日、女淵、砂原地区を開始に、8月11日、野間、桑関地区まで、全25地区ということで回らせていただき、出席者延べ人数でございますけれども、419名ということでございます。子供さんとかそういう方を抜いた関係の出席率というのはおよそ25%くらいかと推察されます。以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） その数値というのは、年々どのような傾向になっていますか。

それともう一点は、出席に対して村としてのいろいろ情報伝達なり村民との膝を交えてのお話というものの満足度とか、そこら辺はどのように受けとめておりますか。感じで結構でございますが、お答えいただきたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（柳原俊文君） まず、1点目の関係でございますけれども、地区のほうでの満足度といいますか状況でございますけれども、毎年、高野村長になりまして毎年毎年地区懇談会を実施していくということで、これは区長会を通じまして、区長の皆様を通じまして各地区の住民の方にお願ひして各地区を回らせていただくということで、これはもう恒例になっております。

この関係につきましてはもう大分定着してきたかなということで、出席者の中の人員でございますけれども、この関係につきましては減ったりふえたり、それは年によって違います。ただ、たまに地区の常会等が当たった場合は出席者が多ございます、さすがに。ただ、その地区懇談会だけ開催するというのでお集まりいただきたいということで区長の皆様から各住民の方にお伝えしていただいて参加していただく方につきましては、若干少ないかなということは感じております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 地区懇談会は非常に高野村長になってから実施したということで、非

常にいいことだというふうに思うわけで、村民としてみますと行政の内容を知りたいことはいろいろあると思いますが、村としてもやはり行政として報告すべき事項というものも十分あるだろうと。その場の懇談会も重要でございますが、一つには報告というような場面だろうというふうに、それも兼ねているだろうというふうに思うわけでございまして、したがって、他の市町村のことを例に挙げていけないうのでございますが、そういういわゆる地区懇談会の回答状況を見させていただきますと、非常に村の努力している姿がそういう回答書の中に十分出てきておりますし、村がこれだけの仕事をしているんだということの中で、逆に村民からなり住民からしてみると、村に対するいい好感が持てる回答書になっているような感じもするわけで、村の一生懸命さといいますか努力というものが、その回答の中にも出てくるだろうと思いますし、村民としてもこういうものを見ていただきたいと、さっき要望というような話もあったわけでございますが、こういう方向づけをしてもらいたいという要望に対して、その場では言葉ではあれですけれども、文章にしていけますと、翌年それがどういう形で進んでいるか検証ができるわけですね。そういう面でも、村民に対しては、いわゆる何と言いますか、優しい行政としての対応ではないかと、このように思うわけですが、到底そのことは、回答書なり懇談会の内容を報告するということは無理でしょうか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） お答えします。

塚原議員さんの趣旨、おっしゃることは十分理解するわけでございますが、実際今のそれぞれの地域の懇談会の内容等の私ども全て記録をしているということでございまして、全課長、あるいは係長全員が分厚くなったその結果の報告書を全員が見ることにしております。

しかし、その内容というのは、今議員さんが考えておられるような内容ばかりではなくて、個人的なこと、それから隣同士のこととかいろいろなことが出てくるわけですね。それで、しかもこれは職員がわかってもらわなければいけないものですから、お名前も出させていただいて、誰が何で困っているのか、あるいは誰がどんな要望とか、全てその辺をわかるように全部記録をとっておるわけです。ですから、そうした内容を積極的に村民全てに公表しろということになりますと、いわゆるその辺が全てを出していいのかなと、いかがなものかなと、こういったこともあるわけです。

例えば、それぞれ地域の共通の課題の、ことしはマイマイガが大発生したと、困ると。こういったことであればいいわけですが、こういったこと以外のことのほうが現実には多いですね。ですから、全てを公表してということになりますと、今度発言についても大分制約

されてしまうのではないかなと、そう思っております。ですから、私は地域懇談会については、先ほど総務課長が4百数名と言いましたが、これは人口で言えば約4分の1でございますが、世帯数でいけば相当多くなって来るわけです。

それから、さらに村民と行政とのかかわりという懇談であります。これだけではなくて、例えば若い皆さんの集いとか、女性の仲間のグループのところに出てこいとか、あらゆる機会を捉えてできるだけそういったところに出ていっていろいろな話をさせていただいておるわけですが、そういった内容も記録には残しますけれども、全て公表ということではないし、また公表ということになりますと、参画される方が言いたいことも言えなくなると、こんなようなこともあるわけでございますので、ぜひその辺はご理解いただきたいなど、こう思っております。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 個人情報公表しろということは到底言えないわけございまして、私の最終的に言いたいのは、いろいろな要望なり村の考え方なり、そういうものを総合的に見て、村づくりの主役は最後は村民だろうという意味では、お互いの情報交換というものが重要ではないかと、こんな考え方で今申し上げてきたわけございまして、村の行政懇談会の趣旨があくまでもそういうことで今後進めたいということならば、あえてこれ以上は質問はやめますけれども、しかし、内容的にはそういう村からの情報なり、または村民の意見というものを全部取り上げていただいているということでございますので、一応理解して質問を終了させていただきます。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 大変貴重なご意見ありがとうございました。村も今行政としては情報公開、積極的にするということが大変重要でございますし、基本的にはそのスタンスでいるわけでございます。しかし、守らなければいけないこと、これはきちんと守っていきたくて、こういう考え方でございます。決して情報を隠すということではございません。地域懇談会の内容も冊子としてきちんとつくっておりますので、ごらんいただくことは結構でございます。しかし、この中にはそれぞれ地域独自の悩みとか地域独自のことがございますし、あるいは個人的なことがございます。ですから、ごらんいただくのは結構でございますが、あえて積極的な公表はできないというのがその辺でございますから、ぜひともご理解いただきたいということと、あわせて今後も情報公開につきましては積極的に、ほかのことについては

進めるべきことは進めていきたいと、こう考えておりますのでご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 5番、塚原義昭議員の一般質問が終了しました。

ここで、先ほど1番、小山福績議員の質問に対しましての答弁で修正がございますので、振興課長から報告いたします。

振興課長。

○振興課長（飯森 力君） 先ほどの補足答弁の中で、若干修正をお願いしたいと思います。

信州の森づくりアクションプランの関係でございます。

これにつきましては、平成16年からアクションプランを進めるためにやっているということで、このアクションプランにつきましては、森林を守り育てていくために、間伐などの森林整備を行っていくということで、間伐を進めよう、信州長野の森林を元気にするためにということでアクションプランが立っているわけでございます。そんな中で、間伐を進めていくということで、麻績村の部分で今ないと申し上げた部分がございますが、市野川の部分につきましてはこの計画の中に沿ってやっているという部分がございますので、お願いします。

そのときに対しまして、信州の森林づくりアクションプラン推進委員ということで、麻績村の市野川地区から1名出ております。この方につきましては、地区の中の調整とか、現地調査とか、承諾書のとりまとめ、いろいろな地区とのつなぎをするために、地区と県とのつながりをパイプ役をするために推進委員の委嘱をするわけですが、これはそのところの間伐整備等の事業が終了すればなくなるということでございますが、ほぼ1年の部分の委嘱でやっている部分でございますので、よろしく申し上げます。

また、麻績村がこの間伐の部分でいく本年度野口。予定計画している中では、またそのようなことも出てこようかということで感じますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 以上で通告されました議員全員の一般質問が終了しました。

---

◎委員長報告

○議長（尾岸健史君） 日程第2、委員長報告を議題といたします。

総務経済委員会に付託しました審査の結果について報告を求めます。

峰田昶総務経済委員長。

〔総務経済委員長 峰田 昶君 登壇〕

○総務経済委員長（峰田 昶君） 総務経済委員会に付託されました請願1件、陳情1件の審査した結果を報告いたします。

今回は事前勉強会での検討も踏まえて審査いたしました。

審査した結果は、請願、陳情、要請等審査結果報告書のとおりであります。

第26-12号 集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める請願については、一部字句を修正する中で採択、意見書を提出としました。

政府は、7月1日の臨時閣議で集団的自衛権行使容認を決定し、関連法の改定に向けて準備に着手しています。国の安全保障政策は、その時々での政府の判断で最高法規の憲法の解釈を勝手に変えることはあってはならないことです。とりわけ集団的自衛権をめぐる論議はいまだに十分な国民的論議がなされておらず、国民を無視して強引に閣議決定することは許されるものではありません。国民的理解が深まるよう丁寧な議論を行うとともに、国会での慎重審議を強く望む請願の趣旨に賛同し、採択、意見書提出と決定しました。

次に、第26-13号 農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める意見書の採択と政府への働き掛けについての陳情については、採択、意見書提出としました。

政府は、6月24日に農林水産業地域活性創造プラン改訂版を決定しました。その中で、今後5年を農協改革集中推進期間として、JAグループに対し自己改革を実行するよう強く要望するとともに、次期通常国会で関連法案の提出を目指すこととしています。農業改革が必要であることは多くの農業関係者、国民が認識しています。農業改革を実行するに当たっては、経過や現状、地域の実態を踏まえ、十分な議論を尽くした改革を行っていくことが必要であり、民間組織である農協組織とその事業の改革に当たっては、組合員の意思決定に基づく自己改革を基本にしていくべきであるという陳情の趣旨に賛同し、採択、意見書提出と決定しました。

以上、総務経済委員会に付託されました請願1件、陳情1件の審査報告といたします。

○議長（尾岸健史君） それでは、ただいまの総務経済委員長報告に基づき、採決をいたします。

第26-12号 集团的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める請願について、ただいまの総務経済委員長の報告によると、第26-12号の請願は採択、意見書提出です。

委員長の報告のとおり、第26-12号の請願は採択、意見書提出とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

したがって、第26-12号の請願は採択、意見書提出とすることに決定しました。

次に、第26-13号 農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める意見書の採択と政府への働き掛けについての陳情についてを採決いたします。

ただいまの総務経済委員長の報告によると、第26-13号の陳情は採択、意見書提出です。

委員長の報告どおり、第26-13号の陳情は採択、意見書提出とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

したがって、第26-13号の陳情は採択、意見書提出とすることに決定しました。

続いて、社会文教委員会に付託しました審査の結果について報告を求めます。

塚原利彦社会文教委員長。

〔社会文教委員長 塚原利彦君 登壇〕

○社会文教委員長（塚原利彦君） 社会文教委員会に付託をされました陳情1件、請願1件の審査をした結果を報告いたします。

審査した結果は、請願、陳情、要請等審査結果報告書のとおりです。

第26-10号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情については、採択、意見書提出としました。

軽度外傷性脳損傷は交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより頭部に衝撃を受けて、神経線維組織が断裂するなどして発症する病気であり、WHOの報告から推計すると、日本には過去20年間だけでも数十万人の患者がいると考えられており、通学時の交通事故や体育の授業への武道導入など、子供たちの発症する可能性も高くなっています。しかしながら、日本の医療において周知されておらず、画像検査では異常が見つかりにくいいため、労災や自賠責保険の補償対象にならないケースも多く、誤解や無理解に悩んでいるのが

実情です。この病気の周知や労災認定基準の改正などの必要があります。

当委員会では陳情の趣旨に賛同し、採択、意見書提出と決定しました。

次に、第26-11号 「「手話言語法」制定を求める意見書」の提出を求める請願書については、採択、意見書提出としました。

国連総会において平成18年12月に採択、平成20年に発効した障害者権利条約の第2条には、「「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と定義され、手話が言語として国際的に認知されました。また、障害者基本法においても「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、手話は言語に含まれることが明記されています。これらを踏まえ、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、自由に手話が使え社会環境の整備をすることが必要であると考えられます。

当委員会では請願の趣旨に賛同し、採択、意見書提出と決定しました。

以上、社会文教委員会に付託されました陳情1件、請願1件の審査報告といたします。

○議長（尾岸健史君） それでは、社会文教委員長の報告について、採決いたします。

第26-10号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情について採決します。

ただいまの社会文教委員長の報告によると、第26-10号の陳情は採択、意見書提出です。

委員長の報告どおり、第26-10号の陳情は採択、意見書提出とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

したがって、第26-10号の陳情は採択、意見書提出とすることに決定しました。

次に、第26-11号 「「手話言語法」制定を求める意見書」の提出を求める請願書についてを採決します。

先ほどの社会文教委員長の報告によると、第26-11号の請願は採択、意見書提出です。

委員長の報告どおり、第26-11号の請願は採択、意見書提出とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

したがって、第26-11号の請願は採択、意見書提出とすることに決定しました。

---

◎散会の宣告

○議長（尾岸健史君） 本日予定されました議事日程は全て終了いたしました。

以上で平成26年第3回麻績村定例議会第2日目を終了し、散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時17分

平成26年第3回麻績村議会定例会 (第3日)

議事日程(第3号)

平成26年9月11日(木)午後1時30分開議

開議の宣告

議事日程の説明

- 日程第 1 認定第 1 号 平成25年度麻績村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 認定第 2 号 平成25年度麻績村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 3 号 平成25年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 4 号 平成25年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 5 号 平成25年度麻績村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 6 号 平成25年度麻績村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 7 号 平成25年度麻績村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 8 号 平成25年度麻績村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 9 号 平成25年度麻績村観光事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第 1 号 麻績村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 2 号 麻績村社会福祉法人の助成の手続きに関する条例の制定について
- 日程第12 議案第 3 号 麻績村営バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第 4 号 麻績村消防団の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第 5 号 聖高原別荘地地上権に関わる訴訟の提起について
- 日程第15 議案第 6 号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第16 議案第 7 号 平成26年度麻績村一般会計補正予算(第4号)
- 日程第17 議案第 8 号 平成26年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

- 日程第18 議案第 9号 平成26年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第10号 平成26年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第11号 平成26年度麻績村下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第12号 平成26年度麻績村水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第13号 平成26年度麻績村介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第23 議案第14号 平成26年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第24 議案第15号 平成26年度麻績村観光事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第25 同意第1号から同意第4号まで一括上程
- 同意第 1号 副村長の選任について
- 同意第 2号 麻績村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 同意第 3号 教育委員会委員の任命について
- 同意第 4号 教育委員会委員の任命について
- 日程第26 同意第 1号 副村長の選任について
- 日程第27 同意第 2号 麻績村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第28 同意第 3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第29 同意第 4号 教育委員会委員の任命について
- 日程第30 発議第 1号 麻績村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第31 発議第 2号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書の提出について
- 日程第32 発議第 3号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出について
- 日程第33 発議第 4号 集団的自衛権に関する閣議決定を見直し、十分な国民的議論と国会での慎重審議を求める意見書の提出について
- 日程第34 発議第 5号 農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める意見書の提出について
- 日程第35 発議第 6号 議会議員の派遣について
- 日程第36 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（7名）

1番	小山福績君	3番	塚原利彦君
4番	宮下仁雄君	5番	塚原義昭君
6番	峰田昶君	7番	坂口和子君
8番	尾岸健史君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

村長	高野忠房君	副村長	市川浩史君
教育長	塚原勝幸君	村づくり推進課長	宮下利秀君
総務課長	柳原俊文君	振興課長	飯森力君
住民課長	峰田江津子君	観光課長	宮下和樹君
教育次長	森山正一君	監査委員	花岡興男君

事務局職員出席者

議会事務局長	臼井孝夫	書記	岩淵美奈
--------	------	----	------

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○議長（尾岸健史君） 皆さん、こんにちは。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、7名全員です。定足数に達していますので、平成26年第3回麻績村議会定例会第3日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、報道関係者より撮影並びに議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可します。

---

◎議事日程の説明

○議長（尾岸健史君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

事務局長より、議案等の確認及び日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

---

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第1、認定第1号 平成25年度麻績村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

歳入、歳出、歳入歳出全般に分けて質疑を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

初めに、歳入全般について質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

その際、ページを言って質問してください。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） 歳出全般について質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

坂口議員。

○7番（坂口和子君） 7番、坂口です。

歳出のほうのページ、31ページ、農業振興関係なんですけれども、これは農業振興だけではないと思いますけれども、各地区から村へ要請されている要請事項の執行状況だとか、今後の検討だとかということが各区長さんのところへ返事を出して、ある程度報告がされているかどうか確認させていただきます。

区長さんのほうからそういう声がありまして、要請はしているんですけども、その後それがどのように取り計らわれているか、村のほうからの情報が提供されてこないのかということを知りたいと思いますので、その1点を確認したいと思います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

振興課長。

○振興課長（飯森 力君） 各地区、また団体等もございます。そんな中の要望につきましては、要望時にある程度のお話をする中で、そこが手がつくような場合には立ち会っていただいたり、いろいろやっております。完成するときにはご報告申し上げますので、それぞれの要望に対しての進捗状況等は報告はしておりません。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） それは文書で、事業の完結については文書で各区長さんのほうへは出されているのでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） 工事をやるときにはほとんど100%近く区長さんに立ち会っていただいておりますので、そんな関係でやらせていただいておりますので、改めて文書とかということはお出ししておりません。ただし、いろいろな立ち合いが出てくることになれば、それぞれに文書を差し上げる中でお話をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 区長のほうからの意見です。きちんと文書で出していただくと、それが区長の引き継ぎ事項の中にもちゃんと要請、例えば25年度にはどういう要請とどうしてやったというような文書残りますので、それに対して行政側から返答して、事業の完結についての文書があれば、引き継ぎ事項の中へちゃんととじられるから文書でもらいたいという声があるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（飯森 力君） おっしゃられることよく理解できます。ただ、要望については区のほうでちゃんとしっかりそのまましていると思いますので、それに対してのできたところは区長さんのほうでチェックしていただければ、引き継ぎが何ら問題ないかと思いますが、そこら辺のところはまたちょっと研究をさせていただきたいと思います。

○議長（尾岸健史君） ほかにございませんか。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 7番、坂口です。

ページ33ページの別荘管理費に関してのところですが、償還別荘についての解体事業が大体年に1件か2件、予算的には100万円から200万円のくらいの間で行われていると思いますけれども、返還別荘が年々ふえておりますし、今後長期的な計画として、解体事業に対する予算の組み方とかはどのようにお考えでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 観光課長。

○観光課長（宮下和樹君） 別荘の取り壊しにつきましては、基本原則として取り壊して戻すというのが大原則であります。それを促しながら別荘の土地権利の戻すということに対して行っているところでありますが、いろいろ今までさまざまな事情によって返ってきてしまった別荘がございます。この別荘につきましては計画的、年1棟ぐらいいというペースで進めてはおります。

ただ、その年によって一番欲しいという別荘つきで何かないかという問い合わせ等があった場合もございますので、その辺のところは決まった計画ではございませんけれども、大体1棟ぐらいいずつは何とかしていきたいなというふうに思っているところで、きちっとした計画までは。

また、その財源につきましても、今、過疎のソフトを充てておる関係で、村全体の中の事業費、起債の額というところを検討しながらやっているところであります。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） そうすると返還別荘の中でこれは解体、きのうの一般質問の議員さんの一般住宅の解体事業の話ではないんです、危険住宅の話ではないんですけれども、似たように別荘の中でそういう老朽化して非常に危険度の高いような別荘があったり、それが所有者としては、所有者の滞納等と結びついているとかということで、ある程度別荘についての検討もつけて計画的なことも行いますか。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

観光課長。

○観光課長（宮下和樹君） まだ、個人の持っている別荘についてはとてもそこまで把握できるものではありませんので、そこまでは検討しておりません。ただ、余りにも景観が悪いものにつきましては促す等のことを若干はいたしております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、歳入歳出全般について質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） それでは、認定第1号について質疑を終わります。

これより討論を行います。

本案に対する討論の発言を許可します。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） 討論なしと認めます。

それでは、採決します。

採決は起立によって行います。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（尾岸健史君） 全員起立。

全員賛成と認め、認定第1号は原案どおり認定することに決定しました。

---

◎認定第2号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第2、認定第2号 平成25年度麻績村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

小山議員。

○1番（小山福績君） 1番、小山です。

1ページの未納額が約1,000万円あるわけですが、これの整理をしていく現状とこれからの方向をご説明いただきたい。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 国民健康保険税、大変ご心配をおかけしているところでございますが、一応次のような方針に従って、今後解決をしていきたいと思っています。

1つは、前提を見ますと、もう既に徴収が不能であると思われるもの、例えば本人が行方不明であるとか、死亡しているとか、処分をする財産がないといったような方々がおられます。そのような方につきましては調査の上、執行停止から不納欠損に持っていくような法的な措置をまず行おうというふうに少しずつ始めております。

また、もう1点は、滞納している方の中に特に長期にわたるもの、それから、なかなか促しても納税をしてくださる気持ちが薄い方といったことが残念ながらございます。そのような方には通常保険証につきましては1年間の期間があるわけですがけれども、短期証といたしまして期限を区切った保険証を交付させていただいております。そして、その中で、短い期間で役場のほうへなるべく来ていただくようなふうに考えております。

3つ目は、これが一番大事だとは思いますが、通常の事務の中で担当のほうがなるべく丁寧に納税のほうを各滞納が大きくなならないうちに勧奨していくということをしていきたいと思っています。

この3つを柱に、一応滞納整理少しずつですが始めたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

- 議長（尾岸健史君） 小山議員。
- 1番（小山福績君） 村民の公平を期すためにもぜひご努力をしていただきたい。  
以上です。
- 議長（尾岸健史君） ほかにございませんか。  
〔発言する者なし〕
- 議長（尾岸健史君） それでは、認定第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。  
原案に賛成の方の挙手を求めます。  
〔賛成者挙手〕
- 議長（尾岸健史君） 全員挙手。  
全員賛成と認め、認定第2号は原案どおり認定することに決定いたしました。
- 

### ◎認定第3号の質疑、討論、採決

- 議長（尾岸健史君） 日程第3、認定第3号 平成25年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。  
質疑のある方の発言を求めます。  
ございませんか。  
〔発言する者なし〕
- 議長（尾岸健史君） それでは、認定第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。  
原案に賛成の方の挙手を求めます。  
〔賛成者挙手〕
- 議長（尾岸健史君） 全員挙手。  
全員賛成と認め、認定第3号は原案どおり認定いたしました。

---

◎認定第4号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第4、認定第4号 平成25年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

坂口議員。

○7番（坂口和子君） 現在、1区画が残っているということを聞いておりますけれども、これの方針についてはどのように考えられておりますか。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

振興課長。

○振興課長（飯森 力君） 1区画残っている部分については今検討中でございますが、できれば村の用地ということにする中で、いろいろな部分に活用を考えればいいなというふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、認定第4号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

全員賛成と認め、認定第4号は原案どおり認定いたしました。

---

◎認定第5号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第5、認定第5号 平成25年度麻績村下水道事業特別会計歳入歳

出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、認定第5号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

全員賛成と認め、認定第5号は原案どおり認定いたしました。

---

#### ◎認定第6号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第6、認定第6号 平成25年度麻績村水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、認定第6号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

全員賛成と認め、認定第6号は原案どおり認定いたしました。

---

◎認定第7号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第7、認定第7号 平成25年度麻績村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、認定第7号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

全員賛成と認め、認定第7号は原案どおり認定いたしました。

---

◎認定第8号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第8、認定第8号 平成25年度麻績村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、認定第8号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

全員賛成と認め、認定第8号は原案どおり認定いたしました。

---

◎認定第9号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第9、認定第9号 平成25年度麻績村観光事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、認定第9号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

全員賛成と認め、認定第9号は原案どおり認定いたしました。

---

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第10、議案第1号 麻績村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第1号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第11、議案第2号 麻績村社会福祉法人の助成の手続きに関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第2号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第12、議案第3号 麻績村営バス設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第3号について質疑のある方の発言を求めます。

坂口議員。

○7番（坂口和子君） 村営バスなり、それから、福祉バスもそうですけれども、村の高齢者の足としては非常に重要な課題を抱えていると思います。この内容についての研究会議などはどのくらいの頻度で行われる予定でおりますか。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳原俊文君） お答え申し上げます。

村営バスに関しましては、運営委員会、運営審議会のほうを開催させていただいておりますが、今回につきましては年2回ということで実施させていただいております。

ただ、通常の場合、何もないというか検討事項等がなければ年1回というような形になりますけれども、ただ、ご要望等が各地区から上がってきた場合の改正をしなければというような状況が出てきた場合は、その都度、一応招集させていただき開催していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） なかなか高齢者の方が自分から自主的に要望を区のほうへ出して、区からまた要請をとすることは非常に難しいと思いますけれども、利用者の声というのはどのように吸収していかれますか。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳原俊文君） 村営バスをご利用される方の声ということで、一応バスの運転手にご意見等いただいております。それから、私ども担当のほうにいただいております声、それから、各区の行政懇談会等で要望等が上がった場合ということで、さまざまところから吸い上げた意見につきまして、運営審議会のほうで検討させていただくということになっております。

○議長（尾岸健史君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第13、議案第4号 麻績村消防団の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第4号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第4号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第14、議案第5号 聖高原別荘地地上権に関わる訴訟の提起についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第5号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第5号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第5号は原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第15、議案第6号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第6号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第6号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第6号は原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第16、議案第7号 平成26年度麻績村一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第7号について質疑のある方の発言を求めます。

坂口議員。

○7番（坂口和子君） ページ13ページ衛生費の中の高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種に関することですが、これ新しく出されて非常に高齢者に対しましては非常によい制度だと思っておりますので、逆に、やはり高齢者は肺炎で亡くなる方が多いものですから、この周知をこの筑北地域の4医療機関、開業医さん、4医療機関の窓口あたりに、できたらこういう村のほうで補助金制度があるからというような情報を提供していただくことができればいいかなと思います。

それからまた、もちろん広報でも周知されると思いますけれども、そのことの医療機関への依頼というようなことは厳しいことでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 今回の予防接種のワクチンにつきましては、国のほうで法定で定まったものですので、医療機関のほうにも既に周知はなされているというふうに認識はしております。ただ、ちょっと今後どのようにさらに周知を高めていくか、現在保健師のほうで検討しておりますが、基本的には個別に通知をしたほうがよいかという検討はしております。

あと、それと広報紙等にも広報おみのほうへの掲載、医療機関のほうにはちょっと今、保健福祉事務所の動きがまだ今のところわからないものですので、何とも申し上げようがありませんが、もう少し麻績村より広い範囲での広報が予定されているというふうに認識してお

ります。

以上です。

○議長（尾岸健史君） ほかにございませんか。

坂口議員。

○7番（坂口和子君） 同じ13ページの農業費のところに関するところで、過日、大沼池に関して4地区の水利委員会へのその報告は村からもありましたし承知しているところですが、実は水利委員の方から村からの説明のときは落としてみたいということでしたけれども、その結果、今現状どのくらい落とせたか。それから、落として安全性についてはどうなっているかというような返答ももらいたいということを聞いておりますけれども。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

振興課長。

○振興課長（飯森 力君） 現在、少しずつ落としているところでございます。最初の落とし25日からかな始めているわけですが、途中で雨が降ったりしてまたもとへ戻ったり、いろいろな部分がございます。そんな関係で今、落とし始めて大分減っては来ております。毎日ある程度確認はさせていただいておりますが、そんな中でこの測量設計委託料盛る中で今後の部分と今の現状の部分で精査、調査する中で、また改めて区の方へは現状を報告していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） ほかにございませんか。

坂口議員。

○7番（坂口和子君） ページ16ページの消防費に関する、これが消防費でいいかわかりませんが、防災マップは過日全戸に配布されて私たちも見せていただいたんですけども、1つ、最近、きのうきょうに限ってもそうですけれども、全国的に非常に集中豪雨があつて住宅への被害が起きているんですけども、別荘のお客さんの住宅に関して、いわゆる防災マップがどのくらい周知されているのかとか、それから集中豪雨があつた場合に、今回もそうですけれども、スカイライダーのところで集中豪雨があつて一晩で35ミリで崩れたという事例がありますので、そういうことに関して別荘のお客さんたちの住宅に関してはどのように配慮されているのでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（柳原俊文君） 防災マップの配布につきましては、聖区の区長さんを通してそれぞれ登録されている方については配布してございます。それから、個別配布でこちらの

ほうに登録されている方につきましては、それぞれ個別に配布をしてございます。そんなところでよろしいでしょうか。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 別荘の建っている土地の条件だとかいろいろで、防災マップは別荘の方も私たちいただいたものと同じですよ。すると大まかな色分けという感じになっていますけれども、別荘地に対しては特にそういう危険度は高いとか、今回の広島の場合もそうですけれども、集中豪雨が1カ所起きた場合、ああいう山間部の別荘地帯というのは非常に場所によっては集中豪雨で崩れやすいというようなことも、ちょっと気にはなるんですけれども、そういうことはよろしいですかね。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） ありがとうございます。

村挙げて防災にしっかりと据えよという趣旨のご質問かと思いますが、幸い別荘地におきましては昭和五十六、五年当時にはちょっと大きな被害あったわけですが、それ以来は今日まで大きな被害が発生している別荘はございません。

大雨の降った後等につきましては、村のほうから以前は聖高原開発公社でございますが、今も聖リゾート株式会社こちらに聖高原の中の見回りをするように委託をしておりますし、それから、個別の別荘等につきましては管理センターさんのほうで見回っていただいております。それで、集中豪雨に限らず、例えば木が倒れかかっているとか、そういった連絡はそれぞれ個々にお客様のほうに連絡をとりながら対応しているということでございます。

ご質問の集中豪雨に関するものについては、今のところそういった問題は出ておりません。今申し上げたように、それぞれ管理センター等を通じて対処させていただいております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第7号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第7号は原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第17、議案第8号 平成26年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第8号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第8号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第8号は原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第18、議案第9号 平成26年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第9号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第9号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第9号は原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第19、議案第10号 平成26年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第10号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第10号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第10号は原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第20、議案第11号 平成26年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第11号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第11号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第11号は原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第21、議案第12号 平成26年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第12号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第12号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第12号は原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第22、議案第13号 平成26年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第13号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第13号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第13号は原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第23、議案第14号 平成26年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第14号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第14号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第14号は原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第24、議案第15号 平成26年度麻績村観光事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第15号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第15号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第15号は原案どおり可決いたしました。

---

◎同意第1号～同意第4号の一括上程、提案理由の説明

○議長（尾岸健史君） 日程第25、同意第1号 副村長の選任について、同意第2号 麻績村固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意第3号 教育委員会委員の任命について、同意第4号 教育委員会委員の任命について、以上4議案を一括上程といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） それでは、4件の人事案につきまして提案理由を申し上げます。

同意第1号 副村長の選任についての提案理由を申し上げます。

麻績村日4853番地、麻績村副村長、市川浩史氏が平成26年9月30日任期満了となることから、麻績村麻4111番地、塚原勝幸氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。任期は平成26年10月1日から平成30年9月30日までの4年間となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

続いて、同意第2号 麻績村固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

麻績村日1667番地、飯森忠幸氏が平成26年9月30日任期満了となることから、引き続き選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。任期は平成26年10月1日から平成29年9月30日までの3年間となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

次に、同意第3号 教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

麻績村日4708番地、市川祥介氏が平成26年9月30日をもって任期満了となることから、引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。任期は平成26年10月1日から平成30年9月30日の4年間となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

次に、同意第4号 教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

麻績村教育委員会委員の麻績村麻4111番地、塚原勝幸氏が辞任を申し出たことから、麻績村麻3134番地、飯森力氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。任期は前任者の残任期間であります平成26年10月1日から平成28年9月30日の2年間となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ここで暫時休憩し、同意第1号から同意第4号までについて全員協議会にて議案提出者より詳細説明を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

それでは、暫時休憩といたします。

委員会室へ移動してください。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時29分

○議長（尾岸健史君） 会議を再開いたします。

---

#### ◎同意第1号の質疑、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第26、同意第1号 副村長の選任についてを議題といたします。

質疑を行う前に関係者であります塚原教育長の退席を求めます。

〔教育長 塚原勝幸君 退席〕

○議長（尾岸健史君） それでは、質疑を行います。

同意第1号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、同意第1号について質疑を打ち切り、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

本案件に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

全員賛成と認め、同意第1号に同意することに決定いたしました。

塚原教育長、席にお戻りください。

〔教育長 塚原勝幸君 入場〕

○議長（尾岸健史君） それでは、ただいま副村長に選任されました塚原勝幸君からその場において挨拶をお願いします。

○教育長（塚原勝幸君） それでは、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

このたび、高野村長さんのご指名をいただき、また議会皆様方のご同意をいただく中で、このたび副村長というような重責を担わせていただくことになりました。

私はもとより浅学菲才で、現、市川副村長さんの足元にも及ばないわけでございますけれども、高野村政が目指します若者が定住できる麻績村、子育てが安心・安全にできる麻績村、そして、高齢者に優しい麻績村等々活力ある村づくりに向けまして、微力ながらもその一翼を担えばと考えているところでございます。

今後、皆さん方にはいろいろな面でお世話になるわけでございますけれども、ご指導、ご鞭撻を賜りますことをお願い申し上げまして、簡単ではございますがご挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

---

#### ◎同意第2号の質疑、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第27、同意第2号 麻績村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

質疑を行います。

同意第2号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、同意第2号について質疑を打ち切り、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

本案件に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

全員賛成と認め、同意第2号に同意することに決定いたしました。

---

#### ◎同意第3号の質疑、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第28、同意第3号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

質疑を行います。

同意第3号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、同意第3号について質疑を打ち切り、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

本案件に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

全員賛成と認め、同意第3号に同意することに決定いたしました。

---

#### ◎同意第4号の質疑、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第29、同意第4号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

質疑を行う前に、関係者であります飯森振興課長の退席を求めます。

〔振興課長 飯森 力君 退席〕

○議長（尾岸健史君） 質疑を行います。

同意第4号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、同意第4号について質疑を打ち切り、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

本案件に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

全員賛成と認め、同意第4号に同意することに決定いたしました。

飯森振興課長、席にお戻りください。

〔振興課長 飯森 力君 入場〕

○議長（尾岸健史君） それでは、ただいま教育委員会委員に任命されました飯森力君からその場において挨拶をお願いします。

○振興課長（飯森 力君） それでは、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

ただいまは教育委員へのご同意を賜りまことにありがとうございました。

今、麻績村の教育行政におきましては、特に学校教育につきましては高いレベルに置かれているということでございます。これも先代の皆様方のご努力と熱意のたまものと敬意を表しておるところでございます。

私も教育委員の一員として先代の熱意に負けないような教育行政を行うために精いっぱい努力をさせていただきたいと思います。今まで同様のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

---

#### ◎発議第1号の上程、説明、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第30、発議第1号 麻績村選挙管理委員会委員及び同補充員の選

挙についてを議題といたします。

選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙については、協議により指名推選によることが決定されております。

選挙管理委員会委員には関崎英夫君、宮下宗長君、宮嶋正君、平野千代子君、以上の4名の方を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました関崎英夫君、宮下宗長君、宮嶋正君、平野千代子君、以上4名の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員補充員には立・基宏君、城山敏君、久保田みち子君、松崎宏子君、以上の4名の方を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました方を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました立・基宏君、城山敏君、久保田みち子君、松崎宏子君、以上4名の方が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序について、お諮りします。

補充の順序はただいま指名しました順序にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

したがって、補充の順序はただいま指名した順序に決定しました。

---

#### ◎発議第2号の上程、質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第31、発議第2号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定

基準の改正などを要請する意見書の提出についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第2号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、発議第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

全員賛成と認め、発議第2号は原案どおり可決いたしました。

---

### ◎発議第3号の上程、質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第32、発議第3号 「「手話言語法」制定を求める意見書の提出」についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第3号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、発議第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

全員賛成と認め、発議第3号は原案どおり可決いたしました。

---

◎発議第4号の上程、質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第33、発議第4号 集団的自衛権に関する閣議決定を見直し、十分な国民的議論と国会での慎重審議を求める意見書の提出についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第4号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、発議第4号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

全員賛成と認め、発議第4号は原案どおり可決いたしました。

---

◎発議第5号の上程、質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第34、発議第5号 農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める意見書の提出についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第5号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、発議第5号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

全員賛成と認め、発議第5号は原案どおり可決いたしました。

---

◎発議第6号の上程、質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第35、発議第6号 議会議員の派遣についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第6号について、質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、発議第6号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

全員賛成と認め、発議第6号は原案どおり可決いたしました。

---

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（尾岸健史君） 日程第36、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、麻績村議会会議規則第70条の規定によって、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査をすることに決定しました。

---

#### ◎副村長挨拶

○議長（尾岸健史君） 本日予定されました議事日程は終了いたしました。

ここで、9月末日をもって退任されます市川副村長からご挨拶をお願いいたします。

市川副村長。

〔副村長 市川浩史君 登壇〕

○副村長（市川浩史君） まずは、今月9月30日をもちまして任期満了となります私、副村長の退任の挨拶の機会をいただきましてまことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

2期8年の副村長の職を通じまして、希望の持てる自立で元気な麻績村づくりの実現に微力ながら貢献できたかなというふうに今は思っているところでございます。

今日ある麻績村を築いてきた先人の努力に思いをはせるとともに、50年後、100年後につながる継続性を持った行政施策の実施が今非常に重要だというふうに思っているところでございます。そして、過疎化、少子高齢化が一層進む中で、交通の利便性に恵まれましたこの麻績村はまだまだ発展の可能性が十分あると思っております。

私は役場職員になりましてから足かけ35年8カ月、この行政の第一線場で働いてきたわけですが、これを機に身を引きます。しかし、今後は一村民といたしまして村政の発展に協力できればというふうに今は思っているところでございます。

麻績村の今後の発展と議員各位のご活躍、ご健勝をご祈念申し上げまして退任の挨拶とさせていただきます。いろいろありがとうございました。（拍手）

---

#### ◎村長挨拶

○議長（尾岸健史君） ここで、村長から挨拶があります。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

9月4日に開会されました第3回麻績村議会定例会におきましては、平成25年度決算認定を初め、条例の改正、制定、平成26年度一般会計及び特別会計の予算補正、そして人事案件ほか議案を提出させていただきました。

これら全議案につきまして慎重にご審議を賜り、全て原案どおりお認めいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。ご決定いただきました事項につきましては、職員ともども全力で当たってまいります。

一般質問におきましては、今日の課題や将来の村づくりに向けての重要な事柄など、真剣に論議をさせていただきました。また、多くの貴重なご提言も頂戴いたしました。このことにも重ねて感謝を申し上げます。

監査委員会からのご意見にもございましたが、今後とも健全な財政運営に配慮し、貴重な財源を一層効果的に活用し、元気で希望の持てる麻績村づくりに努力してまいります。

また、特別職人事案につきましては、満場一致でご同意をいただきましたこと感謝を申し上げますとともに、私ども心を一つにして事務事業の執行に当たってまいりますので、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

そして、長い間、村政運営のかなめとなってお尽力くださいました市川浩史副村長には、この場をかりて心から感謝を申し上げさせていただきます。長い間本当にありがとうございます。これからも健康にご留意され、高所から村政全般にわたりご助言、ご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

いよいよ行政では上半期を終えて、締めくくりとそして来年度へ向けての準備と重要な下半期を迎えます。職員一丸となって麻績村のさらなる発展へ向けて努力してまいりますので、議員各位には引き続きのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、今期定例会の閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（尾岸健史君） 以上をもちまして、平成26年第3回麻績村議会定例会を閉会といたし

ます。

長期間大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時50分